

行政対応特別研究[野菜] 第1号
プロジェクト研究資料

WTO体制下における農産物セーフガード に関する調査資料

平成14年9月

農林水産政策研究所

はじめに

本報告書は、プロジェクト研究「野菜の需給安定に関する経済分析」（行政対応特別研究、研究期間：平成13から14年度の2年間）の一環として行われている「諸外国におけるセーフガード政策に関する調査・分析」の研究成果の一部を研究資料として刊行するものである。

1995年のセーフガード協定発効後、諸外国におけるセーフガード措置の発動件数は増加傾向にあり、2001年4月に、我が国もネギ、生シイタケ、畳表の輸入に対して、初の暫定措置を発動した。また、WTO農業交渉日本提案においては、新たなセーフガードの創設を提案している。

本課題は、このような状況を受けて、諸外国におけるセーフガードに関する調査事例について、発動状況、輸入増加等の発動条件の運用状況、紛争案件に係るWTO上級委員会における判定を整理・分析することを内容とし、我が国のセーフガード制度の運用にあたっての参考材料を提供することを目的とするものである。

本課題は、勝又健太郎及び堀越孝良が担当し、具体的作業としては、各国のセーフガードの発動に関するWTOへの通報文書を素材として調査事例全般に関して発動状況を調査した。さらに、農産物（食品を含む。以下同じ。）関係の発動事例については、外部の専門家2名（明治大学法学部の間宮勇助教授、東京大学法学部附属外国法文献センターの内記香子助手）の協力を得て、各国の通報文書（米国の事例については、これに加えて米国国際貿易委員会（USITC）報告書）及び上級委報告書の内容について詳細に調査を行い個別に調査票を作成した。

また、研究会活動としては、平成13年11月26日に特別研究会を開催し、東京大学社会科学研究所の中川淳司教授に「セーフガードとアンチダンピング」というテーマでご報告頂いた。さらに、平成14年3月18日、22日にセーフガード調査報告会を開催し、上記の調査票作成者から調査内容についての報告を受け、若干の当所研究員の参加を得て意見交換を行った。

本報告書は、このような研究作業・研究会活動の結果を以下の2部構成により取りまとめたものである。

つまり、第1部として、東京大学社会科学研究所の中川淳司教授の報告内容を掲載し、第2部において農産物輸入に対するセーフガード措置（以下「農産物セーフガード」という。）の発動事例に関してWTOへの各国の通報文書とWTOのパネル・上級委員会の報告書の内容を記載した上記の調査票を国別に掲載した。

平成14年9月

農林水産政策研究所

目次

第1部 セーフガードの制度的検討

「セーフガードとアンチ・ダンピング」中川淳司（東京大学社会科学研究所教授）…… 1

第2部 各国の農産物セーフガードの調査・発動事例

－ WTO への通報文書及び上級委員会報告書の概要－

(国名)	(輸入品目)	
1. 韓国	大豆油	21
2. 韓国	乳製品（脱脂粉乳調整品）	22
	上級委員会報告書	32
3. 韓国	ニンニク	35
4. 米国	生鮮冬トマト	43
5. 米国	生鮮トマト、シシトウ	44
6. 米国	小麦グルテン	45
	（参考）USITC 報告書抜粋	49
	上級委員会報告書	51
7. 米国	ラム肉	56
	（参考）USITC 報告書抜粋	61
	上級委員会報告書	63
8. 米国	カニの身	70
9. チリ	小麦・小麦粉、砂糖、食用植物油	71
	（参考）チリの国家委員会及び価格帯について	95
10. チリ	粉乳・UHT 牛乳	99
11. チリ	混合食用油	112
12. アルゼンチン	果糖液漬け桃（桃缶）	119
13. ブラジル	ココナッツ	124
14. エルサルバドル	豚肉	125
15. エルサルバドル	米・加工米	126
16. チェコ	甘蔗糖・甜菜糖・蔗糖	127
17. チェコ	異性化糖	135
18. チェコ	ココアパウダー	143
19. スロヴァキア	豚肉	145
20. スロヴァキア	甘蔗糖・甜菜糖・蔗糖	147

21. スロヴェニア	豚肉	154
22. ラトヴィア	豚肉	156
23. リトアニア	非乾燥ペーストリーイースト	164
24. ヨルダン	ビスケット、チョコレート	169
25. エジプト	脱脂粉乳	172
26. モロッコ	生鮮バナナ	175
27. オーストラリア	豚肉	181
調査・発動事例別の担当者一覧		184

第1部

セーフガードの制度的検討

1. 問題設定

ご紹介いただきました東大の中川でございます。よろしくお願い致します。本日は、セーフガードとアンチダンピングに関しまして少し一般的なお話をし、特にセーフガード協定及びアンチダンピング実施協定に則してお話をし、それから若干の問題提起をさせていただこうかと思っております。レジュメ（18 ページ）として一枚お配りしてありますが、それと別に、セーフガードとアンチダンピング手続の比較表（19,20 ページ）を二枚の紙で作ってございます。この表の方は、レジュメで言いますと2のお話をする時に適宜ご参照いただければと思います。まず1の問題設定ということで少しお話をします。

（1）通商救済措置としての共通性

セーフガードについてはガットの第19条がありますけれども、これは関税譲許その他ガットの定めるルールを遵守しながら行われている通商活動において、事情の予見されなかった発展の結果として特定製品の輸入が急増したために、同種の製品又は直接的競合産品を生産する国内産業に重大な損害が生じた場合、あるいはそのおそれがある場合に、ガット上の義務を一時的に停止して国内産業を保護するためにとられる輸入制限措置であります。

これに対しまして、今日お話しするもう一つの制度であるアンチダンピングについては、ガットの第6条に規定があります。これは製品の正常な価格（normal value）を下回る価格で輸出が行われたために、同種の製品又は直接的競合産品を生産する国内産業に実質的な損害が生じた場合、あるいはそのおそれがある場合、または国内産業の確立が実質的に遅れる場合に、正常な価格と輸出価格との差額（dumping margin）を限度として当該産品に課徴金を賦課し、国内生産者との間に公正な競争条件を成立させる制度であります。

このように、セーフガードとアンチダンピングは別個の事態を対象として発動される別個の措置として規定されていまして、その目的も保護法益も異なっております。しかし他面において二つの制度は、輸入競争から、国内生産者を保護する通商救済措置（trade remedies）として共通する機能を持っているといえます。貿易自由化は資源配分のグローバルな最適化と厚生を最大化を達成するための手段であって、ガットそしてWTOが一貫して追及してきた目標であります。しかし、各国は様々な産業部門をかかえており、その全てが貿易自由化によって勝利を収めることが約束されている訳ではありません。輸入競争における敗北は、売上の減少や失業などの不利益を生じますから、競争に敗れた、あるいは敗れる可能性の高い国内生産者は、自国政府に対して保護を求めるということになります。

セーフガードとアンチダンピングはこうして発動される通商救済措置、様々なものがありますけれどもその中で、外国生産者を対象として競争条件をそれまでよりも国内生産者に有利に変更する措置としては共通する性格を持っております。また実際に過去のセーフ

ガードまたはアンチダンピング措置の発動事例を見てみますと、例えば中国からのにんにくの輸入に対して、韓国ではセーフガードが発動されましたけれども、カナダではアンチダンピング措置が発動されております。このように同一の産品に対して両者が発動されている事例があります。農産物ではありませんけれども、例えば、米国では鉄鋼製品に関して広い分野でアンチダンピング措置が発動されてまいりましたけれども、最近セーフガード措置の発動が決定されております。

(2) 発動件数の相違

このように輸入国の生産者または政府にとってセーフガードとアンチダンピングは代替可能な通商救済措置として認識され、また実際に運用されているということがあります。ただし、これらの措置の発動件数をみてみますと大きな違いがあります。セーフガード措置はガットの時代47年間の通算で150件、WTOになってからの95年以降は2000年末までの6年間で30件にすぎません。これに対してアンチダンピング措置は手元の統計が1969年から94年の末までガットの時代の後半ということになりますけれども、25年間で3,048件、それからWTO発足以降99年末までの5年間で1,238件、ただし、これは本発動ではなく調査開始回数件数でカウントしていますが、このような数に上っています。つまりセーフガード措置の発動がごく限られているのに対して、アンチダンピング措置の発動がきわめて頻繁に行われているということです。

これにはいくつかの原因が考えられると思います。4点くらいあると思いますが、第1にセーフガード措置に比べるとアンチダンピング措置の発動要件が緩やかであるということ。それから第2点として、WTOが発足するまではセーフガード措置の代わりに輸出自主規制が頻繁に利用されてきたということ、それから第3点として、繊維製品については一般的セーフガード、いわゆるガットの定めるセーフガードとは別に、多角的な繊維取極という特別な多国間の枠組みがガットの時代に作られてこれが機能してきたことがあります。そして第4に、これは第1に述べた点も関連しますけれども、とりわけアンチダンピング措置については、その発動にあたってダンピングマージンの計算が容易であって発動のためのハードルが低いということが挙げられます。

(3) 問題設定

こういった理由から、セーフガードは非常に使いづらくて、アンチダンピングは非常に使いやすい、しばしば乱用されていると言われるような、そういう違いが出てきているわけです。WTOになってセーフガード協定ができて、セーフガード協定はセーフガードについて発動要件を部分的に緩和するとともに、輸出自主規制措置を禁止しました。これらの変更はセーフガード措置の発動件数の増加を予測させるものでありましたけれども、先程も見ましたように決してセーフガード措置の発動はWTOのもとで急増したということにはなっておりません。通商救済措置としてはアンチダンピング措置が圧倒的多数であることに基本的には変わりがないのが現状であります。以下この報告ではセーフガード

とアンチダンピング措置の発動条件に関する以上の認識を前提として、通商救済措置としての両制度の適正な役割分担を考えるという観点から、この二つの制度に対するWTOの規律を比較し、かつ日本の国内法制度の現状についても若干検討することに致します。

2. WTO体制におけるセーフガードとアンチダンピング ―類似点と相違点―

ウルグアイラウンドの結果として、セーフガードの発動要件等について詳しく規定をしたセーフガード協定が作られました。また同じくウルグアイラウンドの結果としてアンチダンピングについても東京ラウンドコードを改訂したアンチダンピング協定が作られました。そこでこれらの協定を検討してWTO体制におけるセーフガードとアンチダンピングに関する国際的な規律を比較して、その両者の類似点と相違点を検討したいと思います。

(1) 類似点

なお、表を適宜ご参照ください。括弧の中に参照条文を書きました。これはそれぞれ各協定の該当する条文であります。類似点としては発動要件と暫定措置、それから発動期間の三点を見ておきます。

1) 発動要件

発動要件に関する類似点は、損害要件であります。つまり両制度ともに国内産業への損害が要件とされている点で共通しています。ここでいう国内産業とは「輸入産品と同種の産品、または直接に競合する産品を生産する産業の全体または相当部分をいう」という定義があって、この定義に関しても両協定とも共通しております。

また、発動要件に関連しますけれども、因果関係も共通する要件であります。国内産業に対する損害があって、その損害と輸入競争における一定の行為ないし事態、これは具体的にいうとセーフガードの場合は輸入の急増、それからアンチダンピングの場合はダンピングになりますけれども、これらとの間に因果関係が存在するという点、それが発動要件とされているという点でも共通しております。

それから、もう1つの要件とも関連しますけれども、発動に先立つ調査の手続においてもかなりの類似点が認められます。調査を実施する、これは当局ということになりますけれども、当局は調査にあたってすべての利害関係者に通知をし、特に措置の発動対象となる輸出者、または外国の生産者に対して証拠の提出と自己の見解の提出の機会を保障しなければならないとされております。調査段階で提出される証拠の中で特に秘密の情報、価格、販売数量等に関する情報は企業秘密と考えられる場合があるわけですが、こういった情報については当局は秘密保護のために必要な措置をとらなければならないとされております。これらの点も両協定ともに設けられております。このように、措置を発動する前提としての調査段階に関する規律もかなり似通っているということがいえます。

2) 暫定措置

類似点の2つ目は暫定措置になります。正式な措置を発動する前に暫定的な措置の発動というものを両協定ともに認めております。ただし、その要件は異なっています。セー

フガード協定の場合は、遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合に限るという条件ではありますが、アンチダンピング協定の場合はダンピング調査が開始され、ダンピング及びその結果生じる国内産業に対する損害についてこれを肯定する仮の決定が出された場合に調査中に生じる損害を防止するために当局が必要と認めた場合という条件のもとで暫定賦課が認められてきております。その意味では発動要件はややアンチダンピングの方が緩やかであろうかと思えます。

ただし、両者ともこれは暫定的な決定であるという点では共通していますし、最終的な決定がその後になされるわけですが、損害がなかった、あるいは因果関係がなかった、その他のネガティブな決定が出た場合には、いったん暫定措置としてかけられた税金その他は返還されなければならないということが共通して規定されています。その返還の可能性を確保するために、暫定的セーフガードの場合とりうる措置は、これは後ほど簡単に触れますけれども、数量制限ではなくて関税引き上げというかたちをとるべきであるという規定があります。つまりそうすればいったん徴収した関税を返却できるということになるわけです。

3) 発動期間

3つ目の類似点として発動期間ですが、従来は措置の発動期間については、両者ともに明確な規定が存在しませんでした。そのため極めて長期にわたって措置が継続して国内産業を必要以上に保護してきたという批判がされてまいりました。両協定はこの点を改め、措置の発動期間を限定しました。セーフガードの場合は原則として4年間、例外として合計8年を限度に延長が認められます。アンチダンピングの場合は原則として5年以内に廃止されるということになりました。

(2) 相違点

以上が類似点ということですが、それ以外の点では多くの点で相違が認められます。こういった違いはこの二つの制度の制度目的や保護対象の違いというものを反映したものであろうと思えます。

1) 発動要件

まず発動要件に関してですけれども、最もわかりやすい顕著な違いは、措置の発動の原因となる行為、ないしその事態というものの違いであります。セーフガードの場合は国内産業に重大な損害を及ぼすような輸入の急増というものが対象ですが、アンチダンピングの場合はダンピングすなわち正常価格よりも低い価格での販売というものが原因行為となります。従ってその措置の発動に先立って行われる調査においても、セーフガードの場合は輸入増加、これは輸入の絶対的増加及び国産品との関係での相対的増加、その両方を含むとされていますけれども、この輸入増加の有無というものがポイントになりますし、アンチダンピングの場合には正常価格と販売価格との価格比較が重要な調査ポイントとなるわけです。

また、こうした原因によってもたされる国内産業の損害の認定に当たってその損害の重

大性の程度というものに違いが認められている点にも注意する必要があります。セーフガードの場合は「重大な損害」英語でいうと serious injury、アンチダンピングの場合は「実質的な損害」material injury、が発生していること、またそのおそれがあることが要件とされています。「重大な損害」の方が「実質的な損害」よりも損害の程度が重大であることを要求していると一般には考えられています。これはセーフガードとアンチダンピングの趣旨の違いから来ているものだと思われます。セーフガードの場合は、本来は正当な経済行為として自由に行われるべきはずの輸出活動を制限する例外的な措置であるという位置付けがあるわけですが、アンチダンピングは、ダンピングという非難すべき行為に対する一種の制裁的な措置であるという、そういう制度目的の違いというものが損害要件の違いに表れていると思われます。

ただし、表の一枚目の上から二つ目のコラムに挙げましたけれども、損害認定において考慮されるその指標、インデックスについては、両者の間には相当類似したものがあります。セーフガードの場合、輸入の増加率、増加量、輸入製品の国内市場の占拠率（シェア）、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化というものが検討項目として挙げられています。アンチダンピングの場合は輸入の絶対増と相対増、輸入品と国産品の価格差、国産品の価格引き下げ効果ないし価格上昇抑制効果、国内産業への影響、これは具体的には販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益もしくは操業度における現実の及び潜在的な低下、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力もしくは投資に及ぼす現実的潜在的な影響等。こういったものが検討項目として挙げられています。アンチダンピングに関する方が検討項目が多いですけれども、実際の損害調査認定における調査内容というものはかなり似通っているのであろうと思われます。セーフガードの調査においても輸入品と国産品の価格比較というものが行われることは一般的でありますし、またアンチダンピングの場合であっても輸入増加は重要な検討項目の一つであります。この点も共通しています。

2) 調査開始

次に調査開始という要件に関する違いですけれども、この点についてはアンチダンピング協定の方がセーフガード協定よりも詳しく規定しています。それによるとアンチダンピング調査は、ダンピングによって損害を被ったと主張する国内産業による申請、あるいは輸入国の当局の職権により開始されるということです。利害関係人の申請、あるいは職権の二本立てになっているわけです。

ところで、セーフガード協定にはあらかじめ定められ、公表された手続に従い、輸入国の当局が調査を行った上で措置を発動することができるという規定がありますけれども、その調査開始が国内生産者の申請に基づいて行われるのか、当局の職権によって行われるのかといった点については具体的に規定しておりません。この点は各国の国内法に委ねられています。各国の規定は様々でありまして、国内生産者からの申請に基づく調査開始と、当局の職権による調査開始の両方を認める国もあります。例えばアメリカや韓国がそうですけれども、また、これに対して国内生産者からの申請に基づく調査開始しか認めない国

としてアルゼンチンやインドがあります。他方で当局の職権による調査開始のみを規定している国もあります。これは日本、あるいはECです。

3) 最低限条項

次に、レジユメには最低限というふうに書きましたけれども、これはアンチダンピングに関する協定に規定がありまして、正常価格と輸入価格、販売価格の価格差、これをダンピングマージンと申しますけれども、ダンピングマージンが実質価格の2%未満とごく僅かな場合、または、特定国からのダンピング輸入の量がその製品の総輸入量の3%未満である場合にはアンチダンピング措置は発動できないと規定が設けられています。de minimus条項、最低限を規定する条項です。軽微なダンピングについては、これは発動しないということでアンチダンピング措置の安易な発動を制限する乱用防止の趣旨の規定であります。

セーフガード協定にはこのような規定はありません。セーフガードが本来は正当な経済行為として行われる実質活動を例外的に制限する措置であるということを一先申しあげました。損害要件その他の発動要件は、アンチダンピングよりも厳格に定められています。その意味でいえば、de minimusについて規定をするまでもなく、ごく軽微な損害であるとか、緩やかな輸入増加による損害の場合にはセーフガードの発動対象からは除外されているということが考えられるからであります。ただし、協定の9条に規定がありまして、途上国例外として、ある途上国からの輸入量がその製品の総輸入量の3%を超えない場合には、その途上国を原産地とする商品はセーフガード措置の対象から除外されるという規定が設けられています。これは途上国保護の観点からの例外的な規定であります。

4) 措置の内容

次の違いは措置の内容ですけれども、セーフガード協定は、セーフガードとしてとりうる措置を明確に制限する規定を設けておりません。ガット19条によれば、セーフガードはガットに基づいて締約国が負う義務の停止として実施されます。したがって、各国は損害の救済ないし防止に必要な限度で数量制限、関税割当を含む関税譲許の撤回や関税譲許の修正などの措置をとることができます。これに対してアンチダンピングの場合は、とりうる措置はダンピングマージンを最大限として課されるアンチダンピング税の賦課だけあります。

5) 措置の対象

次に措置の対象となる相手でありますけれども、セーフガードは、原則として輸出国のいかなるものを問わず全ての輸入産品を対象に課されます。いわゆる無差別適用の原則といわれるものです。これに対してウルグアイラウンドでは、セーフガードの特定国を狙い撃ちとした選択的な適用というものをECは強く主張しまして、この要求を部分的に受け入れるかたちで協定にクォータモジュレーションと呼ばれる規定が設けられました。

これは、数量割当を実施する場合、正当な理由があり、またWTOのセーフガード委員会にその必要性というものが明示的に示された場合に、特定国からの輸入を重点的に制限することができる規定が設けられました。そのかぎりでは無差別適用原則が修正されたので

あります。

他方で、アンチダンピング税の賦課対象というものは、これはダンピングを行ったサプライヤーに限られます。複数のサプライヤーが対象となる場合には、個々のサプライヤーごとにダンピングマージンが計算され、それに応じてアンチダンピング税も個別に賦課されるということになります。

6) 補償措置等

次の違いは補償措置および対抗措置についてであります。これはセーフガードにのみ認められているものです。繰り返し見てきましたように、セーフガード措置は、本来は正当な貿易活動、経済活動であるはずの輸出、その増加に対して国内産業保護の観点から一時的にそれを制限する例外的な緊急措置という趣旨があります。そういうことを反映して、セーフガード措置をとる国は措置の対象国に対して、セーフガード措置が及ぼす貿易上の悪影響を相殺するための補償を講じるよう努力することを求められます。補償措置について具体的にいうと、他の産品に関する関税率を引き下げる、それによってより多く相手国から輸入できるようにするといったかたちになります。

補償措置についてセーフガードを発動する国と措置の対象となる国との間で合意が得られない場合、措置の対象国は発動する国に対して対抗措置として特定の産品について譲許の停止を行うことができると規定されています。ただ、これはいわゆる正式発動の場合でして、暫定セーフガードについては補償措置、対抗措置は認められていません。ですから、このたびのセーフガードに対して、中国が対抗措置ということでいくつかの品目について関税を引き上げましたけれども、WTO協定に照らすと違反であるということになります。

補償措置または対抗措置がとられた結果として、セーフガード措置は輸入急増によって直接の被害を被った国内産業以外の国内産業にも不利益を生じしめるということです。今回の中国のケースでは、自動車であるとか、電機メーカーの業者にとぼちちりが来たということになるわけです。この点が無差別適用原則とならんでセーフガード措置の発動を困難にしているという指摘がこれまでなされてまいりました。そこでセーフガード協定は、輸入の絶対増が認められる場合に限ってですが、セーフガード措置の対象国による対抗措置の発動を3年間禁止する、いわゆるモラトリアムを設けました。他方でアンチダンピングについては、こうした補償措置や対抗措置は認められません。これは、アンチダンピング措置は、ダンピングという不公正な貿易慣行に対する正当な対抗措置、ないし制裁措置という位置付けを与えられているためであると考えられます。

7) 司法審査

次に司法審査ですけれども、アンチダンピング協定の第13条に規定があります。それによると、アンチダンピングに関する行政当局の決定に対して、これを申し立てによって司法機関が審査する、そういう手続を設けるように各国は義務付けられました。アンチダンピング措置は個別の生産者、また輸出業者に対する不利益処分となるわけですから、司法審査を通じてその適法性を争う権利を対象者に保証したものです。

これに対してセーフガード協定には、セーフガード措置に関する司法審査という規定は

設けられていません。セーフガード措置は、国内産業を保護するためにすべての輸出国を対象として無差別的に発動される措置であり、発動要件の充足についても、またとるべき措置の内容や補償措置の内容に関しても高度の政策的な判断が必要となります。セーフガードもこうした性格から考えてアンチダンピングとは異なり、これは司法審査にはなじまないと考えられたと思われま

8) 構造調整

次に構造調整ですけれども、これはセーフガードに固有の規定であります。セーフガードの目的は輸入増加から国内産業を一時的に保護して、その産業が国際競争に対応できるよう構造調整を行う、具体的には競争力の強化、回復、あるいはそれが困難な場合には、他の産業への撤退、ないし転換といった構造調整を進めるために猶予期間を与えるということになるわけです。

こういったことを反映してセーフガード協定は随所で構造調整に言及しております。直接にセーフガード措置の発令にあたって構造調整を行うことが義務づけられている、あるいは条件づけられるということはありません。しかし、例えば、協定を見ますと前文で構造調整が重要であること、というようなことをいっています。また、協定の第7条を見ますとセーフガード措置の適用を行う期間、長さを決めるに当たって、構造調整の必要性ということに考慮することを発動国に求めています。また、その期間の延長を行う場合には構造調整が行われていることが条件の一つとなっています。また、1年を超えるセーフガードについては、構造調整を促進するために一定の間隔で段階的にセーフガード措置を緩めるということが義務付けられています。こういった規定が構造調整とのからみでセーフガード協定には設けられています。

アンチダンピング協定は構造調整にはいっさい触れていません。アンチダンピングの原因行為はダンピングです。国内産業はアンチダンピング税が課されて競争条件が是正、適正化されれば構造調整は必要なく、公正な輸入競争に参加できるという考え方がおそらくその背後にあると思われま

(3) 小括

以上協定をみてまいりましたけれども、比較しますと、アンチダンピングに比べてセーフガードは、発動要件が厳格で発動に当たっての様々な手続き的な制約、あるいはその他の国内産業への影響、補償措置、対抗措置の可能性という点でハードルが高いということがいえます。セーフガード協定ができる前と、その後を比べますと、その前よりは若干発動要件は緩和されました。具体的には、例えば、クォータモジュレーションというものを挙げましたけれども、無差別的原則を若干緩和したことでとか、それから輸入が絶対的に増加した場合には対抗措置の発動は3年間のモラトリウムがあることなどが挙げられま

しかし、最初申しましたようにWTOのもとでもセーフガードの発動件数はそれほど増えておりません。他方でアンチダンピングは毎年数百件という単位で発動されております。

最近では特にインドやブラジル、メキシコ、アルゼンチン、それから中国、台湾といった途上国によるアンチダンピング措置の発動が増加する傾向にもあります。アンチダンピングは、特定企業を対象として発動されるものであって、セーフガードに比べると発動要件がやや緩やかであるということがいえます。それからダンピングマージンの算定にあたって、輸入国の裁量が働く余地が大きいということがあります。この点については後で若干触れますけれども。また対抗措置、補償措置が他産業に波及するということはありません。

通商救済措置という点では共通であるということを経験的に申し上げましたけれども、実際に制度の利用のしやすさということを経験した場合に、これだけ大きな違いがあるということは、はたして妥当かどうか疑問がないわけではありません。制度目的が違うというのは一つの説明であろうかと思えます。かたや例外措置で、かたや不公正なダンピングに対する対抗措置ということでもあります。ただし、現実の用いられ方、それはあくまでも輸入競争に対して国内産業を保護する通商救済措置であるということを経験的に考えると、制度目的の違いというものがある程度決定的な違いになるのかという点で疑問があります。将来の方向性としては、国際的な規律というものを前提として考えながら、両者がよりバランスをとれたかたちで発動されるという方向性を模索する必要があると考えています。このたび、ドーハで開かれた閣僚会合で、新しいラウンドの開始が決定されて、その中にアンチダンピング協定の見直しというものが入りました。あまりにも乱用されているということで、その発動要件の厳格化ということが大きなポイントになろうかと思えます。アメリカは抵抗すると予想されていますけれども、そういったこともありまして、国際的な規律のバランスというもの、それに対応して国内法の整備というものを考えていく必要があるだろうと思えます。そういうことをふまえて基本的に両者は通商救済措置として共通していて、場合によっては代替可能であるといったとらえ方をした上で、これらの措置を発動する場合にどういう点がチェックポイントとして考えられるかという点をいくつか指摘することにします。それから、特に中国との関係で今後注目するポイントもいくつかありますので、この点についても指摘をしたいと思います。

3. セーフガード、アンチダンピング措置発動に当たってのチェックポイント

(1) セーフガード措置発動に当たってのチェックポイント

1) 調査開始

セーフガード措置発動に当たってのチェックポイントですけれども、調査開始についてまず挙げます。先程も見ましたように、アンチダンピングの場合は国内産業の要請を受けて調査を行う調査開始と当局の職権による調査開始の両方が規定されているわけですが、セーフガード協定では特に規定がなく、日本の国内法は職権による調査開始しか認めていないことです。その場合に国内産業の意向というものは、当該産業を所管する大臣、例えば、農産品であれば農林水産大臣、工業製品であれば経済産業大臣、そういった所管大臣を通じて反映されることになるというように思っています。

このように職権による調査開始しか認めていないことは、セーフガード措置の発動が非常に高度の政治的判断を必要とするという事情を反映したものと考えられますけれども、しかし、よく考えてみれば、高度の政治的判断はセーフガード措置の発動を最終的に決定する段階で下されるべきことであって、調査を開始するかどうか、調査開始段階で当局の裁量を認めることは、これを通商救済措置として見た場合には問題ではないかと考えています。

具体的には法律を改正して国内産業、国内生産者からの要請に基づく調査開始というものを明確に制度化して手続として設けるべきではないか。これはアメリカ、韓国の制度、そういう制度ですけれども、そういった制度を取り入れてもいいのではないかとことです。そういったかたちで調査開始、それから実際の発動、というプロセスをより透明なものにするということが重要なのではないかと考えています。

2) セーフガード措置発動に当たっての政策的判断

次に政策的判断ですけれども、セーフガードというものは、重大な損害があった場合に必ず発動しなければならないものではありません。発動するかどうかはあくまでも各国が権利として判断することができるという性格のものでありますから、そのセーフガード協定が規定する発動の様々な技術的な要件とか、実態的要件を満たしたとしても、各国はその裁量によってセーフガードを発動すべきかどうかという政策判断を行っています。

この点に関して、例えば、アメリカの法律をみますとセーフガードに関する国内法によれば、大統領が最終的な決定をしますけれども、セーフガード措置発動のメリットとデメリットを考慮するということを求められます。具体的にいくつかのファクターが列挙されていますけれども、例えば、措置の実施が消費者及び製品の国内市場における競争に与える効果、措置がとられなかった場合に納税者、地域社会及び労働者が被るであろう経済的、社会的損失。補償措置の提供によってアメリカの産業及び企業が被る影響などが考慮されるということです。

日本の場合は、関税定率法の規定を見ますと、セーフガード措置の協定が定める様々な要件が満たされている場合、「国民経済上緊急に必要なと認められる時」という文言がありまして、国民経済上の緊急の必要性ということでそれを検討するに当たって様々な要因が検討され、政策的な判断が下されてセーフガードが発動されるということになっています。また、セーフガードの調査機関には国内産業だけではなくて、その産品を輸入して用いるユーザーであるとか、使用者、あるいは消費者などからも情報の提供や意見表明を受け付けるという手続が定められています。

ですから、明確ではありませんけれども、同様の政策的な判断を発動に先立って行われていることが書かれています。ただ、この点の規定は法令上は非常にあいまいでありまして、なんでもかんでも米国がいいというわけではありませんけれども、具体的にどういふ点を考慮するのかということを確認することは検討されていいのではないかと思います。

3) 腐敗しやすい農産物に関する暫定措置

それから、次の腐敗しやすい農産物に関する暫定措置。これは日本の国内法にはそう規定はありませんけれども、アメリカの国内法をみますと、腐敗しやすい農産物については速やかに手続が進む、そういう一種のファーストトラックのような手続が設けられています。その農産物について価格等の調査が90日以上モニターされているということを条件として措置の発動までの手続がスピードアップされています。損害認定にあたる機関は、国際貿易委員会、ITCですけれども、申請があった場合にITCは21日以内に損害に関する決定を下して、肯定的な決定が出た場合には大統領は7日以内に措置をとることを決定する。ですから、申請から4週間以内に最終的な決定が出されるという、そういう制度が設けられています。これは日本にはこういう制度は存在しませんけれども、検討の余地はあるのではないかと思います。

4) 構造調整との関係

それから、次に構造調整との関係ですけれども、セーフガード制度というのを述べましたけれども、これは本来は構造調整コストの負担のしくみですね。輸入競争が盛んになった。そのために、産業構造調整をしなければいけない時に、そのコストを一時的にある輸出国、あるいは、その輸入国のユーザー、消費者に負わせるという緊急避難的な措置なわけです。その意味では、セーフガード措置の発動は、措置の発動期間中に構造調整が成功裏に終るという見通しがある場合に限り行われるべきものであると思います。ですから、協定は明確にはそういうものを条件付けていませんでしたけれども、措置の発動と平行して構造調整が進行するということを条件として設定されるべきものであろうと思います。

また、この点は、いったんセーフガード措置が発動されて終わった場合に、措置が終了とその措置が発動されていた期間、最低2年、それ以上続いた場合にはそれ以上の期間、措置がとられていた期間と同じ期間は再発動はできないということが協定の第7条5項に規定されています。そう考えるとやはりセーフガードというのは、産業構造調整のためのラストチャンスとしての意味合いを持っているといえると思います。

ここでもアメリカの国内法を比較で見たいと思います。ITC、それから大統領の最終決定が下される時に国内産業がとらうとしている構造調整計画というものが公表されることになっています。日本の場合はセーフガード協定に対応して、セーフガード措置の延長を認める条件として、国内産業が構造調整を行っていると思えられる時というものが挙げられていますけれども、セーフガード措置の発動自体については構造調整は要件とされていません。これは協定違反ではありませんけれども、セーフガード措置、協定の趣旨を考えると検討されていいのではないかと思います。

以上の点を別の言葉でまとめますと、調査開始と措置発動に当たっての政策的判断というのは、セーフガード措置のプロセスの透明化、明確化という考慮に関わる話で、腐敗しやすい農産物に関する関税措置というのは、よりきめ細かい対象産品の特性に照らしたセーフガード措置の利用可能性を高める、使いやすくするという観点からの話でした。他方、構造調整についてはベクトルが逆で、安易に保護主義的に一時しのぎとして用いられることを避ける。本来の趣旨からすると、これは構造調整のためのコストを一時的に他者に負

わけて円滑なシフトを図るための手段として用いられるべきだ。その制度本来の趣旨から考えると、ある程度そのハードルを上げるということも必要であろうかという観点からの指摘でありました。いずれも日本の現行法に対して若干の改善というか、改正を進めることとなりますけれども、後でご意見等を頂ければと思います。

5) 対中国特別セーフガード

それから、次に中国にからめた点ですけれども、これはアメリカと中国とのWTO協定加入交渉、99年にまとまって、今回正式に加入が認められましたので、全ての国に対して適用されるWTOの加盟議定書に盛り込まれた規定ですけれども、対中国特別セーフガードというものが入りました。これはセーフガード協定の本来のスキームからすると例外ということになります。セーフガード協定は輸出自主規制は認めない。それから原則として無差別適用ということで全ての国に対して一律に適用するという原則でしたけれど、その例外にもなります。

中国のWTO加盟から今後12年間については、中国産の製品の輸入急増というものが、原因でセーフガードの発動が問題になる場合には、輸入国は中国との間で協議を行う。合意すれば中国が輸出管理を行って数量を抑える。中国側の輸出自主規制を求める。もし合意に至らない場合には、輸入国は一方的に中国産のみを対象として輸入製品を規制することができる。そういう仕組みであります。これが12年間という時限付で導入されました。今後はおそらくすでに終わった暫定発動の対象産品等については、こちらのスキームで検討されるということになるかと思えます。

(2) アンチダンピング措置発動に当たってのチェックポイント

最後にアンチダンピング措置発動に当たってのチェックポイントということで見ますが、ここで指摘しておきたいのは価格比較ということです。アンチダンピング措置全体についても、いろいろと述べるべきことはあるかと思えますけれども、仮にセーフガードの代替的な手段として考えた場合に、特にどの点が問題になるのかという点についてお話しをしますけれども、損害要件、その他因果関係等々かなり類似点があるということは申し上げました。

アンチダンピング措置の発動にあたっては価格比較というものが決定的に重要ですので、この点はセーフガードとは異なった点ですけれどもちよつと見ておく必要があるかと思えます。アンチダンピングである以上はダンピングの認定ということが求められるわけですけれども、この場合は輸出価格とその製品の正常な価格、ノーマルバリューを比較してその差がダンピングマージンとなって、それを上限としてアンチダンピング税が課されるというのがこの制度のシステムです。したがってダンピングの決定にあたっては、正常価格をどう捉えるかということが重要になります。これはその産品が輸出国の国内でいくらで売られているか、その国内価格を見るというのが原則であります。

つまり、国内価格よりも輸出価格が低い場合をダンピングとみなすのが原則ですけれども、この原則についていくつかの例外があります。例えば、第1に比較すべき国内価格と

というのが存在しないか、あっても非常に限られている場合については、その製品の第三国での販売価格、例えばもっぱら輸出向けに生産されているような場合、国内価格というのを捕捉できない場合ですけれども、第三国、例えば日本以外の国に対して販売する価格を比べて日本の販売価格がどうなのかと、そういったようなことを見ます。第三国価格がない場合は、当該製品の生産コストに輸送費、その他の販売経費、プラス利益を加えて本来正常な価格であろうとみなされるべき価格、これを構成価格といいますけれども、それを計算してそれを検討する。それを正常価格とみなすということです。

それから、もう一つのポイントとして重要な点、例外ですけれども、いわゆるノンマーケットエコノミー、市場経済対策をとっていない国からの輸出品については、国内価格自体、その価格システム自体がマーケットエコノミーの場合と異なるということもあるので、この場合は第三国の国内価格、あるいは構成価格が参照される。ノンマーケットエコノミーの例としてカナダが中国とベトナムからのにんにくの輸入についてダンピング調査を行った場合には、中国、ベトナムと同程度の経済発展段階にある。そういう市場経済体制の第三国としてメキシコを取り上げて、メキシコにおけるにんにくの国内価格を参照してこれを正常価格として用いた例があります。そしてその上で輸出価格がそれより低いということでダンピングを認定したということになったわけです。ちなみに中国については、WTO加盟議定書において中国は加盟後15年間はノンマーケットエコノミー、非市場経済国として扱って正常価格の算定にあたっては第三国の国内価格及び構成価格を指標として用いるということになりました。以上、アンチダンピングとセーフガードの比較を踏まえて、若干のチェックポイントということでお話を申し上げました。異論等ありましたらまたお話を伺いたいと思います。以上です。

[質問に答えて]

(1) セーフガードと構造調整について

(中川) 実際に歴史的に振り返ってみますとこのセーフガードという仕組みは1934年にアメリカで国内法で作られたんです。それまでは議会が関税率を設定して非常に高くなっていたのを大統領に関税交渉の権限を委譲する法律ができた時に、議会としてはそういうことはやらせるけれども国内産業がそれだといろんな意味で厳しくなるので、セーフガードで守る。それで34年に法律が作られて、それがその後ガットにそのまま持ち込まれたということがありまして、端的に言ってしまうと国内産業を保護するための一つの口実として設けられたという面があったと思うんです。その後のいろんな規定の出来方なり国際的なケースの展開を見ていくと、特にWTOの後にできたセーフガード協定の中では構造調整の重要性が明確になされていますから、本来の保護主義的な手段としてのセーフガードからより理論的にも筋のいい議論、制度に変わってきた面は確かにあると思うんです。私の話しは、そこはもう少し強調して、保護主義的な使い方は、やめたほうがいいんじゃないのかという私の意見というか個人的な見解を申し上げましたので、その限りでいうと自由貿易主義的捉え方というふうになるかもしれません。

(2) アンチダンピングとセーフガードの関係について

(中川) アンチダンピングの方が保護主義的な色合いが薄いかどうかという話ですけれども、制度の趣旨と、実際に用いられている使われ方はたぶん別だろうと思うんですね。実際の使われ方からすると、これはどちらも保護主義的なものであって、とりわけアンチダンピングは非常に保護主義的に使われているというのがおそらく研究者の間では一般的な見解だろうと思うんですね。じゃあ制度の趣旨からしてどうなのかというと、保護主義ということでは何を考えるのかということにもよりますけれども、アンチダンピングが捉えている対象は括弧付きですけれども、いわゆる不公正貿易、内外価格差別です。価格差別でやってくる場合を問題にしているケースですよ。それに対しては、ダンピングマージンの分だけを上乘せして国内に入れるという形で初めて公正な競争条件ができるだろうということですから、その限りでは、そういう条件のもとでは自由主義、自由貿易の原則とは整合的な本来は制度のはずだし、協定の細かい解釈論を見ていくとどうなるか疑わしいところもありますけれども、一応そういう建前になりますから、その限りでは、自由貿易と整合的で保護主義との距離というのは少しはあるはずなんです。

セーフガード協定は、それに対してある種緊急的な措置ということで国内産業を一時期保護をするということ、正面から打ち出していますからその意味では協定の趣旨からすると保護主義的な面はある。

ただ申し上げたように実際の運用においてはどちらも、とりわけアンチダンピングの方は保護主義的に使われているということがあるかと思います。それからセーフガードとアンチダンピングはほんとうに重なるのかどうかという問題ですけれども、要件は厳密にい

うと違うわけですね。損害要件も違うし、とりわけ原因行為が別ですから、厳密にいうと両者の重なり方が部分集合というか、そういう感じになると思います。ですからセーフガードが発動される要件を満たし、同時にアンチダンピングの要件を満たす場合もあるだろうというふうに思いますけども、そうじゃない場合もあるだろうと思います。それは実際に調査をしてみて結果が出ないと分からないということだと思います。ただ、今の制度の建前からすると、あくまでも別立ての制度ということになっていますから、セーフガードでやってもらうのか、アンチダンピングでやってもらうのかは証拠をそろえて、申し立てる側がそれぞれ出さないといけないし、あるいは政府の側がそれに応じたその要件の充足状況を見なければいけませんけれども、いずれにしてもどちらかを選択するとかということとは必要になるだろうと思います。ただ逆にいうと別立てになっていますからセーフガードとしてやってみてうまくいなくてアンチダンピングでやるとか、その逆ということも実際にはありうるのではないかというふうに思います。それはアメリカの鉄鋼なんかでは完全にそうだと思います。ある意味で使えるものは何でも使うというやり方ですから。それがいいか悪いかということはもちろん別です。

(3) セーフガード・アンチダンピング否認の実効性について

(中川) 紛争がガット・WTOの解決手続に持ち込まれたケースのほとんどが、こういう措置をとった側が敗訴するというかたちになっていると思いますね。ただ、それは全部合わせても限られた数であって、アンチダンピングの発動件数、数千件というオーダーで考えると多分1%以下という数しかないんだろうと思います。実際にはかなりの程度、大半のケースでは打たれたら打たれ損っていいですか、そういうことになっているんじゃないでしょうか。アンチダンピングの場合はサプライヤーが対象ですから個別の企業、メーカーなりに対して打たれるということになって、そのメーカーが打たれた措置についておかしいということでそれを自国の政府に申し立てて、自国の政府はそれを受けてこれはおかしいということで初めてガット・WTOに申し立てるという、そういうことになるわけですけども。そのためには相当なコストが必要でしょうし、つまり証拠を全部あげてどういう点がおかしいのかを申し立てるために相当膨大な準備をしないといけないでしょうし、アンチダンピングの場合でいうとその事前段階の調査というのがあるわけですけども、相手国、打つ国の政府に対してたくさんの資料を出さなきゃいけないし、打たれる側からすると反対意見なり、意見陳述なり、反証を挙げて行くというようなことで、裁判に近いような手続をする。それでまた相当なコストがかかるんですけど、プラスアルファを本国に対して申し立てる。紛争解決手続に行った場合にもそこでもメーカーは情報提供をしなければいけないですからかなりコストが要りますので、だったらそこまでなくても多少価格を下げるなりなんなり対応して商売を続けた方がいいんじゃないかという対応に終る所が多いんじゃないかと思います。ですから打たれたら打たれ損っていうか、そういうのが事実としてはあると思います。

(4) セーフガード、アンチダンピング措置による関税収入について

(中川) 国によって違うと思いますけれども、通常は国庫に入ることによって一般財源にまわされるというのが原則だろうと思います。日本の場合は多分そういうかたちになっているだろうと思います。ただ、アメリカで最近、申し立てた企業にですね、徴収したアンチダンピング税を還付するという法律が通りました、これはアンチダンピングを発動することを積極的に奨励するインセンティブになるわけですね。国内企業にしてみると。それは協定違反じゃないかとE Cとか日本なんかW T Oの紛争手続に申し立てて、これから争われることになっています。それは唯一アメリカがやったケースで、それ以外はそういうことはないと思います。

(5) 国際通商ルールに対する各国の基本的姿勢について

(中川) 国際通商法の世界でアメリカとカナダ、それからE U、日本、途上国、いくつかのグループ化ができるかと思いますが、あきらかにスタンスが違っている。アメリカは特に、国際協定をいわば与えられたものとして、それに縛られるという意識が薄い国だと思います。E Uもそれに近い所があって、自分達の政策なり目標があってそれにそぐわなければあえて協定違反とそしられようが自分達が信じる道を行くという、そういうスタンスというか、方針を持っていると思うんですけど。例えば成長ホルモンを投与した牛肉の輸入を止めたケースではW T O協定違反だと認定されちゃったわけですけども、それはそれとしてE Uとしては譲れない。日本の場合は、いろいろな事情はあるでしょうけれども、ガットの成立に関与してなくて、戦争に負けてしばらく経ってから出来上がったガットに入れてもらった。そうやって入ったガットでは多角的に貿易自由化を進めて行くスキームがあって、日本はガットに忠実に優等生として振舞うことに非常にメリットがあったんだと思うんですね。ですからガット批判をしない、それに忠実にやって行くということについてはある種の信念を持ってやって来て、このことについては国内でコンセンサスがあったと思うんです。同時に特に70年代以降は、アメリカが、ダンピングを乱用したりとか、かなり保護主義的な圧力にさらされて、それに対してガットを拠り所にして戦ってきたという面がありますから、ますますもってそういうものに対する批判はしにくくなるというところがあって、保護主義は、少なくともガットの世界では正面から認められないという政策なり、スタンスが出来てきたんだろうと思いますね。

ただ、これからもそうなのかというと多分そうはいっていらなくなってきている。特に中国が今度入りましたから、中国との関係ってというのがもっともっと密になっていくはずで。アメリカが例えば日本に対してとってきたような政策と似たような政策は今後日本が中国に対して向けざるをえないんじゃないかと思います。そうなってくると、今回セーフガード暫定措置をとりあえず打ったわけですけども、これは決して特異なことではなく、新しい時代の始まりではないかと思うところがあります。今後どういふかたちでやっていくのかということですけども、遅れてガットに入ったということであんな途上国はだいたいそうなんですけれども、最近の傾向としてアンチダンピングだとかセ

ーフガードってものについては、そういった国も非常に熱心にそれを利用するようになっていきます。そういうことからすると全般のムードとしてはセーフガード協定、アンチダンピング協定に従いながら、しかしこういったものを使える時は使うというのが国際社会の中で多数派になっていて、日本のようなセーフガードをめったに打たないし、打っても非常に国内的に抵抗も大きいというあり方は多分少数派になるだろうというふうに思います。

(6) 暫定発動後期間を置いた本発動について

(中川) 暫定措置自体は、それこそ緊急避難の中の緊急避難的なものとして認められていますから、まあやったわけですが、それが期間が切れた後に必ず本発動に移行しなきゃならないってことではないです。これまでの過去の例でも暫定措置だけ発動して本発動にいかないで終わった例っていうのはありますけれども、ただ、暫定発動をして、いったんやめて本発動するということになるわけですが、そのこと自体は協定を見る限りいかんということはないです。やろうと思ったらできることです。要件としてあるのはおそらく期間、暫定発動期間は200日が限度で、その期間っていうのはセーフガード発動期間が合算されると、期間の算定の中に暫定発動期間が入ってくるという問題はありませんけれども、手続的には問題ないと思います。ただ、その場合問題になるのは、やっぱり実質的な要件の方で重大な損害が実際にあったのかどうかということ、それから輸入の急増というけれど本当に急増しているのかどうかとか、そういったことが問題になるかと思っています。

(7) 農産物の特性とセーフガードの関係について

(中川) 農産物ということの特性をふまえると、例えば季節性というふうなことがあるいは考えられるのかなという気がします。過去の損害なり輸入増加等を計る場合にですね、同じトマトでも出荷される時期を仕分けて特定の季節だけを対象にするとか、これはアメリカなんかで実際にそういうのをやっている例があります。ただ、私は詳しくはわかりませんが、セーフガード協定自体を改正するとかですね、例外規定を追加するとかというかたちにやることは多分非常に抵抗があるので、協定が禁止してない限度で、このアメリカの場合はそうだと思いますけれども、調査機関の一応の目安というのを国内法で定めて、それで短い期間の設定をしているわけです。そういうかたちで国内法で許された範囲の中でカテゴリーを設けて対応するというのが一番無難なやり方かなと思います。

[レジュメ]

「セーフガードとアンチダンピング」

2001年11月26日 農林水産政策研究所研究会報告

東大社会科学研究所 中川淳司

1 問題設定

通商救済措置としての共通性

発動件数の相違

2 WTO体制におけるセーフガードとアンチダンピング—類似点と相違点

(1) 類似点

- ・ 発動要件
国内産業への損害、因果関係、調査段階の規律
- ・ 暫定措置
最終決定が否定的であった場合の返還義務
- ・ 発動期間
期間の限定

(2) 相違点

- ・ 発動要件
輸入増加(SG)とダンピング(AD)、重大な損害(SG)と実質的な損害(AD)
損害認定において考慮される要素
- ・ 調査開始
- ・ 最低限
- ・ 措置の内容
- ・ 措置の対象
- ・ 補償措置、対抗措置
- ・ 司法審査
- ・ 構造調整

3 セーフガード、アンチダンピング措置発動に当たってのチェックポイント

(1) セーフガード措置発動に当たってのチェックポイント

- ・ 調査開始
- ・ セーフガード措置発動に当たっての政策的判断
- ・ 腐敗しやすい農産物に関する暫定措置について
- ・ 構造調整との関係
- ・ 対中国特別セーフガード

(2) アンチダンピング措置発動に当たってのチェックポイント

- ・ 価格比較

[資料]

セーフガードとアンチダンピング手続の比較

() 内の数字は、各協定において該当内容を規定している条項を指す

項 目	セーフガード協定	アンチダンピング協定
原因行為・事態	輸入増加(絶対増、相対増の双方を含む)(2条1項)	ダンピング(輸出価格が正常価格よりも低い場合)(2条1項)
損害要件及びその認定のための指標	重大な損害(2条1項) 国内産業の状態の著しい全般的な悪化(4条1項(a))、関係製品の輸入の増加率及び増加量、増加した輸入製品の国内市場占拠率、販売、生産、生産性、操業度、損益、雇用についての水準の変化(4条2項(a))	実質的な損害(3条注釈) (a)輸入増(絶対増及び相対増)及び輸入が国内の同種製品の価格に及ぼす影響(著しい価格差)(3条1-2項) (b)輸入が同種製品の国内生産者に及ぼす影響(販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益・操業度の低下、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力、投資に及ぼす悪影響、国内価格に影響する要因、ダンピングマージンの大きさ)(3条4項)
因果関係	客観的な証拠に基づいて立証する必要(4条2項(b))	すべての関連する証拠の検討に基づいて立証する必要(3条5項)
国内産業	同種製品もしくは直接競合製品の生産者の全体または生産の相当部分を占める生産者(4条1項(c))	同種製品の生産者の全体または生産の相当部分を占める生産者(4条1項)。ただし、国内を複数の競争的市場に分割し、各市場内の生産者を別個の国内生産者とみなすこともできる(4条1項(ii))
調査開始	あらかじめ定められ、公表された手続による(3条1項)。	国内産業による申し立て(5条1項)または当局の職権による(5条6項)。
調査における手続保証	すべての利害関係者に通知し、書面による証拠および見解提出の機会を与えること(3条1項)。 秘密情報として提出されたものについては秘密を保持する(3条2項)。	すべての利害関係者に通知し、書面による証拠提出および見解・反論表明の機会を与えること(6条1・2項)。 秘密情報として提出されたものについては秘密を保持する(6条5項)。
暫定措置	遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合(6条前段)。 最終決定が否定的なものであった場合は、賦課された税その他は返還される(6条後段)。	ダンピング調査開始後、ダンピングおよび損害について肯定的な仮決定が行われた場合に、調査中に生じる損害を防止するために当局が必要と認めた場合(7条1項)。 最終決定が否定的なものであった場合は、賦課された税は返還される(10条5項)。

とりうる措置	ガットに基づいて締約国が負う義務(関税譲許を含む)の停止(1947年のガット19条):数量制限、関税割当、関税譲許の撤回や修正など	ダンピングマージンを上限とするアンチダンピング税の賦課(9条)
措置の対象	輸入産品に対してその輸入源のいかんを問わず適用される(無差別適用原則)(2条2項)。ただし、数量割当を実施する場合、正当な理由がセーフガード委員会で示されれば、特定国について数量割当を特に制限することができる(クォータ・モジュレーション、5条2項(b))。	ダンピングを行った個別の供給者(9条2項)
発動期間	原則4年、最長8年まで延長可(7条1-3項)。	原則として5年以内に撤廃する(11条3項)。
de minimus条件	規定なし。ただし、対象産品の途上国からの輸入割合が総輸入量の3%を超えない場合には、当該途上国を適用対象から除外する(9条)。	ダンピングマージンが輸出価格の2%未満、あるいは特定国からのダンピング輸入が総輸入量の3%未満の場合は発動しない(5条8項)。
補償措置、対抗措置	措置の対象となる国に対して、当該措置が及ぼす貿易上の悪影響を相殺する補償措置を講じるよう努力する(8条1項)。補償措置について発動国と対象国の間で合意が得られない場合、対象国は対抗措置として譲許の停止を行うことができる(8条2項)。ただし、絶対増の場合は3年のモラトリアムが認められる(8条3項)。	規定なし。
司法審査	規定なし。	アンチダンピングに関する行政当局の決定を司法機関が審査することを義務づけ(13条)。
構造調整	セーフガード措置の期間延長の際は、国内産業の構造調整が行われていることが条件(7条2項)。期間が1年を超える場合、構造調整促進のために段階的に措置を緩和することを義務づけ(7条4項)。	規定なし。

第2部

各国の農産物セーフガードの調査・発動事例
－ WTO への通報文書及び上級委員会報告書の概要－

(参考)

「セーフガード」とは、GATT 第 19 条に「特定の製品の輸入に対する緊急制限措置」として規定されている措置のことを指す。

つまり、ある製品の輸入急増の影響により、輸入品と同種の又は直接競合する製品を生産する国内産業に重大な損害又はそのおそれが生じた場合に、その損害を防止・救済するために緊急的にとられる輸入制限措置（関税引上げ、輸入数量制限）である。

セーフガードは、GATT 創設以来規定されているが、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、セーフガード措置のより具体的な運用について規定する「セーフガードに関する協定」（以下「セーフガード協定」という。）が成立した。⁽¹⁾

セーフガードは、GATT 発効（1948 年 1 月）以来、WTO 協定（セーフガード協定）発効前（1994 年 12 月）までの間に 150 件発動された。

また、セーフガード協定発効後（1995 年 1 月以降）は、2001 年 12 月までに、発動に関する調査が 76 件行われ、そのうちの 45 件が 2002 年 3 月までに発動されている。⁽²⁾

以下に掲載するものは、調査が開始された上記の 76 件のうち諸外国における農産物セーフガードの事例 31 件（内訳は、本発動 17 件、暫定発動で終了 3 件、暫定発動中 1 件、調査中 1 件、非発動 9 件）について、各国の通報文書（米国の事例については、これに加えて米国国際貿易委員会（USITC）報告書）及び上級委報告書の内容に関して詳細に調査を行った結果である。

なお、本資料で取り上げた品目のうち、①米国の生鮮冬トマト、②同生鮮トマト&シントウ、③韓国的大豆油、④同乳製品については、『セーフガード措置等の国際的運用実態研究会』報告書（財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センター、1999 年、95 ページ以下）において、参考になる検討が行われている。

(注)

(1) WTO 協定前後のセーフガードにかかわる規定ぶりの比較については、堀越孝良・勝又健太郎、「セーフガード制度の変容とわが国の対応方向」（『農林経済』第 9385 号、時事通信社、2001 年）を参照。

(2) セーフガード協定発効後の調査・発動件数は、調査時期別に、かつ、特定の国内産業に損害を与えている品目グループ別にカウントしている。例えば、調査開始に関して同時に通報されたチリの小麦・小麦粉、砂糖、食用植物油については、各々 1 件、合計 3 件とカウントしている。

1. 韓国／大豆油

Document symbol:G/SG/N/6/KOR& Suppl.1

1 調査国名： 韓国

2 調査対象品目： 大豆油

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	18/9/1995	29/9/1995	30/8/1995
暫定発動			
損害認定			
本発動			

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

国内生産者による申請

輸入の増加： 1993 / 9,820ト
1994 / 33,749ト
1995 (5月末まで) / 16,679ト
国内生産高： 1993 / 193,151ト
1994 / 174,234ト
利潤率： 1993 / 4.3%
1994 / -1.1%
雇用： 1992 / 1,930
1993 / 1,606
1994 / 1,044

○発動しない旨の決定：KITC 決定 26/1/1996、WTO 通報 26/2/1996、WTO 公示 12/3/1996

2. 韓国／乳製品（脱脂粉乳調整品）

Document symbol:G/SG/N/6/KOR/2,G/SG/N/8/KOR/1 & Suppl.1,G/SG/N/10/KOR/1 & Corr.1,Suppl.1

- 1 調査国名： 韓国
- 2 調査対象品目： 乳製品（脱脂粉乳調整品）
（関税表：0404.90.0000、1901.90.2000）
- 3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	11/6/1996	1/7/1996	28/5/1996
暫定発動			
損害認定	2/12/1996	6/12/1996	23/10/1996 (認定)
本発動※	21/1/1997	27/1/1997	1/3/1997
	24/3/1997	1/4//1997	7/3/1997

※ 2000.5.20 に措置撤回

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

国内生産者による申請。

補追 (G/SG/N/10/KOR/1/Suppl.1, 1 April 1997)

全国酪農協同組合連合会 (NLCF)

酪農協同組合法に基づいて設立された生産者団体

生乳の43.7%、粉乳の23.8%を生産する協同組合および農家が構成員

輸入増加

1993年 / 3,217ト

1994年 / 15,561ト

1995年 / 28,007ト

1996年(1・2月) / 5,283ト

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

該当せず。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

① 輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

国内産業のシェア

1993年 / 91.1%

1996年(上半期) / 85.4%

国内在庫

1993年末 / 4,509ト

1996年6月末 / 14,994ト

販売価格

1993年 / W 5,304 (/kg)

1996年(1~4月) / W 4,994 (/kg)

1994年以来、生産コストが販売価格を上回る。

生産農家戸数の減少

1993年 / 28,219

1994年 / 25,667

1995年 / 23,519

1996年(6月) / 22,725

収益(酪農協同組合の課税前収入)

1993年 / W 67億

1994年 / W 47億

1995年 / W 2億

1996年(上半期) / W 17億(▲)

② 輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

	輸入量	増加率	国内生産増加率
1993年	/ 3,217ト	-	-
1994年	/ 15,561ト	384%	3.2%
1995年	/ 28,007ト	80%	4.2%
1996年(上半期)	/ 16,320ト	16.9%	4.4%

③措置の正確な説明

措置については未決定。

損害認定の後、45日以内に勧告する。

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

国内産業のシェア

1993年 / 91.1%

1996年(上半期) / 85.4%

国内在庫

1993年末 / 4,509ト

1996年6月末 / 14,994ト

輸入増加、消費増加、国内産消費増加

	増加率	消費増加率	国産品消費増加率
1994年	/ 383.7%	9.6%	5.6%
1995年	/ 80%	3.8%	3.8%
1996年(上半期)	/ 16.9%	-2.3%	-2.0%

販売価格

1993年 / W 5,304 (/kg)

1996年(1~4月) / W 4,994 (/kg)

1994年以来、販売価格が生産コストを下回る。

生産農家戸数の減少

1993年 / 28,219

1994年 / 25,667

1995年 / 23,519

1996年(6月) / 22,725

収益(酪農協同組合の課税前収入)

1993年 / W 67億

1994年 / W 47億

1995年 / W 2億

1996年(上半期) / W 170億(▲)

7協同組合の負債率は、1,000%以上

14協同組合が、損失を計上

6協同組合が、払込資本の消耗

補追 (G/SG/N/10/KOR/1/Suppl.1, 1 April 1997)

国内生産

1993年	／1,857,873ト
1994年	／1,917,398ト (3.2%増)
1995年	／1,998,445ト (4.2%増)
1996年 (上半期)	／1,069,224ト (4.4%増)

国内生産の増加は、市場の好況によるものではなく、すべての生乳を集荷しなければならぬという酪農産業の特長による。生産された製品は、粉乳にされ、在庫となる。

生乳の減産は、乳牛の処分によってのみ可能。

生産性および操業度

生乳は、乳牛によって生産されるため、操業度は常に100%となる。

粉乳の生産は、生乳の需給に大きく影響され、また生産設備は、短期的に激変に対応できないため、生産性は、生産水準の検討で代替できる。

生乳の生産性の正確な水準を計算することは困難。しかし、生乳の生産は、酪農家と乳牛の減少にも関わらず増加。間接的に生産性は増加していると示される。(これは市場状況の変化ではなく、技術の進歩の結果であることがわかる。)

国内消費

1993年	／1,844,463ト
1994年	／1,947,128ト (5.6%増)
1995年	／1,947,965ト (0.0%)
1996年 (上半期)	／984,934ト (2.0%減)

国産品のシェア

1993年	／91.1%
1994年	／87.8%
1995年	／84.6%
1996年 (上半期)	／85.4%

1996年上半期の若干の上昇は、在庫処分のためのコスト割れ販売による一時的なもの。

在庫

1993年	／4,509ト (在庫率: 2.4%)
1994年	／1,517ト (0.8%)
1995年	／6,565ト (3.3%)
1996年 (6月末)	／14,994ト (13.0%: W 92,633百万)

価格 (Won/kg)

輸入品		輸入価格	販売価格	
1993年	/	1,750	2,590	
1994年	/	1,689	2,500	
1995年	/	1,709	2,530	
1996年(1~4月)	/	2,008	2,971	
国産品		販売価格	生産コスト	差額
1993年	/	5,354	5,158	196
1994年	/	5,296	5,426	-130
1995年	/	5,388	5,860	-472
1996年(1~4月)	/	4,994	6,178	-1,184
内外価格差				
1993年	/	2,714		
1994年	/	2,796		
1995年	/	2,858		
1996年(1~4月)	/	2,023		

財務分析

協同組合の損益

23000 以上もあり、経営がほとんど小規模で非組織的である酪農家の経常利益を評価することは不可能。しかし、協同組合は個別の酪農家によって所有され、利益を分配するので協同組合の利益が生乳生産者の財務状況を評価するために利用することができる。

経常利益が減少

1993年	/ W	6,720百万
1994年	/ W	4,721百万
1995年	/ W	209百万
1996年(上半期)	/ W	17,546百万 (▲)

1996年上半期に損失を被った協同組合は、11。

主要な粉乳生産者の損失

Seoul Daily Cooperative, Pusan-Kyungnam Daily Cooperative
 両協同組合の生産量は、協同組合全体の粉乳生産の97.9%

取引高

1993年	／ W 11,937百万
1994年	／ W 9,533百万
1995年	／ W 11,589百万
1996年(1~4月)	／ W 2,310百万

営業損失

1993年	／ - W 755百万
1994年	／ - W 622百万
1995年	／ - W 1,244百万
1996年(1~4月)	／ - W 681百万

Maeil, Haitai, Lotte

3社の生産量は、乳製品企業による粉乳生産の63.7%

取引高

1994年	／ W 21,010百万
1995年	／ W 19,750百万

営業損失

1994年	／ - W 680百万
1995年	／ - W 1,330百万

因果関係

輸入品のシェアが増加し国内生産を排除

輸入品のシェア(生乳および粉乳)

1993年	／ 1.6%
1994年	／ 7%
1995年	／ 12.2%
1996年(上半期)	／ 14.1%

輸入品のシェア(粉乳のみ)

1993年	／ 10.7%
1994年	／ 38.4%
1995年	／ 60.6%
1996年(上半期)	／ 69.4%

輸入の増加による国内価格を引き下げた(上記価格参照)

協同組合が集荷した生乳のシェアの増加

1991年	／41.14%
1992年	／40.19%
1993年	／41.36%
1994年	／42.80%
1995年	／44.30%
1996年（1～4月）	／45.30%

加工業者が、安価な輸入粉乳の購入を増加させ、国内産生乳の購入を停止もしくは減量したため。その結果、国内の生乳市場のシェアが減少。

1990年	／92.9%
1991年	／92.4%
1992年	／92.4%
1993年	／91.3%
1994年	／88.6%
1995年	／83.8%
1996年（上半期）	／82.1%

以上のことから、調査期間中、輸入品が市場シェアの観点から国産品にますます代替していることは明白。輸入品と国産品の価格により、国内生産者がコスト以下に販売価格を低下せざるを得なくなった。また、売れ残った粉乳の過剰在庫を抱えざるを得なくなった。輸入品との競争に直面して酪農家の数も減少した。従って、輸入増加は国内産業の重大な損害の原因である。

他の要因

国内産品の質の問題（KFIAの主張）

1995年10月から11月に牛乳の質が低下し、需要が低下したが、それは一時的なものであり、1996年1月には、需要が回復した。質の問題による影響は42ヶ月の調査期間のうち、3ヶ月について影響があっただけである。

粉乳の輸入減少

1993年	／14,843ト
1994年	／11,581ト
1995年	／7,576ト
1996年（上半期）	／583ト

対象品目の輸入増加は、粉乳の輸入減少に寄与しているが、1993年から1994年の粉乳の輸入は、国内生乳の不足を補うものであったことに注意すべき。1993年から1995

年までに粉乳の輸入が 7,267 トン減少しているのに対して、調査対象品目の輸入は、24,790 トンの増加となっている。

需要の減少

生乳（粉乳を含む）の消費量

1993年 / 2,025,063 トン

1994年 / 2,218,738 トン

1995年 / 2,303,795 トン

1996年（上半期） / 1,153,964 トン

国内消費は増加しており、減少による損害ではない。

White market milk の減少と加工乳の販売増加：1993年以降、加工乳の割合が増加したのは、加工業者が生産工程を変更したため。

価格の動向

1993年当初および1996年4・5月に一時的な消費の減少によって価格が上昇したが、調査期間の初めと終わりに生じているだけで、実質的な原因ではない。

季節性

生産は、季節によって左右されないが、消費はしばしば影響を受ける。KTC は、季節の変化に関する月毎のデータおよび予測を審査したが、損害に関連する証拠は見出せなかった。

その他の乳製品

white market milk、調整粉乳、濃縮牛乳、バター、輸入粉乳を使わないチーズ

これらの製品の生産および消費は調査期間中増加し、したがって、その原料である生乳および粉乳の消費も増加している。にもかかわらず、生乳および粉乳の生産者は重大な損害を被っており、したがって、これらの製品と損害の関連性は、確立できない。チーズの輸入と消費は増加しているが、この増加は生乳および粉乳の消費にほとんど影響を与えていない。

政府による価格決定

生乳の価格は、政府が、コスト、物価、需要および供給等を考慮して設定する。しかし、この価格は義務的なものではなく、契約の際の基礎となるものである。政府が価格を設定せず、協同組合が生乳の集荷を拒否するならば、農家は直接被害を被る。

以上の分析から KTC は国内産業の重大な損害は急激な輸入増加によって引き起こされたと決定した。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

	輸入量	増加率	国内生産増加率
1993年	／ 3, 217ト	—	—
1994年	／ 15, 561ト	384 %	3.2 %
1995年	／ 28, 007ト	80 %	4.2 %
1996年(上半期)	／ 16, 320ト	16.9 %	4.4 %

③措置の正確な説明

措置の形態：数量制限（1997年3月1日から）

1993年から1995年の平均輸入量を基礎とし、2年目以降、前年比888.9ト増加
輸入数量は、実際のユーザーに比例配分する。

1年目：15, 595 ト

2年目：16, 483.9ト

3年目：17, 372.8ト

4年目：18, 261.7ト

補追（G/SG/N/10/KOR/1/Suppl.1, 1 April 1997）

EU、オーストラリア、ニュージーランドとの二国間協議における意見を考慮

措置は、1997年3月7日から実施

1997年3月7日－1998年2月／20, 521ト

1998年3月－1999年2月／21, 691ト

1999年3月－2000年2月／22, 927ト

2000年3月－2001年2月／24, 234ト

数量は、原産国および製品に関係なく配分

国内の最終ユーザーについては、1年目は、過去に輸入した量に比例して配分し、以降は、前年実績に基づいて事前に配分する。10%を超えない範囲で新規参入者に留保し、最終的なユーザーへの配分は、新規参入者への割当が確定した後、調整する。

④措置の予定適用期間

2001年2月28日まで有効

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

1999年2月28日の120日前に実施

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

2年目から年888.9ト增加

1年目：15,595 ト

2年目：16,483.9ト

3年目：17,372.8ト

4年目：18,261.7ト

補追 (G/SG/N/10/KOR/1/Suppl.1, 1 April 1997)

2年目以降、5.7%増加。

1997年3月7日 - 1998年2月/20, 521ト

1998年3月 - 1999年2月/21, 691ト

1999年3月 - 2000年2月/22, 927ト

2000年3月 - 2001年2月/24, 234ト

上級委員会報告書

1 申立ての経緯

1996年5月28日：韓国貿易委員会（KTC）が脱脂粉乳調整品等の輸入についてセーフガード調査を開始。

10月23日：KTCが「重大な損害」を認定。

1997年2月4日：韓国とEUの間で二国間協議。

2月5日：韓国とオーストラリア、ニュージーランドとの間で二国間協議。

3月7日：セーフガード措置発動。

8月12日：EUが協議要請。

1997年8月25日：オーストラリアが協議要請。

9月10日・10月16日：韓国とEUの二国間協議、オーストラリアは、第三国として参加。

1999年6月21日：パネル報告提示。パネルは、韓国のセーフガード措置がガット19条およびSG協定に違反すると認定。

9月15日：韓国が上級委員会に上訴。

11月3日：上級委口頭ヒアリング開催。

2 審理(検討)担当委員、申立て国、被申立て国、第3国参加国

担当委員：El-Naggar（議長）、Ehlermann、Feliciano

当事国：韓国（上訴／被上訴）、EU（上訴／被上訴）

第三国参加：アメリカ合衆国

3 主要論点及び検討内容

(1)ガット19条に関する請求（「事情の予見されなかった発展」）

WTO協定は、単一の約束であり、不可分の一体として加盟国を拘束する。セーフガード措置については、ガット19条とSG協定の両者が適用される。条約解釈に関する国際法の原則に慕うならば、規定の文言は、すべての条約規定が調和的に意味を有するように解釈しなければならず、したがって、「事情の予見されなかった発展」も意味と法的効果を有するものである。セーフガード措置は、「緊急措置」であり、緊急の場合にのみ発動が可能であって、義務の受入の際に予見されなかった発展があった場合にのみ発動が可能となる。(74-87)

ガット19条の趣旨および目的は、予期されなかった状況に直面した際に、一時的に譲許のバランスを再調整することである。それによって国内産業が新しい競争条件に対応

する時間を与えることを輸入加盟国に認める。セーフガード措置の発動が、「公正」貿易から生じるという事実を忘れてはならない。(87-89)

(2) SG 協定 5.1 条に基づく請求（必要な限度での措置の適用）

過去の代表的期間の平均よりも低い数量を設定する場合には、「明らかな理由」がある場合にのみ認められ、輸入国は、それを説明する必要がある。しかし、代表的期間の平均よりも低い数量を設定する場合以外にも説明を必要とするというパネルの解釈には同意できない。(96-103)

(3) SG 協定 12.2 条に基づく請求（通報の内容）

協定 12.2 条は、「すべての関連する情報」を提供すべきことを規定している。この情報には、損害の証拠も含まれ、「重大な損害の証拠」は、少なくとも協定 4.2 条(a)に列挙された要素を含むものであって、通報国が十分と考える情報ではない。「重大な損害の証拠」は、すべての詳細な記述を含むものではなく、調査当局の報告書と通報国の裁量によるものの中に位置する。(107-113)

(4) DSU 6.2 条に基づく請求（パネル設置要請）

パネル設置要請は、問題を明確にするのに十分でなければならず、違反したと主張する規定の列挙は、付託事項を確定し、被申立国および第三国に提訴を通報するために必要な最低の要求である。ある規定が複数の義務を規定するような場合は、その規定を列挙するだけでは不十分である。単なる規定の列挙が DSU 6.2 条に違反するか否かは、事例ごとに検討すべきであって、その際に考慮することは、被申立国の防御を妨げるか否かである。(116-128)

(5) OAI 報告書の扱い（OAI：Office of Administrative Investigation）

パネルは、DSU 11 条に基づいて、事実認定の権限を有し、提出されたすべての証拠を検討して判断するという任務を有する。OAI 報告書の検討にあたって。パネルは通常と異なることを行っていない。また、違反の主張および議論とそれを立証するための証拠は、区別される。パネル報告を検討しても、EC が新たな請求を行っていることを示すものはない。(134-141)

（「重大な損害」の認定については、両当事国とも上訴しておらず、パネルの判断が確定している。パネルの判断は、以下のとおり。(7.54-86)）

韓国の「重大な損害」の認定には、三つの問題がある。第一に、操業度、生産性など協定 4.2 条に列挙された要素の検討が欠落している。第二に、本件における国内産業は、二つの分野によって構成されているが、損益、価格、負債率、資本の減少など、説明なしに一方の分野の要素だけを検討している。第三に、シェア、生産、損益、雇用、在庫

など、検討に際しての要素の選択理由および損害認定を支える理由が欠如している。

協同組合の損益は、生乳の販売だけでなく、加工その他の活動も検討しなければならない。また2協同組合と4企業を検討しているが、その選択について説明がない。

粉乳の価格と生乳生産を含む国内産業全体の損害との関係について説明がない。

負債率および資本の減少については、2協同組合についてだけ検討しているが、それが産業全体の損害の存在を反映するものであることの理由を説明していない。

市場規模の算出でチーズ原料を含めながら、シェアの算出ではそれを除外している。

生産の増加について、韓国は、パネル手続でこの要素が不適切なものであると述べたが、報告書では何も説明していない。

韓国は、パネル手続で、畜産農家が小規模の家族経営であるため、雇用数が適切な要素ではないと説明したが、報告書では述べられていない。

在庫の水準が重大な損害の指標であることの理由が説明されていない。

4 結論及び勧告

(1)、(2)、(3)の点について修正したパネル報告、ならびに上級委員会報告で違反が認定された措置について、韓国に協定の義務に適合させるよう DSB が要請することを勧告する。

3. 韓国／ニンニク

Document symbol:G/SG/N/6/KOR/4,G/SG/N/7/KOR/4,G/SG/N/8/KOR/3,
G/SG/N/10/KOR2 & Suppl.1,G/SG/N/11/KOR/2 & Suppl.1

1 調査国名： 韓国

2 調査対象品目： ニンニク(生鮮・冷蔵(皮を剥いたもの)、冷凍、酢漬け)

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	19/10/1999	20/10/1999	16/10/1999
暫定発動	8/11/1999	11/11/1999	13/11/1999
損害認定	18/2/2000	21/2/2000	2/2/2000 (認定)
本発動	30/5/2000	5/6/2000	1/6/2000

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

ニンニク産業を代表する全国農業協同組合連合会による申請

輸入増加： 1996 / 9,497 mt
1997 / 18,389 mt : 93.6%増
1998 / 35,899 mt : 95.7%増
1999 (1~6月) / 22,899 mt : 209.7%増

輸入品の市場占拠率：1996 / 3.3%
1998 / 11.0%

国内価格：1998 / W 3,124 / kg
1999 (上半期) / W 2,616 / kg

国内生産者は、収入減による損害を被っている。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

① 暫定措置の正確な説明

対象品目：冷凍ニンニクおよび酢漬けニンニク

救済措置：285%の追加課税（計315%の課税）

② 措置の予定適用期間

200日を超えない期間

③ 輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

		対前年比	
輸入増加：冷凍ニンニク	1996	／ 2,043トﾝ	： -34%
	1997	／ 3,768トﾝ	： 84%増
	1998	／ 7,795トﾝ	： 107%増
	1999（上半期）	／ 8,423トﾝ	： 183%増
酢漬けニンニク	1996	／ 901トﾝ	： 82%増
	1997	／ 1,633トﾝ	： 81%増
	1998	／ 2,148トﾝ	： 32%増
	1999（上半期）	／ 1,067トﾝ	： 47%増

輸出国別シェア

冷凍ニンニク

1996	1997	1998	1999（上半期）
中国 99.997%	中国 100%	中国 100%	中国 99%
米国 0.003%			日本 0.1%

酢漬けニンニク

1996	1997	1998	1999（上半期）
中国 100%	中国 99.96%	中国 99.1%	中国 100%
	バングラデシュ 0.03%	タイ 0.9%	
	米国 0.01%		

国内市場占拠率（輸入品）

1996	／ 3.3%
1998	／ 4.2%
1999（上半期）	／ 10.6%（11.0%になる予測）

国内生産者の収益

国内生産者の収入減少

1999年上半期の1ヘクタールあたりの収益率：前年の43%に減少

生産農家戸数：1996 / 533,000

1997 / 490,000

1998 / 452,000

1999 / 424,000

輸入品の国内市場価格：1996 / W 3,873 (/kg)

1997 / W 2,513

1998 / W 2,479

1999 (上半期) / W 1,827

因果関係

1993-1998年(5年間)の月毎の平均価格指標と1998年6月から1999年5月までの月毎の価格指標を比較

過去5年間：収穫期である6月に最安値となり、保管費用のため、翌年5月まで価格が上昇。

直近1年間：12月以降も継続して低下。

12月から5月までは生産されない事実を考慮すると、1998年12月から1999年5月までの価格低下は、急激な輸入増加によって引き起こされたと認定した。

④遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

その他の市場に関する指標と上記の資料を併せて考慮した結果、KITCは、輸入の急増が重大な損害を引き起こしていることを決定した。また、調査結果は、輸入された冷凍ニンニク及び酢漬けニンニクは、生鮮および冷蔵ニンニクに代替していることを示している。しかし、冷凍ニンニク及び酢漬けニンニクの関税30%は、その他のニンニク製品の関税380%あるいは1,900 W/kgを比較すると均衡を失っており、この不均衡が冷凍ニンニク及び酢漬けニンニクの輸入急増を招いていると判断した。

国内での消費は、11月および12月にピークとなり、冷凍ニンニク等の輸入継続は、国内産業に好ましくない状況を創出し、国内産業に回復し難い損害を引き起こす。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な

損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

国内における需給関係の特徴

1) 収穫まで 10 ヶ月かかる、2) 冬季の代替品はほとんどない、3) 天候による生産高の変動、4) 需要における価格と収入の弾力性が極めて低く、供給の変化に対する価格の柔軟性が極めて高い。

輸入増加： 1997年 / 93.6%
1998年 / 95.7%
1999年(1~9月) / 28.2%

市場占拠率：1996年 / 3.3%
1997年 / 6.2%
1998年 / 11.0%
1999年(1~9月) / 12.2%

KITC は、輸入増加が、価格低下の主要な原因であり、その結果、販売額および収益性の減少、在庫の増加、生産戸数および投資の減少をもたらしたと判断した。

また、生産、生産性、および操業度が、ニンニク産業の特質から、損害の評価に関して適切な要素ではないと判断した。

因果関係

輸入増加 = 1996年から継続 - 指標の悪化傾向 = 1999年以降現れる。

輸入による損害を示す指標の悪化傾向は、輸入増加の後、時差をもって出現。

この時差は、輸入品のシェアの重要性によって説明可能。

輸入ニンニクのシェアは、1998年まで低く、通常の価格上昇を抑えただけ。

1999年以降、シェアが一定の水準を超えたことによって、損害は重大になった。

a. 輸入品のシェア

1996年 / 3.3%
1997年 / 6.2%
1998年 / 11.0%
1999年(1~9月) / 12.2%

b. 価格

出荷価格

1996年 / W 1,638 (/ kg)
1997年 / W 2,001
1998年 / W 2,719

1999年(1~9月) / W 1,560 (42.4%減)

卸売価格

1996年 / W 1,317 (/kg)

1997年 / W 1,965

1998年 / W 3,097

1999年(1~9月) / W 1,901 (37.9%減)

c. 国内生産

1996年 / 455,955ト

1997年 / 393,834ト

1998年 / 393,903ト

1999年 / 483,778ト (22.8%増)

年毎の変動は、作付面積の変化と天候による。

d. 在庫

1996年 / 61,000ト

1997年 / 62,300ト

1998年 / 45,000ト

1999年(9月) / 189,216ト (前年比24.4%; 37,122ト増)

KITCは、1998年10月から1999年9月までの輸入が42,221トであったことを考慮した結果、在庫の増加は、輸入の増加によるものと判断した。

e. 販売

量: 1996年 / 354,165ト

1997年 / 303,921ト (14.2%減)

1998年 / 322,575ト (6.1%増)

1999年(1~9月) / 230,712ト (7.1%増)

額: 1996年 / W 580,122 (百万)

1997年 / W 608,146 (4.8%増)

1998年 / W 877,081 (44.2%増)

1999年(1~9月) / W 359,911 (38.3%減)

1999年の減少は、輸入増による国内価格の急激な低下によって発生。

f. 収益

1996年 / W 7,490 (千; /ha)

1997年 / W 12,140

1998年 / W 14,790

1999年(1~9月) / W 6,360 (57%減)

g. 生産性

1996年 / 10,860 kg/ha

1997年 / 10,850 kg/ha

1998年 / 10,550 kg/ha

1999年 / 11,410 kg/ha

収穫は、天候に左右されるため、損害の評価のために適切な指標ではない。

h 操業度

韓国農業の特殊性のため、操業度について意味ある指標を算出することは不可能。
損害の評価のために適切な指標ではない。

i. 雇用

生産農家戸数：1996年 / 533,000

1997年 / 490,000

1998年 / 452,000

1999年 / 424,000

j. 投資

1996年 / W 79,252 (百万)

1997年 / W 64,971

1998年 / W 60,651

1999年 / W 35,046 (42.2%減)

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

輸入量

1996年 / 9,497ト

1997年 / 18,389ト (93.6%増)

1998年 / 35,996ト (95.7%増)

1999年 (1~9月) / 28,330ト (28.2%増)

輸入増加率の方が国内生産量の増加率よりずっと高い。

国内生産の増加

1997年 / 13.6%

1998年 / ほとんど変動なし

1999年 / 22.8%

ニンニク市場の開放

ウルグアイ・ラウンド時に396%またはW1,980/kgの上限で譲許

冷凍ニンニク及び酢漬けニンニク：1977年および1993年に関税引き下げ(30%)

当時は、冷凍等の形での貿易がほとんどなかった。

ウルグアイ・ラウンド後、冷凍または酢漬けに加工した製品の輸出開始。
貿易のパターンの変化を予測することは不可能だった。

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

(3)において提供している。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

(3)において提供している。

③措置の正確な説明

関税引き上げ

生鮮・冷蔵ニンニク

1年目(2000年6月1日～2001年5月31日)

60%またはW300/kgのいずれか高い方

2年目(2001年6月1日～2002年5月31日)

58%またはW288/kgのいずれか高い方

3年目(2002年6月1日～2003年5月31日)

56%またはW276/kgのいずれか高い方

冷凍ニンニク

1年目(2000年6月1日～2001年5月31日)

285%またはW1,707/kgのいずれか高い方

2年目(2001年6月1日～2002年5月31日)

274%またはW1,639/kgのいずれか高い方

3年目(2002年6月1日～2003年5月31日)

263%またはW1,571/kgのいずれか高い方

酢漬けニンニク

1年目(2000年6月1日～2001年5月31日)

285%またはW1,707/kgのいずれか高い方

2年目(2001年6月1日～2002年5月31日)

274%またはW1,639/kgのいずれか高い方

3年目(2002年6月1日～2003年5月31日)

263%またはW1,571/kgのいずれか高い方

追補 (G/SG/N/10/KOR/2/Suppl.1; G/ SG/N/11/KOR/2/Suppl.1, 7 August 2000)

生鮮・冷蔵ニンニク：MMA を超える量に追加課税

冷凍・酢漬けニンニク：関税割当

1年目 (2000年6月1日～12月31日)：20, 105 MT (30%)

2年目 (2001年6月1日～12月31日)：21, 190 MT (30%)

3年目 (2002年6月1日～12月31日)：22, 267 MT (30%)

④措置の予定適用期間

3年間効力を有する

追補 (G/SG/N/10/KOR/2/Suppl.1; G/ SG/N/11/KOR/2/Suppl.1, 7 August 2000)

措置は、2002年12月31日に終了。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

適用期間の中間より遅くない時期に見直しを行う。

見直し (G/L/457; G/SG/N/13/KOR/2, 23 July 2001)

開始：2001年2月10日、終了：2001年6月8日

セーフガード措置は、重大な損害の救済となっており、その撤廃は再度重大な損害を引き起こす。…措置を継続すべきである。

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

上記③を参照。

4. 米国／生鮮冬トマト

Document Symbol:G/SG/N/6/USA

- 1 調査国名： アメリカ合衆国
- 2 調査対象品目： 生鮮トマト・ししとう
- 3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	7/4/1995	11/5/1995	29/3/1995
暫定発動			
損害認定			
本発動			

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

フロリダトマト取引所およびその会員による申請

暫定措置の発動要請(4月30日まで)

(暫定措置に関するコンファレンス開催：4月10日)

(暫定措置不採用決定：4月19日)

(申請取下ー調査終結：5月4日)

5. 米国／生鮮トマト、シシトウ

Document Symbol:G/SG/N/6/USA/3,G/SG/N/9/USA/1

1 調査国名

アメリカ合衆国

2 調査対象品目

生鮮トマト・ししとう

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	28/3/1996	2/4/1996	11/3/1996
暫定発動			
損害認定			
本発動			

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由

国内産業のための申請およびそれに添付された情報と証拠に基づき決定

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

暫定措置の要請なし

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

損害に関する公聴会 (1996年6月3日)

○ 調査終了 (1996年8月12日)

重大な損害の不存在を認定

公示: Federal Register, 16 August 1996, Vol. 61, p. 42,652.

ITC 報告書: US ITC, Pub.2985, August 1996.

少数意見 (反対意見あり)

6. 米国／小麦グルテン

Document symbol:G/SG/N/6/USA/4,G/SG/N/8/USA/2&Rev.1,Rev.1/Suppl.1,
G/SG/N/10/USA/2&Suppl.1,Suppl.1/Corr1&Corr2,
G/SG/N/11/USA/2&Suppl.1,Suppl.1/Corr1&Corr2

1 調査国名

米国

2 調査対象品目

小麦グルテン

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	1997年10月17日	1997年10月21日	1997年10月1日
暫定発動			
損害認定	1998年2月11日	1998年2月12日	1998年1月15日
本発動※	1998年6月4日	1998年6月8日	1998年6月1日 (大統領の発動決定は 5月30日)

※パネル・上級委でセーフガード協定違反と判定。2001.6.1 に措置撤回。

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

・小麦グルテン産業理事会(The Wheat Gluten Industry Council)からの調査申立を受けて、米国国際貿易委員会が調査を開始(under Section 202 of the Trade Act of 1974)。

- ・調査申請書は、WTO 事務局長のところで閲覧可能。
- ・調査参加、書面提出、公聴会等の手続きについて。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

該当せず。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

① 輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化／輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

1. 輸入の増加(調査期間は1993年から1997年):

1993年に輸入量が128百万ポンドであったのが、1997年には177百万ポンドまで増加している。輸入量は、1995年に127百万ポンド、1996年には156百万ポンド、1997年には177百万となっており、輸入がここ2年間に40%急増していることが分かる(USITC Report p.II-10 Table 1)。

国内生産量に対する輸入量の割合は、1993年に100.6%であったのが、1997年には145.4%になっている(USITC Report p.II-15 Table 3)。

2. 検討した要因: 操業度、工場閉鎖、生産、出荷、在庫、財政指標(損益)、単位あたり価格、価格、雇用、生産性、賃金。

すべての要因においてパフォーマンスが低下している。特に、操業度が急激に低下している。生産及び出荷も低下している。1997年末には在庫は2倍以上になっている。国内産業は、利益の状態から損失発生へ移行した。平均単位あたり価格は下がりそれが最も低くなった1997年に単位費用が上昇している。時間あたり賃金は一定である。労働者の生産性は操業度が低下したために低下している。

いくつかの要因(操業度、生産、販売、雇用、在庫)は最近になって若干改善しているが、そのような改善は孤立したものであり、国内産業に対して重大な損害が引き起こされているという結論を変えるものではない。

3. 因果関係:

国内消費に占める輸入量が増加している。国内消費における輸入の割合は、1993年から95年までは一定であったが(51.4%から50.1%と若干低下している)、1996年に58.9%、97年に60.2%に増加している(USITC Report p.II-25 Table 17)。

データによれば、急増した輸入はEUから低価格の製品である。1996年から97年の低価格の輸入の急増は、米国における国内産業のパフォーマンスの低下(特に1996年から97年にかけて)に一致しており、直接的な関連がある(USITC Report p.II-33 Table 18)。

4. 他の要因の関連性:

‘co-production market’（小麦スターチ市場の状態による影響）、国内生産者による小麦グルテンの輸入、生産能力の拡大と操業度、原料コストの上昇を他の要因として検討したが、輸入の急増が重大な損害又はそのおそれの証拠であると結論する。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

前述の通り、1993年に輸入の絶対量が128百万ポンドであったのが、1997年には177百万ポンドまで増加し、ここ2年間に急増している。

③措置の正確な説明

米国国際貿易委員会は大統領に以下の措置をとることを求める。

－4年間の数量制限。初めの年に126百万ポンドにし、次の年から6%ずつ増加する。

－EU、豪州、及びその他の適用除外国でない輸出国に対して異なった数量制限を適用する。

－カナダおよびメキシコからの輸入については、それが全体の輸入量において実質的な割合を占めていないこと、重大な損害を与えるものではないことから、数量制限を適用しない。

－イスラエル、及びThe Caribbean Basin Economic Recovery Act, The Andean Trade Preference Actの下にある国家からの輸入についても、これらの国家からの小麦グルテンの米国への輸出がほとんどないことから、数量制限を適用しない。

④措置の予定適用期間

大統領には、報告書を受領（1998年3月18日）してから60日以内（1998年5月17日まで）に措置を採る権限が与えられている。米国国際貿易委員会が追加の報告書を提出した場合には、それが提出されてから大統領が決定を行うまでさらに30日間が追加される。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

適用期間が3年の場合は中間時点以前。

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

措置がとられた次の年から6%ごとの数量制限の緩和。

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

上記、G/SG/N/8/USA/2及びG/SG/N/8/USA/2/Rev.1を参照のこと。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報
同上。

③措置の正確な説明

Country or countries	YEAR 1: 1 June 1998 to 31 May 1999	YEAR 2: 1 June 1999 to 31 May 2000	YEAR 3: 1 June 2000 to 1 June 2001
Australia	28,315,000 kg	30,014,000 kg	31,814,000 kg
European Community	24,513,000 kg	25,983,000 kg	27,543,000 kg
Other countries	4,693,000 kg	4,975,000 kg	5,273,000 kg
Total	57,521,000 kg	60,972,000 kg	64,630,000 kg

(出典 : G/SG/N/10/USA/2, G/SG/N/11/USA/2, p.1)

初年度に EU からの輸入が超過した分を調整した措置の内容。

Effect of Adjustment on Quota Allocations

	Current 1998/99 (inc. overfill)	Scheduled 1998/99	Scheduled 1999/00	Estimated 1999/00 (with action)	Scheduled 2000/01 (unchanged)
EU	29,915*	24,513	25,983	20,581**	27,543
Australia	28,315	28,315	30,014	30,014	31,814
Other	4,693	4,693	4,975	4,975	5,273
Total	62,923*	57,521	60,972	55,570**	64,630

(In metric tons)

* Includes overfill of 5,951 tons.

** Assumes overfill is applied to the 1999/00 quota.

(出典 : G/SG/N/10/USA/2/Suppl.1, G/SG/N/11/USA/2/Suppl.1 p.2)

④措置の予定適用期間

2001年6月1日までの3年間。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

適用期間が3年の場合は中間時点以前。

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

措置がとられた次の年から6%ごとの数量制限の緩和。

(参考) USITC 報告書抜粋

○重大な損害

年	1993	1994	1995	1996	1997
操業度(%)	78.3	67.4	56.2	42	44.5
生産能力(千ポンド)	162856	208832	253712	267168	273895
生産量(千ポンド)	127525	140745	142650	112167	121792
国内出荷量(千ポンド)	121361	132388	127536	108752	117165
国内出荷額(千ドル)	80865	108734	87174	70339	71152
在庫量(千ポンド)	4539	7085	13883	11491	9137
在庫量/国内出荷量(%)	3.7	5.4	10.9	10.6	7.8
平均単価(ドル/1ポンド)	0.67	0.82	0.68	0.65	0.61
平均費用(ドル/1ポンド)	***	***	***	***	***

・生産能力を国内消費が増加するという予想の下で増加させた。1995年6月までに増加の大部分が行われたが、これは、輸入が急増した1996,1997年以前のことである。

・操業度は、もし輸入急増がなければ、1997年において61%の水準を保つことが可能であったらう。

・生産量は5年間で、4.5%減少した。

・国内出荷量・出荷額は、生産量と同様の動向(増加→減少:1996,1997年で最低値)を示した。

・在庫量は、その対国内出荷額の割合と同様に5年間で2倍以上になった。

・損益

実質的に国内生産の大部分を占めている3生産者(4のうち)の財務状況のデータは、国内産業が合理的な利益水準で操業できないことを示している。

・調査期間の初期は利益を得ていたが、1996,1997年に損失を出した。粗利益と営業利益は、1993,1994年に増加し、1995年に急低下した。1996,1997年にさらに低下し、一般的な産業損失となった。

・収益は、平均単価の傾向を反映した。(増加→減少)

平均単価の低下は平均費用の増加と同時におきた。

(注) 財務状況のデータについては、PART II - 18p ~ 20p

・雇用・生産性

失業と不完全雇用の証拠がある。

失業:小麦グルテン産業は、資本集約的産業であり、生産労働者はほとんど必要ない。しかし、1工場を稼働させるために一定の最低労働力が必要であり、生産レベルの変化に対応した雇用レベルを柔軟に変化させられない。1996年1997年の輸入増加前に計画あるいは実行された生産能力の増加に対応した最低限の生産スタッフの供給により、雇用と労

働時間は調査期間中増加したが、経営管理部門での一時解雇の証拠がある。

不完全雇用：生産関連労働者一人当たりの労働時間数は減少した。

時給は比較的安定していた。(増加(1993年→1994年)、減少(1994年→1996年)、再増加(1997年))。

労働生産性は1994年に最高値、1997年に最低値となった。その結果、単位労働費用が調査期間中ほとんど2倍になった。

(注)雇用と生産性データについては、PART II - 16p ~ 17p

○因果関係

他の要因について

・結合生産物(小麦スターチ)市場の状態に、小麦グルテン生産の決定影響を受けるが、これは、輸入増加よりも重要な要因ではない。

小麦スターチの価格は、調査期間中、徐々に上昇し、1997年に最高となった。従って、1994年以来の小麦グルテン価格の急激な下落と平行し、また、小麦グルテンの生産者の財務状況の急激な悪化を説明する価格下落はない。さらに、小麦スターチの価格が徐々に増加したことは、コーンスターチと小麦スターチ間の競争が小麦グルテンの生産に大きな影響を与えていないようだというを示唆する。

・国内生産者による小麦グルテン輸入がより重要な要因とは見なしていない。国内生産者の輸入は調査期間中比較的安定していた。従って、1996,1997年の輸入急増の原因ではない。また、国内市場は、国内需要に応じるために部分的に輸入に依存している。調査期間中1996年を除いて、小麦グルテンの消費量は、国内生産者の生産能力を上回った。

・小麦グルテン市場は非常に競争的であり、1996年に1企業の新規参入があり、また、国内産業は調査期間の初期に生産能力を拡大したが、もし、輸入増加がなければ、1997年に国内産業の操業度が61% (調査期間の初期に合理的な利益水準で操業した水準に近い) だったであろう。従って、国内競争や生産能力の拡大は、より重要な要因ではない。

・主要な投入物である小麦と小麦粉の価格上昇もより重要な要因ではない。小麦グルテン生産者は、従来は、原材料コストの上昇を消費者に転嫁してきたが、1996、1997年には、販売価格は低下した。この異例の事態は、国内価格に下落効果を与える低価格の輸入増加により説明される。

上級委員会報告書

1 申立ての経緯

1999年3月17日、ECは米国に対して協議要請を行い、同年5月3日に協議が行われたが、妥結には至らなかった。同年6月3日、ECはパネルの設置を求め、DSBは、同年7月26日、パネルを設置した。同年10月11日、Wieslaw Karsz(議長)、Usha Dwarka-Canababy, Alvaro Espinozaの3名がパネリストとして選任された。豪州、カナダ、ニュージーランドが、第三国参加の権利を留保した。パネル報告は2000年7月31日に提出され、パネルは米国に対し措置をセーフガード協定に適合させるよう勧告した。パネル報告に対して、米国、EC共に上訴した。

2 審理(検討)担当委員、申立て国、被申立て国、第3国参加国

担当上級委員：Lacarte-Muro(議長) , Abi-Saab, Taniguchi

上訴国：米国、EC

被上訴国：米国、EC

第三国参加：豪州、カナダ、ニュージーランド

3 主要論点及び検討内容

(1) 4.2条(a)に挙げられたすべての関連要因の他に、当局は、利害関係者が明示に関連するものとして挙げた要因を評価しなければならないか。

・上級委員会は、4.2条(a)において評価されるすべての関連要因という義務の範囲について検討する。当局による評価は4.2条(a)に列挙された要因だけに限られない。4.2条(a)は、当局に対して、4.2条(a)に明示された要因以外の要因を評価することを要求している。仮に、その他の関連要因を評価するために十分な情報を持ち合わせていない場合には、当局は4.2条(a)の義務を尽くすためにそれらの関連要因を十分に調査する必要がある(55)。

したがって、上級委員会は、当局は利害関係者が明示に挙げた関連要因をその他の要因として評価しなければならないとしたパネルの判断を破棄する。しかし、このことは、ECが主張するように、当局は関連する可能性のあるすべての入手可能な事実を調査するという無制限な義務があるということではない(56)。

米国は小麦のプロテイン含有量と小麦グルテンの価格の関係について検討しているが、この関係が4.2条(a)における「関連要因」であるとは言えないので、米国の行為は協定違反とは言えない(57-59)。

(2) 4.2 条(b)は輸入の増加「それ自体」が(その他の要因によってもたらされる効果を除いて)重大な損害をもたらしていることを要求しているか。

(a) 4.2 条(b)第 1 文の文言は、輸入の増加が重大な損害をもたらしているという因果関係を求めているだけであって、輸入の増加それだけが重大な損害の原因となっていることは言っていない。その他の要因が同時に国内産業の状況に影響を与えているとしても、輸入の増加と重大な損害の因果関係は存在しうる(67)。4.2 条(b)の第 2 文は、輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合のルールを規定しており、損害の発生における異なった要因による影響を区別することを求めている(68)。まず、当局は、輸入の増加による損害の影響とその他の要因による損害の影響を区別し、次に、輸入の増加による損害の責めを輸入の増加に帰し、その他の要因による損害の責めをその他の要因に帰するのである。そして最終的に、輸入の増加と重大な損害に因果関係があるかどうか、およびこの因果関係が真正かつ実質的関連(a genuine and substantial relationship)をもつものであるかどうかを判断する(69)。輸入の増加による影響をその他の要因による影響と分けることは、輸入の増加それ自体が重大な損害をもたらしてなければならないとか、その他の要因による損害が重大な損害の決定から除かれなければならないということには必ずしもならない(70)。

したがって、上級委員会は、輸入の増加それだけで重大な損害が生じていることと解釈したパネル判断を破棄する(79)。

(b) 次に、破棄された点についての法的分析を完結するための検討を行う。パネルは、輸入の増加以外に、“co-product markets”(小麦スターチ市場の状態からの影響)、原料の費用の増加、米国国内生産者による小麦グルテンの輸入、及び操業度の 4 つを潜在的な原因として挙げている(80)。パネルは、とりわけ操業度について議論している。ITC 報告書は、輸入の増加がなければ、1997 年に産業は、61%の操業度---これは利益があった調査期間のはじめの頃の操業度にかなり近い操業度---で稼動したであろうと評価している(USITC Report p.I-17)(1993年の操業度は 78.3%、1994年は 67.4%、1995年は 56.2%であった---(USITC Report p.II-15) (84)。この点に関連して、両当事者とも、次の 2 つの仮定について肯定している：第一に、国内産業の平均生産能力が一定で変わらなかった場合、輸入増加にかかわらず、操業度は高いままで 74.8%であったであろうと考えられること(←→ 1993 年の実際の操業度は 78.3%だった)；第二に、国内産業による市場占有率が変わらなかった場合(輸入量が少なかった場合)、操業度は 54.2 %にまで低下していたと考えられること(←→ 1997 年の実際の操業度は 44.5 %であった)。また、実際の平均生産能力は、1995 年の 6 月から 1997 年の 6 月間に若干ではあるが伸びており、この時期は輸入が増加した時期と同じである(88)。したがって、1997 年の国内産業の状態に対して、産業の生産能力の拡大が重要な意味を持っていたかもしれないということが出来る。これは、生産能力の拡大が重大な損害の唯一の原因であったと言うのではないし、輸入の増加が国内産業

の状態になんら関係なかったと言うのではない。生産能力の拡大、輸入の増加、及び国内産業の全般的状況の関係は報告書に示されているよりも複雑であったということである(90)。この点について、ITC は、平均生産能力の拡大が輸入の増加と同時に国内産業に対して損害を与えていたのかどうかについて評価しておらず、したがって、4.2 条(b)に規定される、輸入の増加と重大な損害の因果関係について評価したとは言えない(91)。

(3) カナダからの小麦グルテンに対してセーフガードを発動していないことは 2.1 条及び 4.2 条に違反するとしたパネル判断について

・ITC は、まずすべての輸入源を対象に損害と因果関係の調査を行い、輸入によって国内産業に重大な損害が発生していると認定した後で、カナダからの輸入が輸入全体の実質的な部分を占めているのか、また重大な損害の重要な原因となっているかについて調査し、そして、カナダからの輸入は、EU、オーストラリアについて 3 番目に大きな輸入量(10.2%)であり輸入全体の実質的な部分を占めているものの、カナダからの輸入は調査期間中、8.9%までに下がっており、したがって、重大な損害における重要な原因ではないと判断した。

2.1 条は、「ある産品が・・・増加した数量で・・・輸入されていること」と規定し、4 条はこの 2.1 条を詳細にし、措置をとる「条件」について規定している。2.2 条は、措置は輸入源にかかわらずとられるものとする規定しており、措置の「適用」について規定している(95)。2.1 条と 2.2 条における「輸入されている産品」という文言は同じ意味で解されるべきであり、つまり、2.1 条および 4.2 条における措置の決定の際に含まれた輸入は、2.2 条における措置の適用の際の輸入に一致しなければならない(96)。ITC のカナダからの輸入に対して別個の調査を行う方法は、カナダからの輸入を除いた輸入によってセーフガード適用条件が充足されているかどうか検討されておらず、2.1 及び 4.2 条違反している(98)。

(4) 12.1 条及び 8 条の判断について

(a) 12.1 条は「直ちに」通報するという義務を定める。「直ちに」とは、性急さ(urgency)を意味し、性急である程度は、通知の難しさなどのケース・バイ・ケースによる。「直ちに」通報することは、セーフガード委員会及び加盟国がセーフガード調査について検討する「十分に可能な期間(fullest possible period)」を与えることである。

(b) 12.1 条(a)：米国は、セーフガード調査を 1997 年 10 月 1 日に開始し、セーフガード委員会にはそれから 16 日遅れて 10 月 17 日に通報している。パネルはこれを「直ちに」通報されたとは言えないとしたが、これは妥当である。

(c) 12.1 条(b)：米国は、重大な損害の認定を 1998 年 1 月 15 日に行い、これをセーフガード委員会に 26 日遅れて 1998 年 2 月 11 日通報している。パネルはこれを「直ちに」通報されたとは言えないとしたが、これは妥当である。

(d) 12.1 条(c)：米国大統領はセーフガードを 1998 年 6 月 1 日に発動するという決定を同年 5 月 30 日に行い、米国はこれを 6 月 4 日にセーフガード委員会に通報している。この点につき、パネルは 12.1 条(c)を 12.2 条との関連で解釈しているが、12.1 条(c)との適合性は「直ちに」通報しているかどうかという通報時期で判断されるものであり、12.2 条はこれとは別の義務（通報内容に含まれる情報）を課している。12.1(c)と 12.2 は別の義務を規定しているので、パネルが、措置の発動の後に通報したことを理由に 12.1 条(c)違反と判断したことは誤りである(123-125)。大統領の発動決定から 5 日遅れて通報したことについては、「直ちに」通報するという要件を充たしている (127-128)。

(e) 12.3 条：「事前の協議のための機会を十分に与える」という義務については、事前の協議の前に輸出国が措置や救済についての十分に詳細な情報を得られない限り、十分な機会が与えられたとは言えない(137)。ITC の報告書にはとられるべき措置についての「提案」がなされているが、その提案には個々の輸出国に対する数量割当は明記されておらず、そのような「提案」は EC に対して十分な情報を与えるものではないので、米国の行為は 12.3 条違反である(141)。

(f) 8 条：「譲許その他の義務を維持するように努力する」という義務は、「12.3 条の規定に従って」なされる。8.1 条と 12.3 条の明示的な関係から、まず、加盟国には事前の協議のための十分な機会が与えられる必要がある。米国は、上述の通り、12.3 条違反であるので、8.1 条にも違反する。(145-146)。

(5) パネルは DSU11 条「客観的評価」を行ったか。

・ EC はパネルが 4.2 条(a)における「生産性」について客観的評価を行っていないと主張する。上級委員会は、事実について再検討する権限を持たず、パネルが「客観的評価」を行ったかどうかを判断するだけである。米国 ITC は、「生産性」についてより総合的な分析を行い得たであろうが、パネルが米国 ITC が 4.2 条(a)において要求されたように産業の生産性について考慮したという認定が、DSU11 条に反するという根拠はない(154-155)。

・ EC はパネルには 4.2 条(a)における「損益」について結論を出せる十分な証拠がなかったと主張する。パネルは、損益分配の方法について ITC レポートは十分な説明を与えているとするが、レポートにそのような説明はなく、パネルはそのような判断をすることはできなかったはずである。パネルはパネル手続において米国から提出された補足的な情報に基づいて判断をしたようであるが、3.1 条によれば認定理由について当局は報告

として公表する義務を負い、そのレポートに理由が説明されているとは言えない(160-161)。

・ EC は、パネルは 4.2 条(a)の関連要因として小麦のプロテイン含有量と小麦グルテンの価格を考慮していないと主張する。上級委員会は、先に述べた通り、当局は、利害関係者が挙げた関連要因を検討する必要はないと判断する (166)。

・ EC は、パネルは米国が秘密情報の提供を拒んだことから適切な推論をしなかったと主張する。カナダの航空機ケースでは、推論することは事実を認定するというパネルの固有の仕事に関わり、パネルに情報提出を拒んだという事実を含めて、提出された事実から推論をすることについてパネルは法的権限及び裁量を有している(172)。EC は、米国が情報提供を拒んだことについて不利な推論をすべきであると主張するが、パネルの判断が問題となるのはその点においてではなく、関連事実を無視して事実に対する客観的な評価を行わなかった場合である。本件においてパネルは、客観的評価を行うために含まれるべき別の事実があると判断しており、その点に誤りはない (174)。上訴国は、パネルがどの事実についてなぜパネルが適切な裁量を行使していないのかを説明しなければならぬが、カナダはそれを行っていない(175-176)。

(6) 訴訟経済

・ パネルは、本件のセーフガード措置は 2.1 条及び 4.2 条に反しており法的な根拠がないと判断した。したがって、その他の争点について判断したとしても、その判断によって DSB が十分に正確な勧告を行うことになったということはないので、パネルの訴訟経済を支持する(183)。

4 結論及び勧告

米国に対してセーフガード協定に違反すると判断された措置を協定上の義務に適合されることを勧告する。

7. 米国・ラム肉

Documentsymbol: G/SG/N/6/USA/5,G/SG/N/8/USA/3(Corr.1,Corr.2,Rev.1),G/SG/N/10/USA/3(Suppl.1), G/SG/N/11/USA/3(Suppl.1)

1 調査国名 米国

2 調査対象品目 生鮮・冷蔵・冷凍ラム肉
(国統一関税表 0204.10.00,0204.22.20,0201.23.20,
0204.30.00,0204.42.20,0204.43.20)

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	1998.10.30	1998.11.5	1998.10.7
暫定発動			
損害認定	1999.2.17 /4.13	1999.2.18 /4.15	1999.2.9 (認定)
本発動※	1999.7.9	1999.7.12	1999.7.22 (大統領決定 7.7)

※パネル・上級委でセーフガード協定違反と判定。2001.11.15 に措置撤回。

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

調査は、国内産業の代表から提起された申し立てとそれに含まれている情報と証拠に基づいて開始された。

(2)暫定セーフガード措置の決定(12条4)

該当せず。

(3)重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

1999年2月9日、米国国際貿易委員会(USITC)は、ラム肉の輸入増加が、米国の産業に重大な損害を与えるおそれの実質的な原因であると決定した。米国国際貿易委員会

は、1999年4月5日までに大統領に同委員会の認定と救済策に関する勧告を提出する。この報告書には、米国国際貿易委員会の分析と調査中に集められた情報の概要が含まれている。米国は、当該報告書が大統領に提出したあと、速やかにセーフガード委員会に提出する。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

上記の報告書に含まれている。

③措置の正確な説明

④措置の予定適用期間

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

大統領は、まだ、ラム肉に関するセーフガード措置を提案・執行していない。

○重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))の改訂版

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠

・ 輸入増加

絶対量においても、相対量においても増加した。(米国商務省データ)

	1993	1994	1995	1996	1997	1997(1-9)	1998(1-9)
絶対的輸入量(百万ポンド)	41	38.7	43.3	50.7	60.4	46.1	55.1
相対的輸入量(%)	12.5				24.1	24.6	30.5

・ 重大な損害

国内産業が直面している困難な状況の中で、国内産業の市場占有率、生産、出荷、収益性、価格における衰退の観点から、国内産業には差し迫った重大な損害のおそれがあると結論した。

・ 因果関係

我々は、輸入増加よりも重要な原因であるかもしれないその他の原因について検討した。

1954年ウール法の支払の廃止については、ラムの繁殖業者と肥育業者に損害を与え、産業からの退出の原因となった。しかしながら、1996年の完全な廃止以来、産業は、いくらか回復しており、ウール法支払の廃止の影響は、月日が経つにつれてなくなっていくと予想される。さらにウール法の下で支払を受けていなかった屠畜業者や解体業者の財務状況には、間接的な影響しか与え得ない。ラム肉の輸入増加よりもウール法支払の廃止

は、差し迫った将来において、重大な損害のおそれの原因として重要性が低い。

牛肉、豚肉、鶏肉のような他の肉製品との競争については、ラム肉の輸入増加よりも差し迫った重大な損害のおそれのより重要な原因であるという証拠を見いだすことができない。

投入コストの増加については、国内産業の利益の急激な減少を説明するような、増加や差し迫った将来におけるその見込みもない。

肥育業者の中には、1997年において、過度に長期間にわたり肥育したものが居るといふ議論を受け入れたとしても、これらの「肥満」ラムは、全体の僅かな部分でしかなく、また、過度に餌を与えることが現在も行われており、将来のおそれを表しているといふ議論はない。

と畜業者部門における集中度については、他の部門と同様に利益は減少しており、低価格の輸入品の影響を繁殖業者や肥育業者につけ回すことができる程には集中しておらず、差し迫った重大な損害のおそれの原因として重要性が低い。

国内需要を促進させるマーケティング事業は、国内産業に重要な効果を与え得るが、事業が実施されなかったことが、より重要な原因であるといふ証拠を見いだすことができなかった。

輸入増加が最も重要な原因であると認定する。

この認定は、

- ・ 輸入増加が、既に現実のものとなっており、継続する徴候をみせていること
 - ・ 輸入産品による国内市場占有率が増加していること
 - ・ 輸入増加が主要な原因となって価格が低迷していること
 - ・ 輸入増加が高い確率で国産ラム肉の売上げ量と価格に負の影響を与えること
- という事実に基づいて結論されたものである。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

上記の通り、絶対量においても、相対量においても輸入は増加している。

③措置の正確な説明

- ・ 米国国際貿易委員会は、大統領が4年間の輸入関税割当を課すべきであると勧告した。

<i>Year</i>	<i>Tariff Rate Quota</i>
<i>First</i>	20 %の従価税を78 百万ポンドオーバーの輸入に
<i>Second</i>	17.5 per cent ad valorem on imports over 81.5 million pounds;
<i>Third</i>	15 per cent ad valorem on imports over 81.5 million pounds; and
<i>Fourth</i>	10 per cent ad valorem on imports over 81.5 million pounds

④措置の予定適用期間

4年間

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

未定

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

上記③のとおり

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

前回の通報文書で提供している。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

前回の通報文書で提供している。

③措置の正確な説明

以下のとおり、3年間にわたるラム肉輸入への関税割当。初年度の割当総量と国別割り当て量は、1998年の輸入量を反映。

Year	Tariff Rate Quota	Country Allocations		
		Australia	New Zealand	Other Countries
Year 1	31,851,151 kg	17,139,582 kg	14,481,603 kg	229,966kg
Year 2	32,708,493 kg	17,600,931 kg	14,871,407 kg	236,155 kg
Year 3	33,565,835 kg	18,062,279 kg	15,261,210 kg	242,346 kg

Year	In?Quota	Out of Quota
Year 1	9%	40%
Year 2	6%	32%
Year 3	3%	24%

④措置の予定適用期間

3年間と1日（1999年7月22日～2002年7月22日）

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

未定

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

上記③のとおり

(参考) USITC 報告書抜粋

○重大な損害のおそれ

年	1993	1994	1995	1996	1997	1997(1-9)	1998(1-9)
国産品市場占有率:数量(%)	88.8	88.6	86.5	83.4	80.3	79.6	76.7
国産品市場占有率:金額(%)	88.1	88.8	85.1	79.3	75.2	73.9	69.3
ラム肉生産量(百万ポンド)	326.7	299.9	274.4	255.8	250.8	187.1	180.7
出荷量(百万ポンド)	324.7	330.2	277.6	254.6	246.2	180.2	181.4
出荷額(百万ドル)	441	453.5	450.6	436.3	417.4	297.2	256.6

U S D A データ

- ・市場占有率が、輸入品が急増した 1996 年から低下した。
- ・生産量が相当減少した。(△ 23 % 以上 : 1993 年 → 1997 年、△ 3 % : 1997 年 → 1998 年)
- ・出荷量が減少。(△ 24 % : 1993 年 → 1997 年)
出荷額が減少。(約△ 5 % : 1993 年 → 1997 年)
出荷額の最近の減少 (△ 13 % : 1997 年 → 1998 年) は 1997 年後半からのラム肉価格の低下を反映している。
- ・公式の雇用データは待っていないが、子羊の屠殺の相当な減少と子羊肥育施設数の減少 (△ 20 % : 1993 年(93,280) → 1997 年(74,710)) は、労働者数や総労働時間のような雇用指標も減少していることを示唆している。

アンケート調査データ

損益 : 国内産業の収益性については、

- ・と畜業者と解体業者の売上額は 1996 年から 1997 年にかけて、***% 以上下落した。
1997 年から 1998 年にかけては、***% 以上下落した。
殆どのと畜業者と解体業者の営業利益は、1997 年と 1998 年に最低になった。
- ・肥育業者については、より厳しい状態である。子羊の売上額は、1997 年から 1998 年にかけて急落した。(△ 29 %)
1995 年、1996 年と利益をあげていたが、1997 年に損失を出し、1998 年にはかなりの損失となった。1998 年は、8.4 % 支出が収入を上回った。
肥育業者の大部分が 1998 年に損失を出している。
- ・繁殖業者については、1998 年の売上額は前年に比べかなり減少した。(約△ 19 %)
総計で見ると調査期間中、利益をあげているが、利益率が非常に低くなっており (0.7 % : 1996 年、2.8 % : 1997 年)、個別で見れば、多くの者が損失を出している。

(注) 財務状況 (収益性) データについては、PART II - 24 p ~ 33 p 参照。

以上の産業すべての部門にわたる財務状況の悪化の大部分の原因は価格の下落である。ラム肉価格は、1997 年半ばから顕著に下落した。1998 年にはある程度回復したが、調査期間の最後の 1998 年 9 月を通じて抑制されている。調査した殆ど全ての製品の加重平均価格は、1997 年の第 3 四半期の初めよりも低い。中には 1996 年と 1997 年早期における価格よりも 20 % 以上低い産品もあった。

・生産能力、操業度

と畜業者においては、生産能力は調査期間の初期に低下してから増加した。しかし、1993,1994年より1997年の方が低い。操業度は、1996年に増加し、1997年に低下した。1998年(1-9月)に調査期間中、最低(73.5%)となり、これは、1997年の同時期の値(85.7%)に比べかなり低い。

解体業者においては、生産能力は調査期間中相当(生産より高率で)増加した。その結果、操業度はかなり低下した。

と畜業者	1993	1994	1995	1996	1997	1997(1-9)	1998(1-9)
年	1993	1994	1995	1996	1997	1997(1-9)	1998(1-9)
生産能力(千ポンド)	***	***	199269	221235	229216	165225	187956
操業度(%)	***	***	85.3	88.3	82.7	85.7	73.5

・生産性は、繁殖業者・肥育業者においては比較的安定していた。と畜業者・解体業者においては提出された労働コストデータは、生産性が比較的安定していたことを示している。

(注) 生産性データについては、PART II - 33 p ~ 34 p 参照。

○因果関係

輸入増加は、差し迫った将来において、国内産業の価格、出荷量、財務状況に、負の影響を与えるようである。

・価格については、国内の繁殖業者と肥育業者が短期間に生産を削減することが不可能であることを仮定すれば、輸入増加は短期間での価格下落を引き起こす。国産、オーストラリア産、ニュージーランド産のラム肉の単価は1997年に比べて1998年に下落しているが、同時期に輸入が非常に増加している。国産、オーストラリア産、ニュージーランド産のラム肉価格は、1996年、1997年前半においてより1997年後半、1998年においての方が低い。さらなる輸入増加は米国市場での価格下落圧力となると予想される。

・輸入製品の国内市場占有率については、数量ベース、金額ベースともに1993年から1998年にかけて2倍以上になった。(数量: 11.2% → 23.3%、金額: 11.9% → 30.7%) この増加のほとんどは、1997年、1998年においてである。1997年の輸入増加(+9.7百万ポンド)は、出荷の減少(△8.4百万ポンド)を反映している。このことにより、輸入が米国の生産者からシェアを奪ったことを示される。

・財務状況については、以上の輸入増加の結果としての売上げ減少(シェア減少)と価格下落により悪化した。(その他の原因の検討については、通報文書の記載内容。)

輸入増加が最も重要な原因であると認定する。

この認定は、

- ・輸入増加が、既に現実のものとなっており、継続する徴候をみせていること
 - ・輸入製品による国内市場占有率が増加していること
 - ・輸入増加が主要な原因となって価格が低迷していること
 - ・輸入増加が高い確率で国産ラム肉の売上げ量と価格に負の影響を与えること
- という事実に基づいて結論されたものである。

上級委員会報告書

1 申立ての経緯

1998年10月7日、米国国際貿易委員会（USITC）がラム肉の輸入についてセーフガード調査を開始

1999年7月22日、セーフガードの本発動開始

2000年12月21日、パネル報告書の勧告（パネルは、オーストラリア、ニュージーランドからの申し立てについて審理）：紛争解決機関は、米国がラム肉に課したセーフガード措置をSG協定及びGATT上の義務に適合させるよう要請すること

2001年2月12日、米国が上級委員会に上訴

2月15日、オーストラリアとニュージーランドが上訴

2月26日、欧州共同体（European Communities）が第3国参加の申請

3月14日、カナダと日本のオブザーバー参加決定

3月22、23日、上級委口頭ヒアリング

2 審理(検討)担当委員、申立て国、被申立て国、第3国参加国

審理担当委員：Ehlermann委員（議長）、Bacchus委員、Ganesan委員

米国：申し立て国／被申し立て国

オーストラリア：申し立て国／被申し立て国

ニュージーランド：申し立て国／被申し立て国

欧州共同体（European Communities）：第3国参加国

3 主要論点及び検討内容

(1) ①米国が、「事情の予見されなかった発展」の存在を事実として明示し損なったことにより、1994年GATT19.1(a)に違反しているかどうか。

②もし、違反していないのなら、輸入ラム肉の製品の構成とカットの大きさにおける変化が「事情の予見されない発展」の構成要素となるのかどうか。

SG協定1と11.1(a)の規定より、セーフガード措置は、協定と同様、ガット19条にも適合しなければならない。従って、WTO協定発効後は、全てのセーフガード措置は、SG協定とガット19条の両方の規定に適合しなければならない。

言い換えれば、SG協定1と11.1(a)は、ガット19条がもはや孤立しておらず、また、SG協定によって明確化及び強化されたガット19条の完全かつ継続的な適用を表

している。

このようなガット19条とSG協定の関係の解釈に基づくと、(事情の予見されなかった発展について規定されている)ガット19条の第1節は、(協定2.1で反復されている)第2節に規定されている条件に付け加えられるような、独立の発動条件ではないけれども、第1節は、セーフガード措置がガット19条に基づいて発動されるために、事実として実証しなければならない事情を規定しているものである。第1節の事情と第2節の条件には、この意味における論理的関連がある。

この「事情の予見されなかった発展」の実証については、ガット19条に基づいてセーフガードを発動するための前提であるので、発動前にしなければならないこと、また、ガット19条第1節と第2節の論理的関連があることから(論理関係を分断せず、ガット19条に適合していることを明確にするために)、第2節に規定する条件(SG協定2.1に規定する条件)が明らかにその中心的要素となるSG協定3.1に基づいて権限のある当局が公表する報告書においてなされなければならない。

今回のケースにおいては、USITC 報告書の中で「事情の予見されなかった発展」については、全く見出せない。確かに、この報告書では、輸入されるラム肉製品に関する2つの種類の変化を認定している。一つは、冷凍ラム肉に比較して、生鮮、冷蔵の輸入ラム肉の割合が増加したこと。もう一つは、輸入ラム肉のカットサイズが大きくなったことである。

しかし、この2つの変化がガット19条の意味での「事情の予見されなかった発展」として見なせる理由について議論もしていないし、説明も与えていない。

従って、USITC 報告書は、「事情の予見されなかった発展の結果として」セーフガード措置が適用されたということを明示していないと言える。

米国がいまさら意見を変えても、ラム肉に関する報告書を提出した時の7ヶ月も後の上級委での議論で、米国は、第3参加国として、「事情の予見されなかった発展」について立証する必要はないと主張している。

また、オーストラリアからの申し立て(2つの変化が「事情の予見されなかった発展」になりえるのか)については、ガット19条違反であるというパネルの判断が間違っている場合に検討すべき事項であるので、上級委で検討する必要性はない。

申し立て事項にないので、米国がSG協定3.1に違反しているかどうかまでは、裁定しないが、「事情の予見されなかった発展」はSG協定3.1に規定する「事実及び法令に係るすべての関連する問題」であることから、同上に基づく権限のある当局の報告書に、

「事情の予見されなかった発展」に関する「認定」と「理由を付した結論」が含まれていなければならない。

従って、米国は、「事情の予見されなかった発展」の存在を事実として明示し損なったことにより 1994 年 GATT19.1(a)に違反している。(パネルの認定を支持する)

(2) 米国が、子羊の繁殖業者と肥育業者を含めて「国内産業」の定義することにより S G 協定 4.1(c)に、従って、2.1 に違反しているかどうか。

国内産業の定義は、S G 協定 4.1 (c) において 2 つの要素に言及している。

一つの要素は、国内産業は、「生産者」から構成されること。この「生産者」は、国内産業の定義の 2 番目の要素によって限定（修飾）されている。その要素は、国内産業に含まれる資格を得るために国内の生産者によってつくられなければならない特定の産品を識別するものである。つまり、「同種の又は直接に競合する産品をつくる生産者」のみが、国内産業を構成するのである。

この国内産業の定義は、さらに 2.1 によって支持される。つまり、セーフガードは、「国内産業」に悪影響を与えた輸入品に適用されるのであって、「国内産業」でない国内の産品に悪影響を与えた場合には適用できない。

「国内産業」の範囲を決定するためには、まず、「同種の又は直接に競合する産品」を特定し、その時のみに、生産者を特定することが可能となる。

このケースにおいては、「同種の産品」は、「ラム肉」であることに議論の余地はない。

USITC は、同種の産品を生産する国内産業に、繁殖業者と肥育業者が含まれると考えているが、「直接に競合する産品」については、問題としていない。

USITC は、

原材料である生きた子羊から最終生産物であるラム肉へ連続的なラインがあること

原材料の生産者と最終生産物の生産者の経済上の利益が実質的に一致すること

から国内産業に、繁殖業者と肥育業者が含まれるとしている。

この解釈は、USITC の判例に根拠があるが、セーフガード協定上、根拠はない。

この点から、「全体 (as a whole)」という言葉は、米国の言うように他の産品の生産者を意味として含んでいるのではなく、「調査でカバーしなければならない生産者の割合についての量的な基準」である。

セーフガード協定における国内産業の決定は、「同種の又は直接に競合する産品の生産

者である」ということに基づいているのである。従って、焦点は、製品の識別や製品の「同種の又は直接に競合する」という関係性に当てられなければならないのであり、製品が生産される過程にではない。

このケースにおいては、USITC は、国産と輸入ラム肉が同種の製品であることを決定し、子羊や他の生産物は直接にラム肉に競合する製品であるとは認定しなかった。この認定に基づけば、国内産業にはラム肉の生産者のみが含まれると考えられる。国内産業の概念を拡大して、子羊という他の産物の生産者を含めたことにより、USITC は、国内産業 S G協定 4.1(c) に違反して定義した。

この結果、セーフガード措置は国内産業以外の産業が被った重大な損害の決定に基づいて適用され、さらに言えば、この措置は、と畜業者と解体業者のみに限定されるべきだった国内産業への重大な損害の決定なしに賦課された。

従って米国は、USITC の国内産業の定義に関して、S G協定 4.1(c)に、従って、2.1 に違反している。(パネルの認定を支持する)

(3) パネルは、USITC の「重大な損害のおそれがある」という決定に関する審理 (S G協定 4.2(a)関係) において、DSU11 における審理基準を適切に解釈・適用しているのか。

S G協定には、申し立てについての審理方法に関する基準 (審理基準) について明示的に規定されていない。個別のセーフガード措置の S G協定への適合性の検討に関するパネルの審理基準は、DSU11 に規定されている。DSU11 においては、パネルは「問題の客観的な評価」を行うべきであると規定されている。

S G協定 4.2(a)に関する申し立てについて「客観的な評価」を行うとは、具体的には、以下の2つの要素 (形式的側面と実質的側面) をもっている。

一つは (形式的側面)、パネルは、権限のある当局が「関係する全ての要因」を評価しているかどうかを精査しなければならないということ、

もう一つは (実質的側面)、パネルは、権限のある当局が、事実がその決定をどのように支持しているのかについて合理的かつ十分な説明を与えているかどうかを精査しなければならないということ

である。つまり、パネルは、S G協定 4.2(a)に関する決定について権限のある当局の行った説明を批判的に検討しなければならないということである。パネルは、再度の検討をするわけでも、権限ある当局の結論の代わりに独自の結論を下すわけでもなく、パネルが到達できるのは、権限のある当局による決定が S G協定 4.2 のある特定の要件に違反しているという結論のみである。

今回の場合において、パネルはこのような認識を示しているので、パネルは審査基準を

正確に解釈したと認定する。

(4) 米国は、USITC の「重大な損害のおそれ」の決定に関して、SG 協定 4.2(a)に、従って、2.1 に違反しているかどうか。

USITC は報告書において「国内産業の財務状況の悪化の大部分の原因はラム肉の価格下落である」と述べた。USITC は、1998 年の価格と 1996 / 1997 年の価格を比較して価格が「下落」したと決定した。しかし、調査期間中のどの価格を（価格動向についての）適切な判断基準として利用すべきかという問題がある。1996 / 1997 年の価格は 1993 年の価格より 30 % も高く、調査期間中の最高値であるという事実からこの疑問は生じている。このような状況下では、1993 / 1994 / 1995 年の価格より 1996 / 1997 年の価格の方が適切な判断基準である理由を USITC 報告書は説明していなければならなかったと考える。USITC は、そのような説明は与えておらず、その代わり、1996 / 1997 年の価格が適切な判断基準であると決めてかかっている。つまり、USITC は、1996 / 1997 年の価格が 1998 年の価格と比較するうえで適切な判断基準であったという判断（これは、価格動向の評価の、従って、国内産業の財務状況を説明するカギである判断）を正当化していない。

また、USITC は、「価格は 1998 年 9 月を通じて抑制されてたままである」という結論を十分に説明していない。なぜなら、1993 / 1994 年の価格水準に比較して、1998 年 9 月の価格水準は明らかに高く、抑制されていなかったからだ。USITC は、1993 年と 1998 年の間の全般的な価格の上昇が自らの結論に関係がない理由を説明し損ねている。

さらに、ラム肉の価格は調査期間の最後の 2, 3 ヶ月に急上昇しているが、USITC は「1998 年に価格はある程度回復したが、1998 年 9 月を通じて抑制されたままである」という観察を行っているのみである。1998 年の価格の上昇の国内産業に対する重要性についてさらに詳細に論じることはせず、また、この価格の上昇の観点から将来の価格の動向についての説明もしていない。1998 年における価格の上昇は、価格データが、国内産業に重大な損害のおそれがあるという決定を論拠付けているという結論と矛盾している。つまり、通常は価格の上昇は産業に利益をもたらす。従って、現在、まだ、産業が重大な損害を被っておらず、最近において価格上昇の状況を享受している場合は、産業が近い将来に重大な損害を被る可能性が高いかどうかは疑問である。このような状況においては、権限のある当局は、このような明らかな矛盾を説明することに特に注意を払うべきである。USITC は、そのような説明を与えていない。

USITC は、価格に関する事実が、国内産業が重大な損害を被るおそれがあるという決定をどのように論拠づけているということについて十分な説明をしていないので、米国は、SG 協定 4.2(a)に、従って、2.1 に違反している。

(5) USITC の因果関係分析は、SG協定 4.2(b)に、従って、2.1 に違反しているかどうか。

SG協定 4.2 bは、輸入増加と重大な損害の因果関係は、たとえ他の要因もまた同時に国内産業の（悪化の）状態の原因となっていたとしても存在することを示唆している。

損害の原因究明のプロセスにおいて重要なことは、損害をもたらしたその他の要因によって引き起こされた影響を分離・識別することである。

4.2 bの第2文における「原因を帰してはならない」という文言は、因果関係を決定するためには、その他の要因の影響から分割・識別された輸入増加の影響を検討する必要があるということである。

SG協定は、輸入増加が重大な損害またはそのおそれの十分条件であることを要求していないし、また、輸入増加のみによって（単独で）重大な損害またはおそれを引き起こすことも要求していない。従って、パネルの因果関係の要件の解釈（輸入増加が重大な損害の必要十分条件でなければならない）を覆す。

パネルは、解釈を間違ったが、以下、それでも米国が因果関係条文 4.2 bに違反しているかどうか検討しよう。

SG協定 4.2(b)は、輸入増加以外の要因によって国内産業に引き起こされた損害の原因を輸入増加に帰してはならないと規定している。複数の要因が同時に損害を与えている状況においては、輸入増加による損害の影響についての最終的な決定は、すべての他の要因による影響が識別され、分離される場合にのみなすことができる。そうしなければ、どんな結論の根拠も不確実なものになる。4.2(b)の非責要件は、輸入増加による影響から他の要因の影響のもつれを解くように、権限のある当局が他の要因の影響を適切に評価することを要求している。そうすれば、因果関係の最終的な決定が、輸入増加と重大な損害の間の真性の実質的な原因・結果（影響）関係に適切に基づいていることになる。

因果関係の存在の決定は、全ての他の要因による影響を分離した後ですることができる。輸入増加による影響の適切な評価を行った後で初めてなすことができる。

輸入増加の影響とその他の要因の影響を分離することを実行する方法については、SG協定では特定されていない。

USITC は、同時に国内産業の状態の原因であると申し立てられた輸入増加以外の6つ

の要因を認定している。USITC は、これら 6 要因のそれぞれが輸入増加よりも「重大な損害のおそれ」についての「より重要な原因」であるかどうかを検討した。そして、輸入増加が重要な原因であり、他のどの原因におとらず重要であると結論している。

すでに述べたように複数の要因ある場合は、他の要因によって引き起こされた損害の原因を輸入増加に帰していないことを確実にするための過程には、異なった要因の影響を分離することが含まれていなくてはならない。

USITC の行った異なった要因の比較的な重要度についての検討は、S G 協定の要件を満たさない。米国が 4. 2 b の非責条項に適合しているかどうかの検討は、USITC の行った説明の観点からおいてのみなされる。

USITC 報告書は、USITC が異なった要因の影響を分離した過程について説明していないし、USITC がどのように他の要因の影響が輸入増加の原因による損害の評価に含まれていないことを確実にしたのかについても説明していない。USITC は、単に他の 6 つの要因のそれぞれが、輸入増加よりも重要性の低い損害の原因であるという結論をしているだけで、他の要因が国内産業にどんな影響を与えたのかについて説明していない。(その代表的な例は、1954 年ウール法の下での支払の廃止についての検討である。)

他の 6 つの要因の影響の性質と程度について意味のある説明がないので、USITC が輸入増加の影響から他の要因の影響を適切に分離したのかどうか決定するのは不可能である。従って、他の要因による損害の責めを輸入増加に帰しているのかも決定できない。つまり、他の 6 つの要因の影響の性質と程度についてなにもわからないので、USITC が他の要因による損害の責めを輸入増加に帰していないということを確認できない。

以上の理由により、USITC が非責要件を確実に満たしていることについての説明を与えていないので、米国が S G 協定 4.1(b) に、従って、2.1 に違反している。(パネルの結論を支持する)

4 結論及び勧告

上級委員会は以下のことを勧告する。

紛争処理機関は、米国が 1994 年 GATT とセーフガード協定に違反すると認定された措置をこれらの協定上の義務に適合させるよう、米国に対して要請する。

8. 米国／カニの身

Documentsymbol: G/SG/N/6/USA/8, G/SG/N/9/USA/2

1 調査国名 米国

2 調査対象品目 カニの身（ワタリガニ）

（米国統一関税表 1605.10.20,1605.10.40,0306.14.20,0306.24.20）

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	2000.3.20	2000.3.22	2000.3.15
暫定発動			
損害認定			
本発動			
調査終了	2000.8.25	2000.8.25	

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

調査は、国内産業の代表から提起された申し立てとそれに含まれている情報と証拠に基づいて開始された。

○調査の終了

2000年7月11日、米国国際貿易委員会は、カニ肉の輸入増加は、米国の産業への重大な損害又は損害のおそれの実質的な原因ではないと発表した。その結果、1974年通商法202条に基づき、セーフガード調査は終了した。

9. チリの小麦・小麦粉・砂糖・食用植物油

Document symbol: G/SG/N/6/CHL/2, G/SG/N/7/CHL/2& Suppl.1,
G/SG/N/8/CHL/1 & Suppl.1, G/SG/N/10/CHL/1 & Suppl.1,Suppl.2& Corr.1, G/SG/N/14/CHL/1

1 調査国名

チリ

2 調査対象品目

小麦 1001.9000、小麦粉 1101.0000、砂糖 1701.1100 ; 1701.1200 ; 1701.9100 ; 1701.9900、
植物性食用油 1507.1000 ; 1507.9000 ; 1508.1000 ; 1508.9000 ; 1509.1000 ; 1509.9000 ;
1510.0000 ; 1511.1000 ; 1511.9000 ; 1512.1110 ; 1512.1120 ; 1512.1910 ;
1512.1920 ; 1512.2100 ; 1512.2900 ; 1513.1100 ; 1513.1900 ; 1513.2100 ;
1513.2900 ; 1514.1000 ; 1514.9000 ; 1515.2100 ; 1515.2900 ; 1515.5000 ;
及び 1515.9000

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	1999.10.25	1999.11.2	1999.9.30
暫定発動	1999.11.2	1999.11.10	1999.11.26 ※
損害認定	2000.1.18	2000.2.7	
本発動	2000.1.18	2000.2.7	2000.1.22
延長	2000.12.11	2000.12.22	1年間延長

※暫定発動に係る補足通報において明示された。

協議関連

1999.12.28 通報、2000.1.10WTO 公示、アルゼンチンからチリに協議を申し入れた旨の通報。

2000.1.5 通報、2000.1.10WTO 公示、チリはアルゼンチンとブエノスアイレスで 2000.1.10 に協議する。

その他の通報

2000.11.9 通報、2000.11.15WTO 公示、1999.11.26 日から暫定発動され、2000.1.22 から本格発動されたこと。品目番号、チリ官報の 2000.11.4 日に決定が載っていること、11.13 日に公聴会がもたれること。

2000.12.11、2000.12.22WTO 公示、セーフガード協定 12.1.(c)に基づき、小麦、小麦粉、砂糖及び食用植物油に 1 年間延長の通知

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

①調査は、輸入品価格の歪み(distortions)の存在について調査責任のある国家委員会の1999.9.9付け第181回会合において、権限に基づき決定された。

②調査開始の根拠となる証拠：国内産業に、純利益を減少させ、耕作面積の減少及び直接雇用の減退を招くであろう重大な損害を与えるおそれのあるような条件の下での問題の製品の輸入の増加

③暫定発動の可能性についてはまだ検討していない。

④追加的背景情報

調査の期間：最終決定は調査の開始から90日以内に行われる。

輸入に関する認定：絶対的増加

公聴会：1999年11月25日午前9.30に、サンティアゴ Agustinas853、12階で開催される。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

①暫定措置の正確な説明

委員会によって勧告されたセーフガード措置は、従価の可変関税課徴金(surcharge)である。各々の取引ごとに適用されるべき暫定措置の水準は、法律番号18.525第12条とその毎年の適用条項において述べられている仕組みによって決定される関税に追加される一般的関税(との合計)と、これらの製品についてWTOにおいてバインドされた水準との差によって決定される。課徴金は、このように計算された水準を超えることはない。

②措置の予定導入日

今週に適用することが期待されている。

(1999.12.8付け補足通報：G/SG/N/7/CHL/2/Suppl.1) 1999年11月26日

③輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

1999年-2000年の期間に、通常の価格帯の下での関税に替えて適用されるべき31.5%のバインド関税が適用されるであろうという想定の下に、輸入が増大した。申請において提供されている情報に基づいて、委員会は、輸入の増大は、生産の減少によって引き起こされた不足をカバーするのに必要な量以上になっていると考えている。

④遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

申請者によって提供された情報に基づき、暫定的セーフガード措置が行われなければ、回復しがたい損害をもたらすであろうと考えられた。それぞれの生産物又は関係の農業分野にとって、次の状況がある。

- ・小麦：370,000 畝から 244,000 畝への耕作面積の減少、388,000 トンの生産の減少 (-28 %)；農場数の 89,700 から 64,200 への減少、及び仕事の減少
- ・砂糖：50,000 畝から 7,000 畝への耕作面積の減少；2.7 百万トンの生産減少 (-83 %)；農場数の 8,000 から 800 への減少；及び仕事の減少
- ・油：菜種耕作面積の 22,000 畝から 8,600 畝への減少；35,640 トン (-54 %) お生産減少；農場数の 400 から 147 への減少；及び仕事の減少

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化／輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

価格帯の下においてさえ、輸入の増加があり、それ故、これらの製品の国際価格が低落した際に 31.5 %に関税を制限することは、明らかにその国内産業に重大な損害を引き起こす。チリの輸入 c.i.f 価格は国際価格と密接にリンクし、国内価格は輸入価格の傾向に追随することが承知されるべきである。差し迫った損害のおそれは、次のように要約される。

- (i) 小麦のケースでは、耕作面積の 34 %の減少が見込まれる (370,000 畝から 244,000 畝へ)；28 %の生産減少 (作付地の改良により耕作面積の減少よりも少ない)；価格の 10 %の低下；直接雇用の 35 %の減少；生産レベルにおける純利益マージンの 20 %から 90 %の低下。これらは、おおよそ 90,000 生産者の約 3分の 1がこの活動をやめることを意味する。操業度の指標は、甜菜大根と菜種のケースに関してと同様に農作物 (穀物) には適切でないために評価されていない。
- (ii) 砂糖 (甜菜大根) に関し、損害算定に利用した前述の指標はさらに顕著であり、生産、耕作面積、及び雇用の約 80 %の減少、また、価格の 28 %の低落を示し、生産者の 90 %がこの活動をやめることを意味する。28 %の生産高の減少で砂糖産業に極めて大きな損失が見通され、1 百万米ドルの損失を意味する。
- (iii) 油 (菜種) のケースでは、諸指標は生産の 54 %の落ち込みと、雇用 (直接及び間接) の約 60 %の減退を示し、生産者の 63 %以上を限界外へ追いやる。オイル産業における損失は、産出額の 8 %の落ち込み、3.2 百万米ドルの生産減退と見積もられる。菜種耕作の減退は、菜種は小麦とのローテーションで播種されること (菜種の 30,000 畝は小麦の約 100,000 畝のローテーションを可能とする) から、小麦に

影響を与える。

(iv)仮に小麦に適用されるメカニズムが小麦粉の輸入に適用されないとすれば、小麦粉輸入の大幅な増大は、小麦の輸入によって小麦生産に引き起こしたのと同様な損害を引き起こされる。

小麦、菜種及び砂糖大根は、チリの総面積及び毎年の穀物生産の半分以上になり、雇用の約30%を占める。

この悪影響は、耕作面積と同様の数字になるのであるが、国内生産の過半（小麦の79%、菜種の99.7%及び砂糖大根の59.2%）となる3地域（Ⅷ、Ⅳ及びⅩ）のような地域のレベルで特に大きい。これらの地域では、生産、人口及び雇用における農業セクターの重要性が国レベルに比べて顕著に高い：農業粗生産額の割合は国の数字よりも3倍高い；地域の人口は2.5倍高く、農業雇用も同様である。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

輸入を分析したときに、価格帯の通常の操作は輸入の極端な増大を阻む重要な要因となっているという事実は考慮せざるを得ず、結果として輸入の動向はその要因を考慮することなく見ることはできない。そうではあるが、関係の生産セクターに損害を引き起こすおそれのある絶対輸入の増加がある。

- ・小麦の輸入（トン）は、1998年に前年に比べて6%増加した。1999年の最初の10カ月にわたって、輸入は1998年の同じ期間に比べて281%になった。1993年から1996年に輸入の増加があり、1997年に落ち込んだ。小麦粉の輸入は変動したが、これはその低水準によって説明される。それにもかかわらず委員会は、小麦粉は、（小麦の）直接輸入がよりコスト高であり、又はより高い関税を余儀なくされる場合の小麦輸入の代替方法であり、従って小麦に適用されるのと同様の取扱いがなされる必要があると認める。
- ・精製砂糖（総砂糖輸入のほとんど100%）の輸入は、1998年には前年に比べて27%落ち込んだが、1999年の最初の10カ月にわたって14%増加し、1994年に記録して以来の上昇傾向を再び示している。
- ・2つの主要な食用植物油の輸入は、全ての植物油の記録と同様の数字であるが、前年に比べ1998年には23%増加した。1998年の最初の10ヶ月間にわたって、輸入は24%落ち込んだが、これは輸入油の関税番号に関する紛争の結果、輸入業者の行動に異常があったためである。1993年から1997年に、輸入の水準はほぼ同じである。

最近の価格帯がフルに適用された結果としての輸入価格と、31.5%の関税シーリング賦課の結果としての価格に、顕著な相違があった。これは、価格帯に明記された全ての義務が履行されないとすれば生じるであろう（あるいはほとんど生じている）急激な輸入の増加の予想を確実なものとする。その輸入の増加及び更なる実質的な潜在的増加は、調査品目の国際価格がかなり大きく、また急激な低下を余儀なくされた時期に起こってきた。

③措置の正確な説明

各々の取引ごとに、最終セーフガードの水準は、法律番号 18.525 第 12 条とその毎年の適用条項において述べられている仕組みによって決定される関税に従価に追加される一般的関税（との合計）と、これらの製品について WTO においてバインドされた水準との差によって決定される。

④措置の予定適用期間

適用及びその日付の決定は大統領が行い、勧告は大統領に送られている。

予定適用期間は 1 年間

○措置延長に関する通報（G/SG/N/14/CHL/1）

1 年間の延長決定に当たり、委員会は次を考慮に入れた。

(a) 調査品目のそれぞれに関し、価格帯の通常の動きは輸入増大の影響を受けているという決定的な事実があり、結果として、その要因を考慮に入れずしていかなる分析もあり得ないということである。委員会の分析は、それぞれの品目にセーフガードが採用された期間をカバーしている。また、比較と評価に資するため、前の期間からの情報が提供された。

(b) 小麦、油菜及び砂糖大根は、チリで毎年の作物の面積及び生産の半分以上となり、及び雇用の約 30 パーセントとなる。このインパクトは、地域レベルではより厳しく感じられる、というのは国の生産の大きい部分が 3 つの地域（VIII、IV 及び X）に集中しているからであり（小麦の 79 %、菜種の 99.7 % 及び砂糖大根の 59.2 %）、耕作面積も同様の数字である。さらに、生産、地域の人口及び雇用における農業セクターの重要性は、実質的にこれらの地域においては国レベルよりも高い。； GDP に占める農業のシェアは、国レベルの数字の 3 倍であり；農村人口は 2.5 倍であり農業雇用も同様である。

1. 輸入の増大によって引き起こされる重大な損害又はそのおそれの証拠、2. 輸入の絶対的増加であるか国内生産との関係における相対的増加であるかについての情報

(a) 1. 小麦

小麦輸入（ト）で）が 1-9 月に前年同期に比べて 18 % 落ち込んだという事実にもかかわらず、委員会は年間ベースでは輸入が 1990 年-1999 年の年間平均値を上回っているということを考慮に入れた。

国際価格の最近の推移が与えられれば、委員会は、仮に価格帯によって決定される全ての義務が適用されないならば、その義務は 31.5 % の最大関税に限定され、その結果はその製品の輸入の急激な増加をもたらすと判断する。

委員会は、チリの輸入の CIF 価格と国際価格（見本価格）の間には密接な相関関係があり、国内価格は輸入価格と密接に連動する。

上に述べた状況は、委員会を、2000/2001 年の間、元の措置を適用し続けることを正当

化する状況であることを確信させた。この産品の場合、セーフガード措置がある場合とない場合で生産者の粗利益の差は、8,498,000 米ドルと見積もられる。

(a).2 小麦粉

小麦粉の輸入は、増大と減少の不規則なパターンを示したが、それは数量の少なさで説明される。しかしながら、委員会は、小麦粉輸入が、よりコスト高であり、又はより高い関税を余儀なくされる場合の小麦輸入の代替方法であることを承知しており、従って小麦に適用されるのと同様の取扱いがなされる必要がある。

委員会は、仮に価格帯によって決定される全体の税が適用されず、税が 31.5 %の最高関税に限定されるならば、その結果は生産物の極めて急激な輸入増加をもたらすだろうと考えている。

(b)精製糖

精製砂糖（総砂糖輸入のほとんど 100 %）の輸入は、2000 年の最初の 9 カ月には前年に比べて 13 %落ち込んだ。しかしながら、通年ベースでは 1990-1999 年の間の年平均を上回っている。

委員会は、仮に価格帯によって決定される全体の税が適用されず、税が 31.5 %の最高関税に限定されるならば、その結果は生産物の極めて急激な輸入増加をもたらすだろうと考えている。

委員会は、チリの輸入の CIF 価格と国際価格（見本価格）の間には密接な相関関係があり、国内価格は輸入価格と密接に連動することに気づいていた。

上に述べた状況は、委員会に、2000/2001 年の間、最初の措置を適用し続けることを正当化する状況が続いていることを確信させた。この産品の場合、セーフガード措置がない場合、砂糖産業の純利益は米ドルで 1 百万ドルの余剰から 9 百万ドルの欠損になると見積もられる。加えて、甜菜農業者にとっては、セーフガード措置がある場合の 15 百万ドルの余剰から、セーフガード措置がない場合の 16 百万ドルの欠損になるであろう。

(c)植物油

食用植物油の輸入は、1 月から 9 月までの期間に前年同期比 37 %落ち込んだ。1999 年にその輸入は 22 %落ち込んだ。1993 年から 1997 年の輸入の水準は同じである。

この落ち込みに関し、委員会は、1999 年から輸入のパターンに、油の輸入が分類される関税番号に関する混乱という異常な状況があることを指摘した。このような関税番号を考慮すると、輸入は増大したのであり、減少したのではない。

国際価格における最近及び将来における発展を考慮に入れると、委員会は仮に価格帯によって決定される全体の税が適用されず、税が 31.5 %の最高関税に限定されるならば、その結果は生産物の極めて急激な輸入増加をもたらすだろうと考えている。

委員会は、チリの輸入の CIF 価格と国際価格（見本価格）の間には密接な相関関係があり、国内価格は輸入価格と密接に連動することに気づいていた。

上に述べた状況は、委員会に、2000/2001 年の間、最初の措置を適用し続けることを正当化する状況が続いていることを確信させた。

そのことは搾油産業が困難な状況に直面していることを気づかせたが、それは設備能力の 50 %の稼働であり、油精製産業の稼働状況も同様であるということである。加うるに、植物油の国内卸売価格は、本年の最初の 6 カ月間に 1999 年の同じ時期に比べて実質約 4 %下落した。菜種生産者に、セーフガード措置がある場合の 3 百万米ドルの余剰から、セーフガード措置が適用されなければ 2.6 百万米ドルの欠損という純利益の減退をもたらすと思積もられる。

・最初の適用から延長される期日までの期間

措置の期間は最長で 2000 年 11 月 26 日から 1 年を超えることはない。これにかかわらず、それぞれの生産物について委員会は、120 日ごとに会合を持ち、価格動向を検証し、その動向が勧告された措置を正当化するかどうかを決定することに合意した。

・延長措置の正確な説明

各々の取引 (transaction) ごとに、最終セーフガードの水準は、一般的関税と法律番号 18.525 の第 12 条「有効なその年ごとの適用規定」によって予定されている仕組みによって決定される関税との差、及びこれらの産品についての WTO においてバインドされた水準に決定される。

・国内産業が調整を行っており、措置が引き続き必要な証拠

委員会は、生産物のセーフガード措置による生産性の向上を考慮した。すなわち、2000 年に小麦生産者は 8 %の収穫物の増加を達成した、甜菜の生産者は 2000 年に生産性を 8.4 %増加させた。菜種生産者は 2000 年に生産性を増加させ、5.1 %の収穫物の増加を達成した。

・他のWTOメンバーの除外

カナダ、メキシコ及びペルーは、砂糖と油の輸入に関しては、メキシコとペルーは、小麦と小麦粉に関してはそれらの国との間で合意された協定によって、措置の適用から除外される。加えて、全ての WTO メンバーである開発途上国は、セーフガード協定第 9 条 1 によって、これらのセーフガード措置の適用から除外される。

チリ小麦等2000年1月18日付け損害認定参考資料

TABLE 3.1.2

Tonnes imported by origin

Other wheat (1001.9000)

Origin	1997		1998		Jan-Oct/1998		Jan-Oct/1999		% variation	
	Tonnes	% share	1998/1997	Jan-Oct (99/98)						
Argentina	20,935	8	149,744	55	88,488	67	128,928	26	615	46
Canada	236,993	92	72,753	27	35,689	27	60,081	12	-69	68
United	0	0	38,395	14	5,023	4	312,557	62	17,211.81	6,123
Uruguay	0	0	11,311	4	2,675	2	122	0		-95
New	0	0	15	0	15	0	0	0		-100
Lesotho	0	0	0	0	0	0	872	0		
Brazil	0	0	0	0	0	0	505	0		
France	0	0	0	0	0	0	20	0		
Total	257,929	100	272,217	100	131,890	100	503,084	100	6	281

Source: Prepared by the Technical Secretariat.

TABLE 3.2.2

Tonnes imported by origin

Wheat flour (1101.0000)

Origin	1997		1998		Jan-Oct/1998		Jan-Oct/1999		% variation	
	Tonnes	% share	1998/1997	Jan-Oct (99/98)						
Argentina	2,352	56	2,959	89	2,808	92	2,026	82	26	-28
Spain	126	3	294	9	252	8	210	8	133	-17
ZOFRI	0	0	60	2	0	0	64	3		
Germany	0	0	1	0	1	0	0	0		-100
Netherlands	1	0	0	0	0	0	152	6	-64	
Venezuela	0	0	0	0	0	0	21	1		
Belgium	1,700	41	0	0	0	0	0	0	-100	
Total	4,179	100	3,315	100	3,062	100	2,474	100	-21	-19

Source: Prepared by the Technical Secretariat.

Chilean Imports of Sugar

	1997	1998	Var. 98/97	Jan-Nov 98	Jan-Nov 99	Var. Jan-Nov 99 Jan-Nov 98
Country	Tonnes	Tonnes	%	Tonnes	Tonnes	%
1701.11.00	Raw sugar cane not containing flavouring or colouring					
Mauritius	0	0	0	0	21	100
Peru	39	0	-100	0	0	0
Brazil	0	0	0	0	733.6	100
Bolivia	45	46	2.2	46	23	-50
Argentina	607	465	-23.4	305	0	-100
Colombia	250	0	-100	0	0	0
United States	0	1	8,233.30	1	0	-95.8
Spain	0	0	0	0	17.9	100
United Kingdom	0	0	0	0	3.3	100
Germany	0	0	0	0	150.5	100
Z. F. Iquique	0	0	0	0	14.8	100
Total	941	512	-45.6	352	964.1	173.9

1701.12.00	Raw beet sugar not containing flavouring or colouring					
Argentina	192	0	-100	0	0	0
United States	0	0.1	0	0.1	0	-100
Netherlands	0	0	0	0	0	0
Germany	0	0	0	0	0	0
Z.F. Iquique	0	0	0	0	6.8	0
Total	192	0.1	-100	0.1	6.8	6,704.00

1701.91.00	Other cane sugar containing flavouring or colouring					
Argentina	0	0	0	0	0	0
France	0	0	0	0	0	0
Germany	0.3	0.4	33.3	0.4	0	-100
United States	0.1	1.4	1,694.90	1.4	0	-98.9
Z.F. Iquique	0	0	0	0	0.7	100
Total	0.4	1.8	376.2	1.8	0.7	-60.2

1701.99.00	Other cane sugar					
Mauritius	0	42	0	41.8	0	-100
Colombia	27,364.00	5,169.00	-81.1	4,660.60	23,490.00	404
Guatemala	94,855.00	31,934.00	-66.3	31,933.50	53,187.00	66.6
Mexico	30,913.00	29,773.00	-3.7	29,772.60	0	-100
Brazil	12,982.00	37,507.00	188.9	36,412.20	52,292.00	43.6
Bolivia	54	0	-100	0	1,222.00	100
Argentina	72,709.00	77,760.00	6.9	66,134.10	64,490.00	-2.5
United States	3,189.00	0	-100	0	0	0
Sri Lanka	0	0	0	0	0	0
Switzerland	0	0	0	0	0	0
Italy	0	0.4	0	0.4	0.1	-75
Belgium	1	4	300	3.1	3.2	3.2
France	0	0	0	0	1,010.50	100
Germany	0.1	0	-100	0	0.2	100
Nicaragua	21,558.00	17,423.00	-19.2	17,423.00	0	-100
El Salvador	10,002.00	0	-100	0	14,625.00	100
United Kingdom	5	0	-100	0	450	100
Portugal	0	0	0	0	108	100
Z.F. Iquique	0	0	0	0	12.6	100
Total	273,632.10	199,612.00	-27.1	186,381.30	210,890.6	13.2

Source: Market access, DIRECON.

**Chilean Imports of Oils under
the Price Band**

	1997	1998	Var. 98/97	Jan-Nov 98	Jan-Nov 99	Var. Jan-Nov 99 Jan-Nov 98
Country	Tonnes	Tonnes	%	Tonnes	Tonnes	%
1507.10.00	Crude soya-bean oil					
Argentina	57,213.00	77,109.10	34.8	70,412.40	53,423.80	-24.1
Bolivia	168	0	-100	0	0	0
United States	0	0	0	0	0.4	100
Paraguay	0	25	100	25	0	-100
Total	57,381.00	77,134.10	34.4	70,437.40	53,424.20	-24.2

1507.90.00	Refined soya-bean oil					
Argentina	7,428.00	1,662.40	-77.6	1,581.40	4,886.90	209
Bolivia	4,261.00	8,097.70	90	7,966.30	2,413.80	-69.7
Brazil	81	0	-100	0	0	0
United States	5	28.3	466	28.3	20	-29.3
Japan	0	0.1	100	0.1	0	-100
Total	11,775.00	9,788.50	-16.9	9,576.10	7,320.70	-23.6

1508.90.00	Other groundnut oil					
France	0.2	0.2	0	0.1	0.1	0
United Kingdom	0.6	0	-100	0	0.2	100
Italy	10	0	-100	0	0	0
Total	10.8	0.2	-98.1	0.1	0.3	200

1509.10.00	Virgin olive oil					
Germany	0	0	0	0	0.1	100
Argentina	139	26.1	-81.2	26.1	9.2	-64.8
Bolivia	0	0	0	0	36.8	100
United States	0.1	0.1	0	0.1	0.1	0
Spain	201	347.4	72.8	308.4	309.7	0.4
France	0.2	0.3	50	0.3	0.1	-66.7
Greece	14	13.8	-1.4	13.8	6.9	-50
Israel	118	0	-100	0	0.1	100
Italy	0	186.7	100	178.2	155.6	-12.7
Lebanon	0	0.1	100	0	0.7	100
Morocco	0	9.5	100	9.5	0	-100
Portugal	0	15.7	100	14.4	32.7	127.1
Syria	0	0	0	0	5.4	100
Turkey	0	0	0	0	17.1	100
Total	472.3	599.7	27	550.8	574.5	4.3

1509.90.00	Other olive oils					
Germany	0.1	0	-100	0	0	0
Argentina	80	182.3	127.9	172.1	92.1	-46.5
United States	0.7	0.5	-28.6	0.5	0.6	20
Spain	306	274.3	-10.4	259.3	219.1	-15.5
France	0	0.3	100	0.3	0	-100
Netherlands	1	0	-100	0	0	0
United Kingdom	1	0.1	-90	0.1	0.6	500
Italy	8	47.6	495	47.6	19.8	-58.4
Portugal	0	8.5	100	6.2	10.9	75.8
Total	396.8	513.6	29.4	486.1	343.1	-29.4

1510.00.00	Other oils obtained solely from olives					
Spain	0	0.4	100	0.4	4.4	1,000.00

1511.10.00	Crude palm oil					
Colombia	0	83.8	100	83.8	0	-100

1511.90.00	Other palm oils					
Ecuador	44	208.2	373.2	186.8	0	-100
United States	0.4	496.4	124,000.00	0	0	0
Italy	2	0	-100	0	0	0
Total	46.4	704.6	1,418.50	186.8	0	-100
1512.11.10	Crude sunflower-seed oil					
Argentina	66,459.00	75,684.80	13.9	70,667.30	53,740.40	-24
United States	0	0.5	100	0.4	1	150
Spain	0.2	0	-100	0	0	0
Total	66,459.20	75,685.30	13.9	70,667.70	53,741.40	-24

1512.19.10	Other sunflower-seed oils					
Argentina	11,214.00	13,878.80	23.8	12,630.70	9,745.70	-22.8
Bolivia	672	894.7	33.1	889.2	415.9	-53.2
United States	3	0	-100	0	0	0
France	0	0	0	0	1.4	100
Italy	0	0.6	100	0.6	0	-100
Mexico	1	0	-100	0	0	0
Uruguay	0	0	0	0	0.9	100
Total	11,890.00	14,774.11	24.3	13,520.50	10,163.90	-24.8

1512.21.00	Crude cotton-seed oil, without gossypol					
Argentina	54	0	-100	0	0	0
Paraguay	0	0	0	0	210	100
Total	54	0	-100	0	210	100

1512.29.00	Other cotton-seed oils					
Argentina	1,008.00	349.2	-65.4	138.6	211.3	52.5
Paraguay	125	225	80	225	0	-100
Total	1,133.00	574.2	-49.3	363.6	211.3	-41.9

1513.11.00	Crude coconut oil					
Germany	0.4	0.4	0	0.4	0.6	50
Argentina	0.4	0	-100	0	0.2	100
United States	1,048.00	574.3	-45.2	574.3	0	-100
Philippines	150	0	-100	0	0	0
Indonesia	345	0	-100	0	0	0
Malaysia	36	18.2	-49.4	18.2	0	-100
Paraguay	100	725	625	600	406	-32.3
Total	1,679.80	1,317.90	-21.5	1,192.90	406.8	-65.9

1513.19.00	Other coconut oils					
Germany	0	9.3	100	4.3	6.1	41.9
Argentina	0.2	0.8	300	0.6	0	-100
United States	4	20.2	405	20.2	21.1	4.5
India	0.3	0	-100	0	0	0
Israel	0	0	0	0	0.6	100
Italy	1.5	0	-100	0	0	0
Malaysia	0	18.2	100	0	18.2	100
Total	6	48.5	708.3	25.1	46	83.3

1513.21.00	Crude palm kernel oil					
Germany	0	0	0	0	0.2	100
Paraguay	50	0	-100	0	0	0
Singapore	91	0	-100	0	0	0
Total	141	0	-100	0	0.2	100

1513.29.00	Other palm kernel oils					
Germany	0	1.5	100	1.5	0	-100
Colombia	0	43.1	-100	43.1	0	-100
Ecuador	1,329.00	771.8	-41.9	505.4	1,537.10	204.2
United States	0.2	500.4	250,100.00	500.4	0	-100
France	0.7	0	-100	0	0	0
Indonesia	0	46.5	100	46.5	0	-100
Malaysia	205	1,962.80	857.5	1,962.80	0	-100
Singapore	255	0	-100	0	0	0
Total	1,789.90	3,326.10	85.8	3,059.70	1,537.60	-49.7

1514.10.00	Crude rape oil					
Canada	0	1,998.90	100	1.5	0	-100
France	0	0	0	0	0.2	100
Total	0	1,998.90	100	1,998.90	0.2	-100

1515.21.00	Crude maize oil					
Argentina	3	0	-100	0	25.3	100

1515.29.00	Other maize oils					
Argentina	42	141.1	236	134	113	-15.7
Brazil	0	3	100	0	82.4	100
United States	343	545.2	59	432.8	90.1	-79.2
Total	385	689.3	79	566.8	285.5	-49.6

1515.50.00	Sesame oil					
China	0.6	1	66.7	1	0	-100
Korea	0.3	0	-100	0	0	0
United States	1	1.4	40	1.3	1	-23.1
France	0	0.1	100	0.1	0	-100
United Kingdom	1	0	-100	0	0.8	100
Mexico	0.1	0	-100	0	0	0
Switzerland	0	0.2	100	0.2	0	-100
Thailand	0.7	0	-100	0	0	0
Taiwan	0.4	0	-100	0	0	0
Total	4.1	2.7	-34.1	2.6	1.8	-30.8

1515.90.00	Other vegetable fats and oils					
Germany	3	0.4	-86.7	0.4	0.4	0
Argentina	1,718.00	927	-46	898.2	879.9	2
Brazil	0	1.1	100	1.1	0	-100
United States	2	5.9	195	5.9	11.4	93.2
Spain	0	0.1	100	0.1	0.2	100
France	2	0.8	-60	0.7	0.5	-28.6
United Kingdom	2	0	-100	0	0.7	100
Paraguay	525	0	-100	0	125	100
Syria	0	0	0	0	1.8	100
Thailand	0	0	0	0	0.1	100
Uruguay	0	0	0	0	0.6	100
Venezuela	0	0.1	100	0.1	0	-100
Total	2,252.00	935.4	-58.5	906.5	1,020.40	12.6

Source: Market access, DIRECON.

Tonnes Imported by Origin

Oils (1507.1000 and 1512.1110)

Soya-Bean Oil (1507.1000)

Origin	1997		1998		Jan-Oct/1998		Jan-Oct/1999		% Variation	
	Tonnes	% Share	1998/1997	Jan-Oct (99/98)						
Argentina	57,213	100	77,109	100	61,019	100	45,389	100	-26	35
Paraguay	0	0	25	0	25	0	0	0	-100	
Bolivia	168	0	0	0	0	0	0	0	0	-100
Total	57,381	100	77,134	100	61,044	100	45,389	100	34	-26

Sunflower-Seed Oil (1512.1110)

Origin	1997		1998		Jan-Oct/1998		Jan-Oct/1999		% Variation	
	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	1998/1997	Jan-Oct (99/98)
Argentina	66,459	116	75,685	98	62,355	102	48,868	108	-22	14
Total	66,459	116	75,685	98	62,355	102	48,868	108	-22	14

Total (1505.1000 and 1512.1110)

Origin	1997		1998		Jan-Oct/1998		Jan-Oct/1999		% Variation	
	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	1998/1997	Jan-Oct (99/98)
Argentina	123,672	100	152,794	100	123,373	100	94,257	100	-24	24
Paraguay	0	0	25	0	25	0	0	0	-100	
Bolivia	168	0	0	0	0	0	0	0	0	-100
Total	123,840	100	152,819	100	123,399	100	94,258	100	23	-24

Source: Prepared by the Technical Secretariat.

TABLE 1
IMPORTS OF OTHER WHEAT (1001.9000)

PERIOD	US\$ 000s	TONNE	Av.Price
1990	720	5,250	137
1991	13,843	104,185	133
1992	68,638	466,710	147
1993	60,114	415,682	145
1994	78,319	545,789	143
1995	105,370	575,264	183
1996	153,195	638,946	240
1997	44,429	257,929	172
1998	36,952	267,235	138
1999	66,445	511,187	130
J-S/1999	56,804	436,748	130
J-S/2000	45,859	355,957	129

Imports of wheat: percentage change			
PERIOD	US\$ 000s	TONNE	Av.Price
1990			
1991	1,823	1,885	-3
1992	396	348	11
1993	-12	-11	-2
1994	30	31	-1
1995	35	5	28
1996	45	11	31
1997	-71	-60	-28
1998	-17	4	-20
1999	80	91	-6
Simple Av.	256	256	1
J-S/1999			
J-S/2000	-19	-18	-1

Source: Prepared by the Technical Secretariat.

TABLE 2
TONNES IMPORTED BY ORIGIN
OTHER WHEAT (1001.9000)

Origin	1997		1998		1999		J-S/1999		J-S/2000		VAR. %.	
	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	1999/1998	J-S
ARGENTIN	20,935	8	144,769	54	128,928	25	128,928	30	135,021	38	-11	5
CANADA	236,993	92	72,749	27	62,840	12	49,756	11	155,132	44	-14	212
UNITED STATES	0	0	38,390	14	317,901	62	256,546	59	64,625	18	728	-75
URUGUAY	0	0	11,311	4	122	0	122	0	0	0	-99	-100
NEW ZEALAND	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	-100	
LESOTHO	0	0	0	0	872	0	872	0	0	0		-100
BRAZIL	0	0	0	0	504	0	504	0	1,157	0		129
FRANCE	0	0	0	0	20	0	20	0	20	0		0
TOTAL	257,929	100	267,235	100	511,187	100	436,748	100	355,957	100	91	-18

Source: Prepared by the Technical Secretariat.

TABLE 3
IMPORTS OF WHEAT FLOUR (1101.0000)

PERIOD	US\$ 000s CIF	TONNE S	Av.Price CIF
1990	7	25	280
1991	53	230	230
1992	151	653	231
1993	17	76	225
1994	1,245	5,695	219
1995	563	2,574	219
1996	1,876	5,791	324
1997	1,171	4,179	280
1998	999	3,315	301
1999	705	2,867	246
J-S/1999	606	2,458	247
J-S/2000	445	2,178	204

Imports of wheat flour: percentage change			
PERIOD	US\$ 000s CIF	TONNE S	Av.Price CIF
1990			
1991	657	820	-18
1992	185	184	0
1993	-89	-88	-3
1994	7,224	7,427	-3
1995	-55	-55	0
1996	233	125	48
1997	-38	-28	-14
1998	-15	-21	8
1999	-29	-14	-18
Simple Av. 90/99	897	928	0
J-S/1999			
J-S/2000	-27	-11	-17

Source: Prepared by the Technical Secretariat.

TABLE 4
TONNES IMPORTED BY ORIGIN
WHEAT FLOUR (1101.0000)

Origin	1997		1998		1999		J-S/1999		J-S/2000		VAR. %.	
	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	Tonnes	% Share	1999/1998	J-S(2000/1999)
ARGENTIN	2,352	56	2,959	89	2,052	72	2,021	82	1,210	56	-31	-40
SPAIN	126	3	294	9	336	12	210	9	252	12	14	20
ZOPRI	0	0	60	2	300	10	53	2	646	30	400	1,119
GERMANY	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	-100	
HOLLAND	1	0	0	0	152	5	152	6	1	0	42,717	-99
VENEZUELA	0	0	0	0	21	1	21	1	0	0		-100
BELGIUM	1,700	41	0	0	0	0	0	0	0	0		
OTHER	0	0	0	0	5	0	1	0	69	3		6,512
TOTAL	4,179	100	3,315	100	2,866	100	2,458	100	2,178	100	-14	-11

Source: Prepared by the Technical Secretariat.

TABLE 5

PERIOD	REFINED (1701.9900)*		
	US\$ 000s CIF	TONNE S	Av.Price CIF
1990	48,641	112,187	434
1991	67,868	198,034	343
1992	27,928	89,154	313
1993	5,407	17,056	317
1994	24,893	71,208	350
1995	52,813	129,320	408
1996	64,911	163,792	396
1997	97,295	273,631	356
1998	63,089	199,611	316
1999	57,344	225,961	254
J-S/1999	43,791	167,878	261
J-S/2000	34,190	145,754	235

*Represents 99.5 per cent of all sugar imported (tariff item 1701) for the whole

Source: Prepared by the Technical

Imports of sugar: percentage change			
PERIOD	US\$ 000s CIF	TONNE S	Av.Price CIF
1991	40	77	-21
1992	-59	-55	-9
1993	-81	-81	1
1994	360	317	10
1995	112	82	17
1996	23	27	-3
1997	50	67	-10
1998	-35	-27	-11
1999	-9	13	-20
Simple Av. 90/99	45	47	-5
J-S/1999			
J-S/2000	-22	-13	-10

TABLE 6
TONNES OF REFINED SUGAR IMPORTED
-1701.99

Origin	1997		1998		1999		J-S/1999		J-S/2000		VAR. %.	
	Tonnes	% Share	1999/1998	J-S(2000/1999)								
ARGENTIN	72,709	27	77,760	39	76,338	34	37,371	22	27,336	19	-2	-27
BRAZIL	12,982	5	37,507	19	53,791	24	40,432	24	28,015	19	43	-31
GUATEMALA	94,855	35	31,934	16	53,188	24	53,186	32	47,828	33	67	-10
MEXICO	30,913	11	29,773	15	0	0	0	0	0	0	-100	6871
NICARAGUA	21,558	8	17,423	9	0	0	0	0	0	0	-100	
COLOMBIA	27,364	10	5,169	3	25,190	11	19,446	12	40,681	28	387	109
MAURITIUS	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	-100	
BOLIVIA	54	0	0	0	1,222	1	1,222	1	0	0		-100
UNITED STATES	3,189	1	0	0	0	0	0	0	300	0		
EL SALVADOR	10,003	4	0	0	14,625	6	14,625	9	0	0		-100
PORTUGAL	0	0	0	0	108	0	108	0	0	0		-100
FRANCE	0	0	0	0	1,011	0	1,011	1	0	0		-100
UNITED KINGDOM	5	0	0	0	450	0	450	0	792	1		76
OTHER	1	0	5	0	39	0	27		802	1		2841
TOTAL	273,631	100	199,611	100	225,961	100	167,878	100	145,754	100	13	-13

Source: Prepared by the Technical Secretariat.

TABLE 7
IMPORTS OF PRINCIPAL OILS items and TOTAL

PERIOD	15071000			15121110			REST		TOTAL	
	US\$ 000sCIF	TONNES	Av. price CIF	US\$ 000sCIF	TONNES	Av. price CIF	US\$ 000sCIF	TONNES	Av. price CIF	TONNES
1990	35,019	72,161	485	6,052	11,830	512	4,226	7,366	45,297	91,356
1991	25,601	53,970	474	8,456	17,023	497	5,084	8,785	39,141	79,778
1992	36,569	82,101	445	11,894	25,041	475	4,641	6,253	53,104	113,395
1993	46,872	98,327	477	20,539	38,243	537	5,078	6,659	72,489	143,229
1994	52,186	87,111	599	28,213	44,246	638	11,003	12,943	91,407	144,300
1995	54,900	82,611	665	32,513	48,171	675	23,851	24,858	111,265	155,640
1996	48,162	82,105	587	31,097	53,358	583	24,971	26,769	104,230	162,232
1997	33,696	57,381	587	38,442	66,459	578	28,744	32,042	100,882	155,882
1998	51,628	77,134	669	54,183	75,685	716	33,287	35,358	139,098	188,177
1999	30,823	63,575	485	32,944	60,480	545	19,259	22,431	83,026	146,486
J-S/1999	20,114	38,956	516	24,779	44,774	553	14,098	15,738	58,991	99,468
J-S/2000	9,476	22,883	414	11,317	26,634	425	11,189	12,970	31,981	62,488

Oil imports: percentage changes

Oil imports: percentage changes

PERIOD	15071000			15121110			REST		TOTAL	
	US\$ 000sCIF	TONNES	Av. price CIF	US\$ 000sCIF	TONNES	Av. price CIF	US\$ 000sCIF	TONNES	Av. price CIF	TONNES
1991	-27	-25	-2	40	44	-3	20	19	-14	-13
1992	43	52	-6	41	47	-4	-9	-29	36	42
1993	28	20	7	73	53	13	9	6	37	26
1994	11	-11	26	37	16	19	117	94	26	1
1995	5	-5	11	15	9	6	117	92	22	8
1996	-12	-1	-12	-4	11	-14	5	8	-6	4
1997	-30	-30	0	24	25	-1	15	20	-3	-4
1998	53	34	14	41	14	24	16	10	38	21
1999	-40	-18	-28	-39	-20	-24	-42	-37	-40	-22
Simple Av. 90/99	3	2	1	25	22	2	28	21	10	7
J-S/1999										
J-S/2000	-53	-41	-20	-54	-41	-23	-21	-18	-46	-37

Source: Prepared by the Technical Secretariat.

TABLE 8
TONNES IMPORTED BY ORIGIN

SOYA OIL (1507.1000)

ORIGIN	1997		1998		1999		J-S/1999		J-S/2000		VAR. %.	
	TONNES	%	TONNES	%	TONNES	% SHARE	TONNES	% SHARE	TONNES	% SHARE	1999/1998	J-S(2000/1999)
ARGENTIN	57,213	100	77,109	100	63,574	100	38,956	100	22,823	100	-18	-41
PARAGUA	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	-100	
BOLIVIA	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
UNITED STATES	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		-100
TOTAL	57,381	100	77,134	100	63,575	100	38,956	100	22,883	100	-18	-41

ORIGIN	1997		1998		1999		J-S/1999		J-S/2000		VAR. %.	
	TONNES	%	TONNES	%	TONNES	% SHARE	TONNES	% SHARE	TONNES	% SHARE	1999/1998	J-S(2000/1999)
ARGENTIN	66,459	116	75,685	100	60,479	100	44,774	100	26,634	100	-20	-41
UNITED STATES	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		-100
TOTAL	66,459	100	75,685	100	60,480	100	44,774	100	26,634	100	-20	-41

ORIGIN	1997		1998		1999		J-S/1999		J-S/2000		VAR. %.	
	TONNES	%	TONNES	%	TONNES	% SHARE	TONNES	% SHARE	TONNES	% SHARE	1999/1998	J-S(2000/1999)
ARGENTIN	123,672	100	152,794	100	124,053	100	83,730	100	49,458	100	-19	-41
PARAGUA	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	-100	
BOLIVIA	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
UNITED STATES	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		-100
TOTAL	123,840	100	152,819	100	124,055	100	83,730	100	49,517	100	-19	-41

ORIGIN	1997		1998		1999		J-S/1999		J-S/2000		VAR. %.	
	TONNES	%	TONNES	%	TONNES	% SHARE	TONNES	% SHARE	TONNES	% SHARE	1999/1998	J-S(2000/1999)
ARGENTIN	145,359	93.2	169,962	90.3	139,768	95.4	93,974	94.5	59,232	94.9	-18	-37
BOLIVIA	5,102	3.3	8,992	4.8	2,911	2	2,665	2.7	453	0.7	-68	-83
ECUADOR	1,373	0.9	980	0.5	1,829	1.2	1,211	1.2	1,022	1.6	87	-16
PARAGUA	800	0.5	975	0.5	816	0.6	741	0.7	575	0.9	-16	-22
SPAIN	507	0.3	622	0.3	559	0.4	457	0.5	543	0.9	-10	19
ITALY	139	0.1	235	0.1	197	0.1	164	0.2	286	0.5	-16	74
UNITED STATES	1,408	0.9	2,173	1.2	147	0.1	132	0.1	20	0	-93	-85
BRAZIL	81	0.1	4	0	100	0.1	47	0	71	0.1	2,331	50
INDONESI	345	0.2	46	0	51	0	0	0	0	0	10	
PORTUGAL	0	0	24	0	44	0	44	0	6	0	80	-87
MALAYSIA	241	0.2	1,999	1.1	18	0	0	0	189	0.3	-99	
CANADA	0	0	1,999	1.1	0	0	0	0	0	0	-100	-100
OTHER ORIGINS	526	0.3	165	0.1	46	0	32	0	0	0		
TOTAL	155,882	100	188,177	100	146,486	100	99,468	100	62,396	100	-22	-37

Source: Prepared by the Technical Secretariat.

TABLE 9
DOMESTIC PRICES, WHEAT

	\$/Tonne ¹	US\$/Tonne ²	UF/Tonne ³
Average 1996	101,323	244.2	7.73
Average 1997	85,888	204.9	6.28
1998			
January	83,790	184.8	5.94
February	86,540	192.9	6.1
March	86,590	191.3	6.1
April	86,010	189.6	6.04
May	87,130	192.2	6.09
June	88,260	193.5	6.16
July	91,180	196.2	6.34
August	94,630	200.8	6.56
September	101,260	215.2	7
October	104,680	225.8	7.2
November	102,470	221.2	7
December	95,420	202	6.5
Average 1998	92,330	200.5	6.42
1999			
January	96,220	202.3	6.53
February	96,100	194.8	6.52
March	96,830	196.6	6.57
April	98,130	203.4	6.63
May	98,590	203.3	6.63
June	99,180	197.5	6.66
July	101,670	196.8	6.82
August	103,420	201.6	6.93
September	104,670	199.5	7
October	105,250	195.6	7.03
November	99,590	183.2	6.63
December	93,530	173.8	6.21
Average 1999	99,432	195.7	6.68

¹ Wholesale price. Base Santiago.

² The average actual dollar rate was used.

³ The UF (*unidad de fomento*) for the last day of each month

Source: Prepared by the Technical Secretariat, and including information from

	\$/Tonne ¹	US\$/Tonne ²	UF/Tonne ³
2000			
January	91,870	176.5	6.08
February	90,590	176.6	5.98
March	96,300	190.9	6.33
April	98,340	193.5	6.42
May	98,340	188.5	6.38
June	99,300	187.5	6.43
July	100,570	185.3	6.5
August	101,650	184.5	6.56
September	104,480	184.6	6.73
Average 2000	97,938	185.3	6.38
% change	-15.20 %	-16.10 %	-18.70 %
% change	7.50 %	-2.20 %	2.20 %
% change	7.70 %	-2.40 %	4.10 %
% change Jan-Sep 00/Jan-	-1.50 %	-7.10 %	-4.80 %

TABLE 10
DOMESTIC PRICES. FLOUR

	\$/Tonne ¹	US\$/Tonne ²	UF/Tonne ³
Average 1996	162,903	395.3	12.63
Average 1997	130,708	311.8	9.56
1998			
January	123,333	272	8.74
February	123,333	275	8.7
March	125,000	276.2	8.8
April	129,333	285	9.08
May	131,000	288.9	9.16
June	130,000	285	9.07
July	133,333	287	9.28
August	148,333	314.8	10.28
September	160,667	341.5	11.1
October	175,333	378.2	12.06
November	173,333	374.2	11.84
December	173,333	366.9	11.8
Average 1998	143,861	312.1	9.99
1999			
January	173,000	363.7	11.74
February	172,000	348.6	11.67
March	171,640	348.5	11.65
April	170,000	352.5	11.49
May	172,000	354.6	11.57
June	172,000	342.5	11.55
July	172,000	332.9	11.54
August	172,333	335.9	11.55
September	172,333	328.5	11.53
October	170,000	316	11.35
November	169,667	312.1	11.29
December	168,000	312.1	11.15
Average 1999	171,731	337.3	11.51

	\$/Tonne ¹	US\$/Tonne ²	UF/Tonne ³
2000			
January	168,000	322.8	11.12
February	168,000	327.6	11.1
March	168,333	333.7	11.06
April	175,403	345.2	11.45
May	174,027	333.6	11.3
June	173,987	328.4	11.26
July	169,653	312.6	10.96
August	173,003	314	11.16
Average 2000	171,301	327.2	11.18
% change	-19.80 %	-21.10 %	-24.30 %
% change	10.10 %	0.10 %	4.50 %
% change	19.40 %	8.10 %	15.20 %
% change Jan-Aug 00/Jan	-0.30 %	-5.80 %	-3.60 %

¹ Wholesale price. Base Santiago.

² The average actual dollar rate was used.

³ The UF (*unidad de fomento*) for the last day of each month was used.

Source: Prepared by the Technical Secretariat, and including information from ODEPA.

**TABLE 11
DOMESTIC PRICES. REFINED SUGAR**

	\$/Tonne ¹	US\$/Ton ne ²	UF/Tonne ³
Average 1996	226,308	548.9	17.55
Average 1997	235,419	561.6	17.21
1998			
January	244,560	539.4	17.33
February	256,250	571.3	18.07
March	256,250	566.3	18.04
April	256,250	564.8	18
May	258,450	570	18.08
June	258,450	566.5	18.03
July	268,050	576.9	18.65
August	268,050	568.8	18.58
September	270,810	575.6	18.71
October	270,810	584.1	18.63
November	270,810	584.6	18.5
December	271,810	575.4	18.51
Average 1998	262,546	570.3	18.26
1999			
January	271,810	571.4	18.44
February	271,810	550.8	18.45
March	278,530	565.6	18.91
April	287,910	596.9	19.46
May	282,390	582.2	19
June	271,360	540.4	18.22
July	282,390	546.5	18.94
August	266,590	519.6	17.87
September	266,590	508.2	17.84
October	270,390	502.6	18.05
November	278,510	512.2	18.53
December	278,510	517.5	18.48
Average 1999	275,566	542.8	18.52

	\$/Tonne ¹	US\$/Tonne ²	UF/Tonne ³
2000			
January	278,510	535.1	18.43
February	278,510	543.1	18.39
March	273,100	541.5	17.95
April	273,100	537.5	17.83
May	273,100	523.5	17.73
June	276,890	522.7	17.93
July	281,220	518.1	18.17
August	274,720	498.6	17.73
September	279,600	494.1	18
Average 2000	276,528	523.8	18.02
% change	4.00 %	2.30 %	-1.90 %
% change	11.50 %	1.60 %	6.10 %
% change	5.00 %	-4.80 %	1.40 %
% change Jan-Sep 00/ Jan-	0.40 %	-5.40 %	-3.00 %

¹ Wholesale price. Base Santiago.

² The average actual dollar rate was used.

³ The UF (*unidad de fomento*) for the last day of each month was used.

Source: Prepared by the Technical Secretariat, and including information from ODEPA.

TABLE 12
PRICES. EDIBLE OILS

	\$/000 litres ¹	US\$/000 litres ²	UF/000 litres ³
Average 1996	401,792	975	31.19
Average 1997	389,243	928.4	28.45
1998			
January	398,086	878	28.21
February	405,469	904	28.59
March	412,634	911.8	29.05
April	426,005	938.9	29.92
May	427,821	943.6	29.92
June	434,522	952.5	30.31
July	441,565	950.3	30.72
August	451,243	957.5	31.28
September	457,135	971.6	31.59
October	467,626	1,008.70	32.17
November	498,855	1,076.80	34.07
December	500,017	1,058.50	34.05
Average 1998	443,415	962.7	30.82
1999			
January	515,535	1,083.80	34.97
February	501,901	1,017.10	34.07
March	503,292	1,021.90	34.17
April	469,833	974.1	31.76
May	471,763	972.6	31.74
June	468,617	933.2	31.47
July	473,426	916.2	31.76
August	481,031	937.6	32.24
September	469,718	895.5	31.43
October	466,280	866.7	31.13
November	475,259	874.1	31.63
December	470,859	874.8	31.25
Average 1999	480,626	947.3	32.3

	\$/000 litres ¹	US\$/000 litres ²	UF/000 litres ³
2000			
January	480,141	922.5	31.78
February	479,834	935.6	31.69
March	485,078	961.7	31.88
April	496,377	976.9	32.41
May	481,779	923.5	31.28
June	495,739	935.8	32.09
July	481,234	886.7	31.09
August	469,964	852.9	30.32
September	450,546	796.2	29
Average 2000	480,077	910.2	31.28
% change	-3.10 %	-4.80 %	-8.80 %
% change	13.90 %	3.70 %	8.30 %
% change	8.40 %	-1.60 %	4.80 %
% change	-0.80 %	-6.40 %	-4.10 %
Jan-Sep 00/Jan			

¹ Wholesale price. Base Santiago.

² The average actual dollar rate was used.

³ The UF (*unidad de fomento*) for the last day of each month was used.

Source: Prepared by the Technical Secretariat, and including information from ODEPA.

TABLE 13**WHEAT: SOWN AREA, HARVEST AND YIELD**

	Wheat					
	Sown		Harvest		Yield	
	Hectares	Annual variations	Tonnes	Annual variations	(Tonnes/Hectare)	Annual variations
1990	570,820		1,648,214		2.9	
1991	453,550	-20.50%	1,517,816	-7.90%	3.3	15.90%
1992	446,200	-1.60%	1,486,518	-2.10%	3.3	-0.40%
1993	381,000	-14.60%	1,254,343	-15.60%	3.3	-1.20%
1994	350,730	-7.90%	1,209,730	-3.60%	3.4	4.80%
1995	375,098	6.90%	1,286,778	6.40%	3.4	0.50%
1996	349,410	-6.80%	1,107,605	-13.90%	3.2	-7.60%
1997	370,061	5.90%	1,391,233	25.60%	3.8	18.60%
1998	363,139	-1.90%	1,583,452	13.80%	4.4	16.00%
1999	326,144	-10.20%	1,139,902	-28.00%	3.5	-19.80%
2000	383,527	17.60%	1,456,367	27.80%	3.8	8.60%

Source: ODEPA.

TABLE 14**BEETS: SOWN AREA, HARVEST AND YIELD**

	Beets					
	Sown		Harvest		Yield	
	Hectares	Annual variations	Tonnes	Annual variations	(Tonnes/Hectare)	Annual variations
1990	44,737		2,594,072		58	
1991	39,768	-11.10%	2,498,659	-3.70%	62.8	8.40%
1992	51,920	30.60%	3,588,473	43.60%	69.1	10.00%
1993	52,457	1.00%	3,410,697	-5.00%	65	-5.90%
1994	52,942	0.90%	3,357,210	-1.60%	63.4	-2.50%
1995	53,280	0.60%	3,744,129	11.50%	70.3	10.80%
1996	50,057	-6.00%	3,108,837	-17.00%	62.1	-11.60%
1997	42,267	-15.60%	2,707,643	-12.90%	64.1	3.10%
1998	51,817	22.60%	3,084,320	13.90%	59.5	-7.10%
1999	50,053	-3.40%	3,047,188	-1.20%	60.9	2.30%
2000	48,872	-2.40%	3,225,552	5.90%	66	8.40%

Estimate of 2000 harvest by ODEPA.

Source: ODEPA.

TABLE 15**REFINED SUGAR PRODUCTION**

	Refined	
	National production (Tonnes)	Annual variation (%)
1990	343,360	
1991	333,950	-2.70%
1992	485,400	45.40%
1993	451,050	-7.10%
1994	464,340	2.90%
1995	534,880	15.20%
1996	442,210	-17.30%
1997	357,450	-19.20%
1998	470,642	-31.70%
1999	420,219	-10.70%
2000*	420,000	-0.10%

*ODEPA estimate.

Source: ODEPA.

TABLE 16**SOWING, HARVESTING AND YIELDS OF RAPE AND MARIGOLDS**

RAPE						
	Sown area		Harvest		Yield *	
	Hectares	Annual Var.	Tonnes	Annual Var.	(Tonne/Hect.)	Annual Var.
1990	43,770		80,527		1.7	
1991	43,020	-1.70%	90,085	11.90%	2	17.60%
1992	43,410	0.90%	87,985	-2.30%	2	0%
1993	19,839	-54.30%	34,250	-61.10%	2	0%
1994	16,688	-15.90%	30,117	-12.10%	2.4	20.00%
1995	16,781	0.60%	33,052	9.70%	2.5	4.20%
1996	17,738	5.70%	34,492	4.40%	2.1	-16.00%
1997	11,263	-36.50%	30,407	-11.80%	2.7	28.60%
1998	20,210	79.40%	52,000	71.00%	2.6	-3.70%
1999	32,060	58.60%	71,712	37.90%	2.2	-13.10%
2000	20,000	-37.60%	47,000	-34.50%	2.4	5.10%

* Only rape

Source: ODEPA.

TABLE 17**EMPLOYMENT GENERATED BY CROPS**

Direct						
Year	Flour wheat		Beets		Rape and marigolds	
	Persons	Annual variation	Persons	Annual variation	Persons	Annual variation
1990	15,670		19,102		1,373	
1991	12,450	-20.50%	16,771	-12.20%	1,350	-1.70%
1992	11,374	-8.60%	19,773	17.90%	1,362	0.90%
1993	8,965	-21.20%	19,536	-1.20%	622	-54.30%
1994	7,565	-15.60%	17,691	-9.40%	524	-15.80%
1995	7,355	-2.80%	15,438	-12.70%	395	-24.60%
1996	6,851	-6.90%	13,479	-12.70%	348	-11.90%
1997	5,805	-15.30%	9,454	-29.90%	177	-49.10%
1998	4,984	14.10%	10,406	10.10%	317	79.10%
1999	4,469	-10.30%	9,029	-13.20%	502	58.40%
2000*	5,256	17.60%	8,816	-2.40%	303	-39.60%

*Estimate: ODEPA.

Source: ODEPA.

(参考) チリの国家委員会及び価格帯について

チリにはセーフガードの発動に国家委員会が関与し、また独自の価格帯制度が存在するが、その内容等が明確でない。そこでこれらに関し、2002年6月に在京チリ大使館に対し質問を行ったところ、在京チリ大使館農務部の Perdo Correa Guzman 参事官及びマルコス・ハラミージョ氏のお世話をいただき、7月にチリ本国 Octavio Sotomuyor F 氏 (National Director (S) Oficina de Estudios y Políticas Agrarias) から回答を送付していただいた。以下はその仮訳である。

1. セーフガードに関し、チリにはthe National Commission があるようですが、その組織、任務、権限、構成メンバーの人数と出身母体等について教えてください。

(回答)

質問の国家委員会は、輸入品の価格の歪みを調査する権限を有する国家委員会(以下「委員会」という)である。委員会は、1986年6月30日付けの官報で公告された法律第18,525号の第11条に基づいて設置された。委員会は8人のメンバーで構成されている。国家経済委員会の議長、役員会で推薦されたチリ中央銀行の代表2人、財務、外務、農務、経済、復興の各大臣の代理各1名、官報に公告された決定によって任命され、国家関税局長又はその代理が加わる。チリ中央銀行は、技術的事務局として動く。委員会の中における決定は、多数決で行われ、可否同数の場合は議長の投票で決する。

この委員会は、国際市場における貿易商品の価格の歪みが、類似の又は直接的競争商品の国内生産者に、重大な損害を引き起こし又はそのおそれがある場合に、その価格の歪みについての申し出を処理する義務を負っている。委員会は、WTOの設立協定の構成部分である補助金及び相殺措置に関する協定、セーフガードに関する協定、及び1994年のGATT第6条の実施に関する協定(アンチダンピング)に関する調査をしなければならない。委員会は、申し出に基づいて、又は活動を正当化する十分な先行する動きがあるときは職権で、活動することができる。

一旦申し出が提出されると、委員会は、5平日内に官報に調査の開始及び扱う問題領域を公告する。この公告の日付から30日以内に、委員会は関係団体が提出する先行する動きについての情報、及び必要と考えられる要求報告書を受け取らなければならない。同様に、決定の前に、利害関係団体の要求があれば、公聴会を持たなければならない。

公告の日付から最大90日以内に、委員会は調査された事実について決定しなければならない、すなわち仮に利用可能な資料に従って、委員会が生産物価格における歪みが存在し、影響を受けた国内産業に重大な損害を与え、又はそのおそれがあると判定すれば、そのことは報告書の中で述べられることとなり、報告書の中では、法律第18,525号の第10条によるアンチダンピング若しくは相殺関税、又は同法第9条による追徴金(the surcharges)の見直しが勧告されることになる。この種の対策は、財務大臣を通じ、共和国

大統領によって決定されなければならない。

いずれにせよ、最終報告書が送付される前に、そして調査中のいずれの段階においても、委員会は、財務大臣を通じて共和国大統領に対して、最終決定が行われるまで有効であり、輸入申告書が提出された時点で相応の支払を義務付けられる暫定措置の発動を勧告できる。仮に調査の結果として委員会が歪みが存在しない、又は仮に歪みがあったとしても国内産業にいかなる損害も引き起こさず、若しくは引き起こすおそれがないと決定するならば、暫定措置によって影響を受けた者はその適用の結果生じた損害額を請求できる。同じことは、暫定措置よりも最終措置が低い場合にその超過額についても起こりうる。損害額には通常の利子が附加される。

法律第 18,525 号の第 9 条に基づく追加従価関税の賦課には、1994 年の G A T T 第 19 条及び W T O のセーフガード協定に規定するところによる必要がある。チリの場合は、国内法によって、その期間は暫定措置の適用期間を含め 1 回につき 1 年を超えることができない。しかし、措置を存続すべき理由を根拠付ける証拠があるときは、1 年以内かつ 1 回に限り延長することができる。この延長には再調査と委員会の賛成決定が必要であり、延長には削減計画が盛り込まれることがある。仮に一般従価関税及び追加金の結果、W T O の下においてチリがバインドした基本税率を超える場合には、委員会メンバーの少なくとも 4 分の 3 の賛成投票が必要である。

同様に、アンチダンピング及び相殺関税は、1994 年の G A T T 第 6 条で定めた条件の下で適用することができる。連邦大統領は、委員会が賛意を表す報告書に基づいて、アンチダンピング及び相殺関税を課すべき品目、その金額、1 年を超えることができない期間を決定する。

2. チリの農産物については、Price bands の仕組みがあるようですが、その仕組みについて教えてください。

(回答)

同じ法律第 18,525 号の第 12 条は、国内価格と中期の国際価格は密接な関係があるという問題を抱えつつも、数種の特産品について国内価格の変動を減少させる目的を持って 1 つの仕組みを創設した。同条は産品を特定しており、小麦及び小麦粉（デュラム小麦を除く）、油糧種子及び食用植物油並びに砂糖に適用される。実際問題として、これらの規定が油糧種子に適用されたことはない。

この規定は、連邦大統領に、米ドルでの従量税、従価税、又は双方による特別関税を賦課し、及びその産品の輸入に影響を与えるであろう一般従価関税の全部又は一部を割り戻す仕組みを創設する権限を与える。これらの関税及び割り戻しの金額は、毎年、国際市場からの見積 f.o.b. 価格から、国内生産の市場シーズン中、最低輸入価格(a minimum import cost)と最高輸入価格(a maximum import cost)を維持(maintain)できるように決定される。これらの関税及び割り戻しは、その穀物の播種期前に官報に公告され、それぞれの収穫期の最初に効力を発する。

上述の輸入価格の決定に関し、月平均国際価格 (f.o.b.) は、それぞれの産品ごとに最も適切な市場において、小麦、油糧種子及び食用植物油については直近5年、砂糖については10年が算入される。算入期間の長さがそれぞれに違うことから、これらの平均価格は、チリ中央銀行によって算定されたチリの貿易価格指数によって調整される。その後、調整価格は、降順に整理され、小麦、油糧種子及び食用植物油については最上位のもの (the highest values) の25%増しと最低位のもの (the lowest values) の25%増しとされ、砂糖については最上位のもの35%増しと最低位のもの35%増しとされる。

特別関税は最低価格 (床価格) とそれぞれの国際価格との差額と同じである。それ故、より低価格で行われた輸入の場合、特別関税の賦課は実際の輸入価格が床レベルに達することを保証する (guarantees)。同様に、割り戻しは上限価格とそれより高い輸入価格 (cost) との差額として計算される。上下限の間 (価格帯の内側) の価格 (prices) については、従価税のみが課され、特別関税や割り戻しが行われることはない。床及び天井価格 (values) は見積であることを考慮し、起こりうる (possible) f.o.b 価格に対応する特別関税や割り戻し額のみが官報で公表される。

上述の方法によって導かれ、従価税に賦課される特別関税は、WTOの下でチリがバインドした基本関税 (小麦、小麦粉、油糧種子及び食用植物油について31.5%、砂糖について98%) を超えることはない。それらの関税は、個別の取引ごとに、c.i.f 価格を使って計算される。それ故、公表されたリストは、公表の価格まで適用され、従価税と特別関税は取引における c.i.f 価格のパーセンテージに引き直され、最高31.5%に達するまでとされる。31.5%以上になることはない。同様に、割り戻しについては c.i.f 価格の従価税率のパーセンテージまで適用される。それよりも高価格の場合、商品は関税なしで輸入される。

特別関税又は割り戻しの査定額を定めるために、国家関税局によって「参照価格」が週ごとに決定される。商品ごとの参照価格は、チリにとって重要な海外市場で観察される最低 f.o.b 価格であり、それは官報で公表されるリストの中で、特別関税か、割り戻しかを選択するために使われる。特定の船荷に適用される参照価格は、積載の日付で決定される。砂糖の場合のみ、実際の取引価格が参照価格より低い場合には、参照価格に替えて実際の取引価格を考慮することができる。

小麦粉の場合、小麦ごとにいくつかの特別関税又は割り戻しを使用されるが、因数1.56が乗じられる。

3. 特に、小麦、小麦粉、精製糖及び植物油の関税率(セーフガードの発動前と発動後)とPrice bands の関係を教えてください。

(回答)

昨年の農産品価格の大きな落ち込みの結果として、既述の方法の適用は、WTOの下でチリがバインドした基本関税を超えさせることになった。この事実は、2つの重要な結果をもたらした：バインドしたレベルを超えることをできなくする特別法の通過、及び価格

帯制度によって決定される特別関税と同じ従価税が加えられる一般関税とこれらの製品についてWTOでバインドした関税との差額に等しいセーフガードの導入である。このセーフガードは、実際の輸入の増大又は国内産業における現実の損害に基づくものではなかった。というのは価格帯は常に機能し続け、それらの発生を防止してきたからである。しかし、それは、仮に価格帯の操作がチリによってバインドされた関税率に制限されていたならば、輸入や国内価格に生じたであろう事態のなかで正当化された。だから、セーフガードの適用は、関税を変更するのではなく、非合法的状況を合法的にただけである。事実、このセーフガードは、限定的機能しか持たなかった。というのも、間もなく国際価格の上昇が生じ、少なくとも小麦の場合、セーフガードはほとんど機能しなかったのである。結果として、砂糖についてバインドされた関税率の引き上げは、WTOの前に実行され、31.5%を超える関税での各々の価格帯の自由な操作を許してきており、新しいバインド税率である98%よりもずっと低いのである。

10. チリ／粉乳・UHT牛乳

Document symbol: G/SG/N/6/CHL/4, G/SG/N/7/CHL/3& Suppl.1,

1 調査国名

チリ

2 調査対象品目

粉ミルク(関税番号 04.02.1000, 04.02.2110, 04.02.2120, 04.02.2130, 04.02.2140, 04.02.2150, 04.02.2160, 04.02.2170, 04.02.2180, 04.02.2910, 04.02.2920, 04.02.2930, 04.02.2940, 04.02.2950, 04.02.2960, 04.02.2970 及び 04.02.2980)

液体 UHT ミルク(関税番号 04.01.1000, 04.01.2000 及び 04.01.3000)

(注) UHT は、ultra high temperature の省略形であり、平均 142.5°C で 2.5 秒の加熱による殺菌方法を意味する。

3 日程

	通報日	WTO 公示日	開始(導入)日
調査開始	2000.6.30	2000.7.11	2000.6.21
暫定発動	2000.7.3	2000.7.13	2000.7.13 ※
損害認定	2001.1.12	2001.1.22	
本発動	2001.1.12	2001.1.22	2000.1.10

※暫定発動に係る補足通報において明示された。

協議関連

2000.9.19 通報、2000.10.2WTO 公示、アルゼンチンから協議の要請

2000.10.12 通報、2000.10.13WTO 公示、アルゼンチンとチリの協議に加わりたいとの申入

2000.10.5 通報、2000.10.18WTO 公示、チリからアルゼンチンとの協議は 11.6 にジュネーブで行いたいとの通知

2000.10.18 通報、2000.10.20WTO 公示、ニュージーランドから前記協議に加わりたいとの申入

2000.10.17 通報、2000.10.20WTO 公示、オーストラリアから前記協議に加わりたいとの申入

2000.10.20 通報、2000.10.24WTO 公示、ウルグアイから前記協議に加わりたいとの申入

2000.11.3 通報、2000.11.7WTO 公示、EC から協議の要請

2000.11.8 通報、2000.11.13WTO 公示、チリから E C との前記協議を 11.20 の週に開きたいとの通知

2000.10.27 通報、2000.11.15WTO 公示、チリからアルゼンチン、追うスト等リア、ニュージーランド、アルゼンチン（小麦等）及びウルグアイへの協議を 11 月 21 日にするとの通知

2000.11.16 通報、2000.11.20WTO 公示、米国から協議に加わりたいとの通知

2000.11.17 通報、2000.11.21WTO 公示、ポーランドはチリの措置が GATT19 条及びセーフガード協定に一致していないとの見解を有し、云々、協議の要求

2000.11.21 通報、2000.11.23WTO 公示、アルゼンチンとの協議を 11 月 22 日とする通知

2000.12.5 通報、2000.12.11WTO 公示、チリから協議の結果の通報（チリ農業省及びチリ Distotions 委員会からきて、口頭解答が行われ、最終セーフガード措置の勧告及び決定メンバーの見解を考慮に入れる旨述べた）

2000.12.8 通報、2000.12.15WTO 公示、アルゼンチンによる協議結果の通報（協議は満足すべき結果をあげなかった）

2000.12.12 通報、2000.12.19WTO 公示、ウルグアイから同じ通報

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

①調査は農業大臣の請求で職権によって開始された。

②調査が開始された基礎となる証拠

牛乳の輸入の増加

粉ミルクの場合、1997 年 1-4 月と 2000 年 1-4 月の期間に、輸入は 1791 トンから 5297 トンへ増加し、190 % 以上の増加となった；200 年 1-4 月には前年の同じ期間に比べて 38 % の増加となった。

液体 UHT ミルクの場合、2000 年 1-4 月の間に、177,000 リッターが輸入され、それは 1999 年における輸入量の 5 倍以上である。

この輸入は、液体 UHT ミルクの国内生産に損害のおそれがあるだけでなく、生産、国内価格、投資及び仕事の減少にみられるように、国内牛乳生産に損害をもたらしてきた。

③調査の開始は 2000.6.21 水曜日の官報において公表された。

(i)最終決定は、調査開始から 90 日以内に行われるであろう。

(ii)公聴会は、2000.8.18 日 9.30 に Agustinas853, 12 階, サンチャゴで開催される。

(iii)関係団体が文書で提出したい背景説明、及びヒアリングに関して委員会の前に提出

したい要請は、調査開始後 30 日以内に 技術事務局へ行われる必要がある。問合せも技術事務局へ。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

① 暫定措置の正確な説明

発動対象産品：粉ミルク、液体 UHT ミルク
従価関税の 16 % の追徴

② 措置の予定適用期間

発動日：2000 年 7 月の上旬
(2000.7.26 付け補足通報 G/SG/N/7/CHL/3/Suppl.1) 2000 年 7 月 13 日から
本発動を行うかどうかの決定の日まで

③ 輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

セーフガード協定第 6 条に規定されているように、増大した輸入は重大な損害を引き起こし、又はそのおそれがあるとの予備的決定が行われた。

利用可能な情報は、国内及び外国の粉ミルクの価格の間に密接な関係があること示している。結果として、最近においてこの製品の国際価格の下降傾向は、国内価格に同じだけ反映されてきた。液体 UHT ミルクの場合、国内産業が競争的であり続けるためにその所得を減少させることを余儀なくさせる価格での輸入の増大が行われている。

④ 遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

酪農セクターの状況は、投資と生産の落ち込み、酪農場の閉鎖、仕事数の減少につながるように悪影響を与えており、また、他の影響を与えている。加えて、最近の低価格での牛乳輸入の増大は、緊急的な措置を一層必要とするおそれと徴候を示している。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

① 輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入産品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

農場産出牛乳

1999 年の間に、1985 年以来引き続いてきた上昇傾向が反転し、国内の農家産出牛乳は 4.7 % 低下し、トータルで 2,050 百万リッターとなった。同じ年次に、工場販売は前年に比べて 4.2 % 減少し、1,530 から 1,465 百万リッターとなった (第 5 表)。

一連の国内価格は、UF (報告者注：チリ銀行監督庁で作成するインフレ調整後の貨幣単位) 換算で、1999 年に前年に比べて 4.7 % の下落を記録した。この同じ変化は、名目ド

乳価格では-10.5 %となる。その下落は、国際価格の落ち込みと関連しており、低い見かけ上の消費によって悪化させられているようにみえる。1998年には1997年に比較した国内価格の変化は、UF換算で-4.9 %であり、名目ドル価格で-9 %であった（第6表）。

調査当局は、国内農家産出牛乳価格と輸入粉ミルク価格の高い相関度合いを考慮に入れた（1995年1月から1999年12月の脱脂粉乳で87 %及び全粉乳で75 %）。

申請者は、1998-1999年の平均生産費用はリッター当たり約93.6 \$であり、その期間の平均価格は98.3 \$と見積もっている。また、1999年における平均実行価格はリッター当たり94.7 \$だったことが強調される必要がある（第7表）。

投資に関しては、乳用牛の屠殺率は1990-1995年に35 %であったが、1996年以来2,500の製酪業の閉鎖を伴いながら、過去3年（1996-1998年）には42 %に増加した。この部門の見積資本コストは、整理された乳用牛だけで過去3年間で約US \$ 77百万である。

雇用に関しては、問題提起者は、酪農業の閉鎖の結果として1996-1998年の失業者数を12,500と見積もっている。

酪農場部門の場合、市場の崩壊によって、生産性、操業度、利潤及び損失等の変数が正規には計測できないので、統計的に有意義な最新の数値を得ることが困難である。

見かけの小児占める輸入のシェアは、1998年の7.2 %から1999年には6.1 %へと落ち込んだ。1997年のそのシェアは5 %であった（第8表）。

液体 UHT ミルク

UHT ミルク生産を通常のレベルにおくために、輸入価格水準にあわせる価格引き下げの結果として、国内産業はUS \$ 33.8百万の収入低下を強いられたと見積もられる。同様に、会社が日常的に生産者に支払わなければならない農場産出牛乳価格及び彼らが見る販売価格でもって、一部の会社は全費用を賄うことができなくなり、この状況が続くならば、生産ラインを閉鎖せざるを得なくなるであろう。

一方、1992年から1997年の間に、国全体の牛乳（liquid milk）の生産は増大し、0.7 %落ち込んだ1998年における中断の後、1999年には4 %の増加を記録し、279百リッターに達している。2000年の前半において、生産は1999年の同期に比べ0.5 %のわずかな増加を記録した。

一連の国内価格は、実質ベース（UF）で、1999年には前年に比べ1.3 %の上昇、1998年には1997年に比べ1 %の低下を示した。2000年1-7月には、1999年の同期間と比べて価格は5.6 %上昇した（第10表）。

UHT ミルクの名目上の消費は、1999年には4.8 %、1998年には2.4 %増加した。この上昇傾向は、2000年1-6月にも継続し、1999年の同期間に対して1.4 %上昇した（第11表）。

名目消費に対する輸入割合は、1999年に0.01 %下落し、2000年の前半には0.36 %上昇した。1998年には輸入は記録されなかった（第11表）。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

粉ミルク

2000年の1-6月に、輸入は対前年同期比37%増加した。同様に、1997年1-6月から2000年1-6月の間に輸入は4,437トから9,999トに増加し、増加率は125%となった(第1表)。

1999年に輸入量は前年に比べて23%減少し、他方、1998年には1997年に比べて51%増加した(第2表)。

1999年の加重のc.i.f輸入価格は、前年に比べて、脱脂乳で13%、全粉乳で14%下落した(第1表)。2000年1-6月の間、これらの価格は前年に比べそれぞれ18%及び11%上昇したが、前年までに記録された落ち込みを補うのに十分ではない(第2表)。

液体UHTミルク

液体UHTミルクは1998年から輸入されてきた。2000年1-6月に、1999年の輸入量の12倍以上になる505,000リッターが輸入された。1999年に、前年に比べ輸入量が19%落ち込んだ(第3表)。

液体UHTミルク輸入の国内生産に対する割合は、1998年には0.018%、1999年には0.014%であった。2000年の前半には0.358%に達した。

③措置の正確な説明

12%の追加従価関税

④措置の予定適用期間

2001年1月10日から1年以内(暫定適用期間を含む)

チリ粉ミルク 2001年1月12日付け損害認定通報参考資料

Table 1
Imports of Powdered Milk. January-June 1997-2000
Volume Imported

Description	4021000		4022180		04021000 and	
	Skimmed milk powder		Whole milk powder		TOTAL powdered	
	Tonnes	Variation	Tonnes	Variation	Tonnes	Variation
Jan-June/1997	2,127		2,309		4,437	
Jan-June/1998	4,155	95%	4,446	92%	8,601	94%
Jan-June/1999	5,672	36%	1,646	-63%	7,317	-15%
Jan-June/2000	6,007	6%	3,992	143%	9,999	37%

Import Prices

Description	4021000		4022180	
	Skimmed milk powder		Whole milk powder	
	Av. price CIF	Variation	Av. price CIF	Variation
Jan-June/1997	1,927		1,927	
Jan-June/1998	1,716	-11%	1,866	-3%
Jan-June/1999	1,447	-16%	1,639	-12%
Jan-June/2000	1,706	18%	1,820	11%

Source: Import declarations.

Table 2
Imports of Powdered Milk under Headings 0402.1000 and 0402.2180 *

Period	4021000			4022180			4021000 and 4022180	
	Thousands of US\$ CIF	Tonnes	Av. Price CIF	Thousands of US\$ CIF	Tonnes	Av. Price CIF	Thousands of US\$ CIF	Tonnes
	1990	6,997	5,143	1,360	6,813	4,283	1,591	13,810
1991	6,749	5,176	1,304	10,036	6,625	1,515	16,785	11,801
1992	16,950	9,662	1,754	22,324	12,921	1,728	39,274	22,583
1993	17,893	10,020	1,786	28,910	16,912	1,709	46,803	26,932
1994	11,050	6,958	1,588	16,111	10,361	1,555	27,161	17,319
1995	16,555	8,419	1,966	19,161	9,715	1,972	35,716	18,134
1996	22,123	10,304	2,147	27,633	12,550	2,202	49,756	22,854
1997	11,123	5,976	1,861	8,436	4,463	1,890	19,559	10,438
1998	15,079	9,176	1,643	12,317	6,587	1,870	27,396	15,763
1999	13,427	9,428	1,424	4,387	2,743	1,599	17,814	12,171
Jan-June 99	8,206	5,672	1,447	2,697	1,645	1,640	10,903	7,317
Jan-June 00	10,249	6,007	1,706	7,265	3,992	1,820	17,514	9,999

% Variation in Imports of Powdered Milk

Period	4021000			4022180			(4021000 and	
	Thousands of US\$	Tonnes	Average Price	Thousands of US\$	Tonnes	Average Price	Thousands of US\$	Tonnes
1991	-4	1	-4	47	55	-5	22	25
1992	151	87	35	122	95	14	134	91
1993	6	4	2	30	31	-1	19	19
1994	-38	-31	-11	-44	-39	-9	-42	-36
1995	50	21	24	19	-6	27	31	5
1996	34	22	9	44	29	12	39	26
1997	-50	-42	-13	-69	-64	-14	-61	-54
1998	36	54	-12	46	48	-1	40	51
1999	-11	3	-13	-64	-58	-14	-35	-23
Average 91/99								
- Simple	19	13	2	14	10	1	16	12
- Year-on-year	8	7	1	-5	-5	0	3	3
Jan-June 00/99	25	6	18	169	143	11	61	37

* The two headings selected together represent more than 97% of total imports of powdered milk as from

Source: Import declarations.

Table 3

Imports of Liquid UHT Milk under Headings 0401.1000 and 0401.2000 *

Period	401.1			401.2			(0401.1000 and	
	Thousands of US\$ CIF	Thousands of litres	Av. Price CIF	Thousands of US\$ CIF	Thousands of litres	Av. Price CIF	Thousands of US\$ CIF	Thousands of litres
1990	0	0		0	0		0	0
1991	0	0		0	0		0	0
1992	0	0		0	0		0	0
1993	0	0		0	0		0	0
1994	0	0		0	0		0	0
1995	0	0		0	0		0	0
1996	0	0		0	0		0	0
1997	0	0		0	0		0	0
1998	80	48	1.66	0	0		80	48
1999	12	30	0.398	4	9	0.433	16	39
Jan-June/1999	0	0		0	0		0	0
Jan-June/2000	75	176	0.426	145	329	0.442	220	505

Variation in Imports of Liquid UHT Milk

Period	401.1			401.2			(0401.1000 and	
	Thousands of US\$	Thousands of litres	Av. Price CIF	Thousands of US\$	Thousands of litres	Av. Price CIF	Thousands of US\$	Thousands of litres
1990								
1991								
1992								
1993								
1994								
1995								
1996								
1997								
1998								
1999	-85	-37	-76				-80	-19
Jan-June 00/99								

* No imports under heading 0401.3000 recorded.

Source: Import declarations.

Table 4
Ratio of Imports to Domestic Production

Period	Thousands of Litres		Ratio (M/P)	Variation (%)
	Imports *	Production **		
	(M)	(P)		
1995	0	225,180	0.00%	
1996	0	239,888	0.00%	0,000
1997	0	270,662	0.00%	0,000
1998	48	268,758	0.02%	0,018
1999	39	279,481	0.01%	-0,004
Jan-June 1999	0	140,177	0.00%	
Jan-June 2000	505	140,889	0.36%	0,358

* Covers headings 0401.1000, 0401.2000 and 0401.3000

** Domestic production of liquid milk according to ODEPA classification.

Includes essentially UHT milk (90 per cent) and pasteurised milk (10 per cent)

Source: Import declarations and ODEPA.

Table 5
Domestic Milk Production and Sales by the Industry
(Millions of litres)

Year	Production	Variation (%)	Sales by the Industry	Variation (%)
1979	953		519	
1980	1,080	13.30%	592	14.10%
1981	1,200	11.10%	663	12.00%
1982	1,056	-12.00%	567	-14.50%
1983	900	-14.80%	502	-11.50%
1984	880	-2.20%	492	-2.10%
1985	1,012	15.00%	588	19.70%
1986	1,093	8.00%	666	13.20%
1987	1,100	0.60%	667	0.00%
1988	1,120	1.80%	681	2.20%
1989	1,230	9.80%	771	13.10%
1990	1,380	12.20%	890	15.50%
1991	1,450	5.10%	948	6.40%
1992	1,540	6.20%	1,021	7.70%
1993	1,650	7.10%	1,121	9.80%
1994	1,750	6.10%	1,236	10.20%
1995	1,850	5.70%	1,358	9.90%
1996	1,924	4.00%	1,406	3.60%
1997	2,050	6.50%	1,497	6.40%
1998	2,080	1.50%	1,530	2.20%
1999	2,050	-1.40%	1,465	-4.20%

Source: ODEPA.

Table 6
Domestic Farm-Gate Milk Prices

Year	Prices paid to the producer		
	\$/Litre (1)	US\$/Litre (2)	UF/Litre (3)
1996			
Jan	90.8	0.222	0.0073
Feb	93.9	0.228	0.0075
Mar	97.3	0.236	0.0077
Apr	99.4	0.243	0.0078
May	104.1	0.256	0.0081
Jun	104.9	0.256	0.0081
Jul	105.23	0.256	0.0081
Aug	104.88	0.255	0.0081
Sep	100.29	0.244	0.0077
Oct	94.03	0.226	0.0072
Nov	90.93	0.216	0.0069
Dec	90.06	0.213	0.0068
Av.	97.99	0.238	0.0076
1997			
Jan	90.87	0.214	0.0068
Feb	93.49	0.225	0.007
Mar	95.68	0.231	0.0071
Apr	98.63	0.236	0.0073
May	102.27	0.244	0.0075
Jun	102.98	0.247	0.0076
Jul	102.44	0.246	0.0075
Aug	102.11	0.246	0.0074
Sep	97.03	0.234	0.007
Oct	91.13	0.22	0.0066
Nov	88.3	0.208	0.0063
Dec	87.29	0.199	0.0062
Av.	96.02	0.229	0.007
1998			
Jan	88.76	0.196	0.0063
Feb	93.64	0.209	0.0066
Mar	95.92	0.212	0.0068
Apr	98.19	0.216	0.0069
May	101.87	0.225	0.0071
Jun	102.23	0.224	0.0071
Jul	103.08	0.222	0.0072
Aug	102.04	0.217	0.0071
Sep	97.69	0.208	0.0067
Oct	91.77	0.198	0.0063
Nov	88.26	0.191	0.006
Dec	88.21	0.187	0.006
Av.	95.97	0.209	0.0067
1999			
Jan	90.7	0.191	0.0062
Feb	94.12	0.191	0.0064
Mar	96.8	0.197	0.0066
Apr	97.55	0.202	0.0066
May	101.7	0.21	0.0068
Jun	102.1	0.203	0.0069
Jul	101.37	0.196	0.0068
Aug	100.2	0.195	0.0067
Sep	92.69	0.177	0.0062
Oct	86.67	0.161	0.0058
Nov	86.3	0.159	0.0057
Dec	86.14	0.16	0.0057
Av.	94.7	0.187	0.0064
2000			
Jan	88.52	0.17	0.0059
Feb	91.73	0.179	0.0061
Mar	93.67	0.186	0.0062
Apr	95.88	0.189	0.0063
May	102.85	0.197	0.0067
Jun	106.24	0.201	0.0069
% Var. 97/96	-2.00%	-3.60%	-7.60%
% Var. 98/97	0.00%	-9.00%	-4.90%
% Var. 99/98	-1.30%	-10.50%	-4.70%
% Var. Jan-June 00/ Jan-Jul 99	-0.70%	-6.00%	-3.80%

(1) Average sales price without VAT (nominal).

(2) UF for the last day of each year.

(3) Average dollar rate for each month.

Source: Prepared by the Technical Secretariat on the basis of its own data and information from the c

Table 7
Information Compiled by Fedeleche (Milk Federation), 1998-1999 Season⁽¹⁾

Income/expenditure (thousands of \$)	Average	% share	Maximum	% share	Minimum	% share
INCOME	138,825		353,644		7,566	
<i>Direct costs</i>	105,499	83	287,019	86	8,426	83
<i>Feed</i>	41,055	32	126,834	38	183	2
<i>Permanent</i>	9,164	7	25,398	8	0	0
<i>Extra pastures</i>	15,302	12	39,584	12	0	0
<i>Labour</i>	14,220	11	58,379	17	1,933	19
<i>Drugs</i>	5,320	4	19,509	6	393	4
<i>Machinery</i>	7,184	6	19,571	6	167	2
<i>Other</i>	13,254	10	33,448	10	378	4
Direct cost	74.2		99		43.1	
Indirect costs	22,042	17	52,239	16	1,698	17
TOTAL COST	127,541	100	335,549	100	10,124	100
Total cost	93.6		115.7		75.4	
GROSS	11,284	8	62,650	18	-26,823	-355
(\$/litres produced)	7.5		24.5		-9.5	

Memorandum

Production (litres)	1,326,366		3,313,760		89,385
Price obtained (\$/litre)	98.3		107.8		79.1

⁽¹⁾ Approximate figures, subject to review.
Source: Fedeleche.

Table 8
Domestic Apparent Consumption of Milk
(Millions of litres)

	Production *	Exports **	Imports **	Apparent consumption	Share of total imports/apparent
1996	1,924	54	217	2,087	10.40%
1997	2,050	63	104	2,091	5.00%
1998	2,080	50	157	2,187	7.20%
1999	2,050	65	130	2,115	6.10%
% Var. 97/96	6.50%	16.70%	-52.00%	0.20%	-52.20%
% Var. 98/97	1.50%	-20.60%	51.00%	4.60%	44.30%
% Var. 99/98	-1.40%	30.00%	-17.20%	-3.30%	-14.40%

* National production of farm-gate milk.

** Includes total imports or exports of powdered milk under headings 0402.1000 and 0402.2180 in litres.

Source: Prepared by the Technical Secretariat on the basis of information from ODEPA and the National Customs Service.

Table 9
Domestic Production of Liquid Milk *

Year	Millions of litres	
	UHT Milk	Variation (%)
1979	132.9	
1980	127.2	-4.30%
1981	137.6	8.20%
1982	122.5	-11.00%
1983	117.1	-4.40%
1984	115.5	-1.40%
1985	119.7	3.60%
1986	115.5	-3.50%
1987	110	-4.80%
1988	125.2	13.80%
1989	133.8	6.90%
1990	138	3.10%
1991	135	-2.20%
1992	155.5	15.20%
1993	177.7	14.30%
1994	188.9	6.30%
1995	225.1	19.20%
1996	239.8	6.50%
1997	270.6	12.80%
1998	268.7	-0.70%
1999	279.4	4.00%
Jan-June 1999	140.2	
Jan-June 2000	140.9	0.50%

* 90% liquid UHT milk and 10% pasteurised
Source: ODEPA.

Table 10

Nominal Consumer Prices (Base: Santiago)

Period	Consumer price		
	\$/Litre ⁽¹⁾	US\$/Litre ⁽²⁾	UF/Litre ⁽³⁾
Jan-96	235.01	0.575	0.0188
Feb-96	240.88	0.586	0.0192
Mar-96	252.66	0.614	0.02
Apr-96	260.8	0.639	0.0206
May-96	269.06	0.662	0.021
Jun-96	275.42	0.672	0.0213
Jul-96	275.89	0.672	0.0213
Aug-96	270.64	0.658	0.0208
Sep-96	268.46	0.652	0.0205
Oct-96	268.17	0.645	0.0204
Nov-96	267.47	0.637	0.0202
Dec-96	265.48	0.628	0.02
Average 1996	262.5	0.637	0.0203
Jan-97	265.16	0.626	0.0199
Feb-97	263.6	0.633	0.0197
Mar-97	263.41	0.636	0.0195
Apr-97	262.98	0.63	0.0194
May-97	263.36	0.629	0.0194
Jun-97	263.12	0.63	0.0193
Jul-97	258.96	0.622	0.019
Aug-97	256.36	0.618	0.0187
Sep-97	253.72	0.612	0.0184
Oct-97	251.71	0.607	0.0181
Nov-97	249.66	0.587	0.0178
Dec-97	250.86	0.572	0.0178
Average 1997	258.58	0.617	0.0189
Jan-98	256.33	0.565	0.0182
Feb-98	260.9	0.582	0.0184
Mar-98	263.96	0.583	0.0186
Apr-98	265.49	0.585	0.0186
May-98	267.78	0.591	0.0187
Jun-98	273.25	0.599	0.0191
Jul-98	270.54	0.582	0.0188
Aug-98	273.92	0.581	0.019
Sep-98	274.77	0.584	0.019
Oct-98	277.06	0.598	0.0191
Nov-98	277.08	0.598	0.0189
Dec-98	270.82	0.573	0.0184
Average 1998	269.33	0.585	0.0187

Jan-99	271.36	0.57	0.0184
Feb-99	269	0.545	0.0183
Mar-99	270.65	0.55	0.0184
Apr-99	272.52	0.565	0.0184
May-99	271.98	0.561	0.0183
Jun-99	277.85	0.553	0.0187
Jul-99	288.47	0.558	0.0194
Aug-99	294.52	0.574	0.0197
Sep-99	296.97	0.566	0.0199
Oct-99	294.58	0.548	0.0197
Nov-99	290.62	0.535	0.0193
Dec-99	292.16	0.543	0.0194
Average 1999	282.56	0.556	0.019
Jan-00	290.38	0.558	0.0192
Feb-00	294.25	0.574	0.0195
Mar-00	297.66	0.59	0.0197
Apr-00	297.28	0.585	0.0194
May-00	304.3	0.583	0.0198
Jun-00	303.42	0.573	0.0196
Jul-00	307	0.566	0.0198

% Var. 97/96	-1.50%	-3.10%	-7.00%
% Var. 98/97	4.20%	-5.10%	-1.00%
% Var. 99/98	4.90%	-5.00%	1.30%
% Var. Jan-Jul 00/Jan-Jul 99	9.00%	3.20%	5.60%

⁽¹⁾ Nominal consumer price (base: Santiago).

⁽²⁾ Average dollar rate for each month

⁽³⁾ Average dollar rate for each month

Source: Prepared by the Technical Secretariat on request using its own data and ODEPA – INE information

Table 11
Domestic Apparent Consumption of Liquid UHT Milk
(Thousands of Litres)

	Production *	Export **	Import **	Apparent consumption	Share of total imports/ apparent consumption
1996	239,888	14,888		225,000	0.00%
1997	270,662	13,867	0	256,795	0.00%
1998	268,758	5,953	0	262,805	0.00%
1999	279,481	4,029	39	275,491	0.01%
Jan-Jun 1999	140,177	2,046	0	138,131	0.00%
Jan-Jun 2000	140,889	1,287	505	140,107	0.36%

% Var. 97/96	12.80%	-6.90%		14.10%	
% Var. 98/97	-0.70%	-57.10%		2.30%	
% Var. 99/98	4.00%	-32.30%		4.80%	
% Var. Jan-Jun 00/99	0.50%	-37.10%		1.40%	

* Domestic production of liquid milk based on ODEPA classification.

** Includes total imports and exports of liquid UHT Milk under headings 0401.1000, 0401.2000 and 0401.3000.

Source: Prepared by the Technical Secretariat on the basis of information provided by ODEPA and the National Cus

11. チリ／混合食用油

Document symbol: G/SG/N/6/CHL/5, G/SG/N/7/CHL/5& Suppl.1

1 調査国名

チリ

2 調査対象品目

混合食用油 (1517.9000)

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	2000.12.21	2001.1.10	2000.12.19
暫定発動	2000.12.29	2001.1.15	2001.1.13 ※
損害認定			
本発動			

※暫定発動に係る補足通報において明示された。

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

(i) 調査は、全国農業協会(民間農業組織)とチリの食用油搾油産業を代表する Promosol S.A 社の要請で開始された。輸入商品の価格歪曲について調査権限を持つ国家委員会は、2000年12月6日の会合において調査の開始を決定した。

国内産業は、調査の対象となる産品を生産する搾油及び精製産業からなる。

(ii) 調査の開始の基礎となる証拠

輸入の分析

比率の変化でみて、2000年1-6月の輸入量は前年の同期間に比べて84%増加し、1999年はその前年に比べて45%増加した(第1表)。

2000年1-6月の期間ににおいて、輸入混合油の少なくとも75%が精製油であり、1999年においてはその輸入の少なくとも77%が同様に精製油であった。さらに新しいデータによると、しかしながら、今年(2000年)の後半は、精製混合油の代金で、ほとんど未精製混合油の輸入である。

1990年から1996年の間、混合油の毎年の輸入は650トンを超えることはなかった。このパターンは、25,290トンが輸入された1997年に変わった。

1998年の混合油の輸入は7,650トン減少したが、1999年には約8,000トンの増加により1997年水準に戻り、25,603トンとレコード水準に達した。この上昇傾向は、2000年の前半に継続し、1999年の全体の輸入増加量を超える11,800トンの増加をみた。

精製油の国内生産に占める輸入混合油のシェアは、1998年の12%から1999年の17%に増加した。1997年以前においてはこのシェアは1%にも満たなかった。

輸入食用油全体に占める輸入混合油のシェアは、1999年に17%になった。2000年6月についてはその数字は95%を超えた。2000年1-6月の食用油全体の輸入量は、レコードを記録した1999年同期を4%上回った。

1999年では、アルゼンチンが食用輸入量の66%を占め、ボリビアが29%を占める(第2表)

損害、損害のおそれ及び因果関係

油の国内価格は、2000年の前半には前年同期に比べて3.6%下落した。

1999年に精製油の国内生産は、前年に比べて13%下落した。

1999年末で国内油産業に働いている従業員は2000人にのぼるが、少なくとも300人は2000年10月までに解雇された。この数字は、仮に現状の輸入価格で混合油の流入が継続するならば、種々の搾油及び精製工場が2-3カ月の間に閉鎖され、1500人に達することもあり得る。

国内産業の設備能力は、搾油工場で120,000トン、精製工場で300,000トン以上にのぼり、通常の稼働率は搾油産業で約50%である。

2000年の前半には、前年同期と比べて、混合油の輸入c.i.f価格は17%下落し、1999年には1998年に比べて19%下落した。

この状態が続けば、混合油の輸入は農家への支払価格をUS \$ 154/トンに押し下げるであろう。このシナリオは、菜種生産者の大量破綻を招き、チリからその作物を消滅させつつ、常時稼働している地域で唯一の搾油工場を閉鎖させるであろう。このことは、国内搾油産業に次の経済的損害をもたらすであろう。

(a)US \$ 4百万に達する固定資本投資の損失

(b)当該産業従事者の75%の解雇

(c)菜種生産者がカノーラ転換するための技術移転の形での投資損失US \$ 500,000

その他の情報

調査期間：最終結論は調査開始から90日以内にだされる。

公聴会：2001.3.1の9.30からサンティアゴAgustinas853、12階で開催される。

関係団体が提出することを望むいかなる情報も、委員会の前に彼らが提出を望む公聴会についてのいかなる要請も、この調査の開始から30日以内に技術事務局に提出する必要がある。いかなる追加情報も技術事務局に協議できる。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

① 暫定措置の正確な説明

従価での 48 % の追加関税が勧告された。

② 措置の予定適用期間

暫定発動が適当であると考えられれば、命令が 2000 年末以前に公布、発行されるであろう。暫定発動が公布されれば、それは 200 日以内となる。(以上、2000.12.29 付け通報) (2001.1.19 付け 補足通報 : G/SG/N/7/CHL/5/Suppl.1) 発動日 : 2001 年 1 月 13 日

③ 輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

輸入の分析

2000 年 1-11 月の期間に、混合油の輸入は、22,318 トンであった 1999 年の同期間に比べて 453 % の増加で 123,376 トンとなった (第 1 表)。

2000 年 1-11 月の期間に、混合油の輸入は、チリの輸入食用油全体 (純粋及び混合油) の 68 % となり、利用可能な直近 5 カ月だけをみれば 95 % を超えている。

1990 年から 1996 年の間、混合油の輸入は油脂全体の輸入量の 0.5 % 未満だった、混合油の実質的な輸入は 1997 年から始まったばかりであり、その時の輸入量は 25,290 トンで、1999 年の 25,603 トンと同様であった。1998 年の混合油の輸入は 1997 年より 30 % 少なかった。

2000 年 1-11 月の期間では、混合油の輸入の 87 % がアルゼンチン産であり、13 % がボリビア産である。1999 年のそれぞれのシェアは、66 % と 29 % であった (第 2 表)。

精製油の国内生産に占める輸入混合油のシェアは、1998 年の 10 % から 1999 年の 17 % に増加した。2000 年には、この数値は 95 % に達すると見込まれる。1997 年以前においてはこのシェアは 1 % にも満たなかった。

輸入食用油全体に占める輸入混合油のシェアは、1999 年に 15 % になった。2000 年 1-11 月についてはその数字は 68 % に上昇した。2000 年 1-11 月の食用油全体の輸入量は、1999 年同期を 23 % 上回った。

重大な損害及び因果関係

インフレ調整後の精製油の国内価格は、1999 年及び 1998 年は、それぞれ 5 % 及び 8 % 上昇したのに対し、2000 年 1-10 月には前年同期に比べて 4.4 % 低下した (第 3 表)。

精製産業における雇用は、1999 年に 404 人、2000 年に 243 人減少し、40 % 減となった。

国内産業の設備能力は、搾油工場で 120,000 トン、精製工場で 300,000 トン以上ののぼり、通常の稼働率は搾油産業で約 50 % である。精製産業における稼働率は 1999 年の 67 % から 2000 年の 55 % に落ち込んだ。

措置の請求者は、精製油の国内販売における精製産業のシェアは 1999 年の 83.8 % か

ら 2000 年には 63.7 %に落ち込んだと主張している。

2000 年には、精製油の生産量合計は前年に比べて 2 %の増加が期待されている。1999 年には、生産は 1998 年の 13 %減だった。

精製油の国内の粗 (apparent) 消費は、2000 年には 244,332 トン、1998 年の数字より 10 %落ち込んだ 1999 年の 25 %増と見積もられた。

1999 年に、粗消費に占める輸入混合油のシェアは、13.1 %に達し、2000 年にはその数字は 58.7 %に上昇すると見積もられる。

2000 年の 1-9 月の期間、油の国際価格は 1999 年の同期間に比べて 22 %下落し、これが概ね輸入価格を決定している (第 4 表)。

④遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

この状態が続けば、混合油の輸入は農家への支払価格を US \$ 154/トンに押し下げるであろう。このシナリオは、菜種生産者の大量破綻を招き、チリからその作物を消滅させつつ、常時稼働している地域で唯一の搾油工場を閉鎖させるであろう。このことは、国内搾油産業に次の経済的損害をもたらすであろう。

(a)US \$ 4 百万に達する固定資本投資の損失

(b)当該産業従事者の 75 %の解雇

(c)菜種生産者がカノーラ転換するための技術移転の形での投資損失 US \$ 500,000

加えて、精製油産業にはプレミアムをついたブランドを創出し、推進する US\$5.414 百万 \$ の広告投資のリスクが存在する。

述べられた損害のおそれの状況は、いかなる遅延も搾油産業に回復を困難にする損害を引き起こす危機的状況が存在することを確信させる。次の収穫期が切迫しており、そのため新しい購入価格を決定する必要がある。

チリ混合食用油 2000年12月29日付け暫定発動通報参考資料

Table 1

Imports of Mixtures of Oils (1517.9000)

Period	US\$000s CIF	Tonnes	Av. price CIF
1990	36	44	828
1991	0	0	0
1992	14	8	1,701
1993	143	75	1,902
1994	389	278	1,398
1995	877	627	1,399
1996	707	431	1,640
1997	15,573	25,290	616
1998	15,338	17,637	870
1999	18,004	25,603	703
Jan.-Nov 1999	15,824	22,318	709
Jan.-Nov	57,106	123,376	463

Percentage change

Period	US\$000s CIF	Tonnes	Av. price CIF
1991	-100%	-100%	-100%
1992			
1993	921%	814%	12%
1994	172%	270%	-26%
1995	125%	125%	0%
1996	-19%	-31%	17%
1997	2103%	5768%	-62%
1998	-2%	-30%	41%
1999	17%	45%	-19%
Average 91/99			
Simple	402%	858%	-17%
Year-on-	99%	103%	-2%
Jan.-Nov (99/00)	261%	453%	-35%

Source: Prepared by the Technical Secretariat on the basis of import declarations.

Table 2
Imports of Mixtures of Oils (1517.9000) by Origin

Origin	Imports (Tonnes)								% change	
	1998	% share	1999	% share	Jan.-Nov/ 1999	% share	Jan.-Nov/ 2000	% share	1999/98	Jan.-Nov (99/00)
Argentina	17,024	97%	16,856	66%	16,698	75%	107,423	87%	-1%	543%
Bolivia	155	1%	7,521	29%	4,943	22%	15,660	13%	4738%	217%
Peru	0	0%	649	3%	104	0%	175	0%		69%
Ecuador	190	1%	452	2%	452	2%	0	0%	138%	-100%
Mexico	131	1%	50	0%	50	0%	0	0%	-62%	-100%
Belgium	21	0%	24	0%	22	0%	18	0%	13%	-17%
France	8	0%	20	0%	20	0%	38	0%	155%	90%
Spain	16	0%	18	0%	18	0%	12	0%	13%	-35%
United States	3	0%	11	0%	11	0%	16	0%	336%	45%
Portugal	80	0%	0	0%	0	0%	0	0%	-100%	
United Kingdom	0	0%	0	0%	0	0%	33	0%		
TOTAL	17,637	100%	25,603	100%	22,318	100%	123,376	100%	45%	453%
Origin	Value CIF (US\$000s)								% change	
	1998	% share	1999	% share	Jan.-Nov/ 1999	% share	Jan.-Nov/ 2000	% share	1999/98	Jan.-Nov (99/00)
Argentina	14,596	95%	11,939	66%	11,829	75%	46,574	82%	-18%	294%
Bolivia	144	1%	5,057	28%	3,330	21%	10,165	18%	3412%	205%
Peru	0	0%	412	2%	71	0%	120	0%		69%
Ecuador	183	1%	388	2%	388	2%	0	0%	112%	-100%
Mexico	160	1%	52	0%	52	0%	0	0%	-68%	-100%
Belgium	38	0%	40	0%	36	0%	29	0%	5%	-19%
France	24	0%	53	0%	53	0%	88	0%	121%	66%
Spain	37	0%	45	0%	45	0%	24	0%	22%	-47%
United States	18	0%	18	0%	18	0%	37	0%	0%	106%
Portugal	121	1%	0	0%	0	0%	0	0%	-100%	
United Kingdom	0	0%	0	0%	0	0%	69	0%		
TOTAL	15,338	100%	18,004	100%	15,824	100%	57,106	100%	17%	261%

Source: Prepared by the Technical Secretariat on the basis of import declarations.

Table 3

Domestic prices

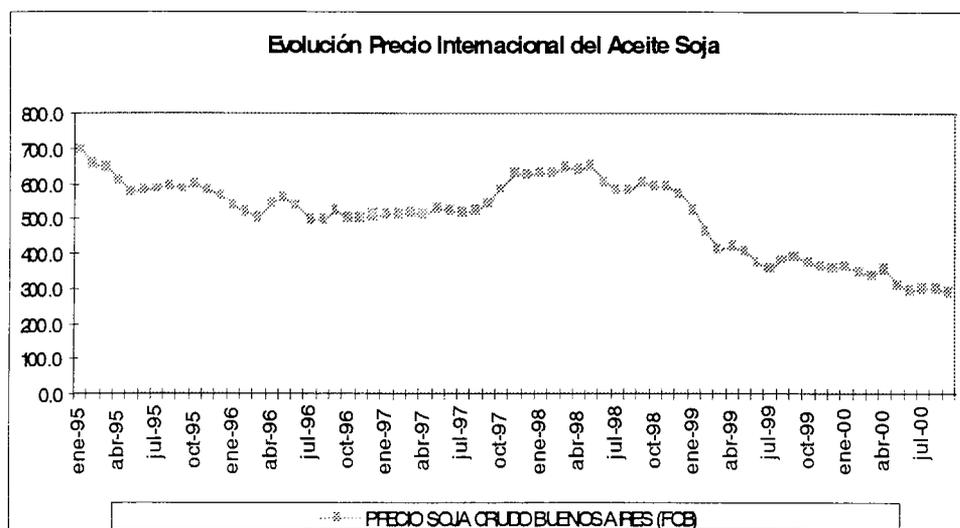
Oil: Nominal wholesale price (excluding VAT)

Month	Pesos (\$)	Dollars (US\$)	Un. Fom
Jan-97	406,012	958	30.45
Feb-97	408,174	981	30.47
Mar-97	418,067	1,010	30.99
Apr-97	424,567	1,017	31.33
May-97	424,563	1,014	31.24
Jun-97	427,195	1,023	31.36
Jul-97	416,875	1,001	30.54
Aug-97	417,079	1,005	30.41
Sep-97	424,200	1,022	30.79
Oct-97	431,395	1,041	31.07
Nov-97	431,395	1,015	30.73
Dec-97	434,739	992	30.84
Average 1997	422,022	1,007	30.85
Jan-98	431,609	952	30.59
Feb-98	439,614	980	31
Mar-98	447,382	989	31.5
Apr-98	461,879	1,018	32.44
May-98	463,848	1,023	32.44
Jun-98	471,113	1,033	32.87
Jul-98	478,749	1,030	33.31
Aug-98	489,242	1,038	33.91
Sep-98	495,631	1,053	34.25
Oct-98	507,005	1,094	34.88
Nov-98	540,864	1,168	36.94
Dec-98	542,123	1,148	36.92
Average 1998	480,755	1,044	33.42
Jan-99	558,949	1,175	37.92
Feb-99	544,167	1,103	36.94
Jan-99	558,949	1,175	37.92
Feb-99	544,167	1,103	36.94
Mar-99	545,674	1,108	37.05
Apr-99	509,398	1,056	34.43
May-99	511,490	1,055	34.41
Jun-99	508,080	1,012	34.12
Jul-99	513,294	993	34.43
Aug-99	521,538	1,017	34.95
Sep-99	509,274	971	34.07
Oct-99	505,545	940	33.75
Nov-99	515,281	948	34.29
Dec-99	510,510	949	33.88
Average 1999	521,100	1,027	35.02
Jan-00	520,574	1,000	34.46
Feb-00	520,241	1,014	34.36
Mar-00	525,927	1,043	34.56
Apr-00	538,177	1,059	35.14
May-00	522,350	1,001	33.91
Jun-00	537,486	1,015	34.8
Jul-00	521,759	961	33.71
Aug-00	509,540	925	32.88
Sep-00	488,391	863	31.44
Oct-00	489,915	863	31.37
Average 2000	517,436	974	33.66
Change 98/97	13.90%	3.70%	8.30%
Change 99/98	8.40%	-1.60%	4.80%
Change January - October/00/9	-1.00%	-6.60%	-4.40%

Source: Prepared by the Technical Secretariat on the basis of data provided by the applicant and its own data.

Table 4
Changes in the international price of soyabean oil
FOB Buenos Aires crude (US\$/tonne)

Month	Price FOB	Month	Price FOB	Month	Price FOB
Jan-95	693.2	Jan-97	510.3	Jan-99	525.3
Feb-95	658.6	Feb-97	510.7	Feb-99	462.1
Mar-95	643.8	Mar-97	515.8	Mar-99	409.6
Apr-95	605.5	Apr-97	514.1	Apr-99	422.5
May-95	573.8	May-97	526.9	May-99	407.9
Jun-95	578.7	Jun-97	525.1	Jun-99	375.2
Jul-95	584.2	Jul-97	518	Jul-99	356
Aug-95	594.3	Aug-97	521.2	Aug-99	377.4
Sep-95	588.9	Sep-97	542.7	Sep-99	390.5
Oct-95	597.5	Oct-97	588.3	Oct-99	373
Nov-95	583	Nov-97	630.1	Nov-99	364.2
Dec-95	563.7	Dec-97	622.3	Dec-99	358.9
Jan-96	535.9	Jan-98	627.9	Jan-00	363.1
Feb-96	519	Feb-98	628.2	Feb-00	347.4
Mar-96	503.6	Mar-98	645.2	Mar-00	336.4
Apr-96	542.4	Apr-98	637.6	Apr-00	351.1
May-96	558.2	May-98	648.5	May-00	311.5
Jun-96	533.8	Jun-98	601.8	Jun-00	292
Jul-96	493.6	Jul-98	581.1	Jul-00	296.4
Aug-96	495	Aug-98	584	Aug-00	301.2
Sep-96	524.8	Sep-98	605.2	Sep-00	289.3
Oct-96	500.5	Oct-98	591	1998	609.3
Nov-96	500.9	Nov-98	593.3	1999	401.9
Dec-96	507	Dec-98	568.1	Jan-Sep/99	414.1
				Jan-Sep/00	320.9
				Var. (99/98)	-34%
				Var. Jan-Sep (00/99)	-22%



12.アルゼンチン／果糖液漬け桃（桃缶）

Document symbol:G/SG/N/6/ARG/4& Suppl.1,Suppl2,G/SG/N/7/ARG/2& Suppl.1,Suppl2,
G/SG/N/8/ARG/4 & Suppl.1,G/SG/N/10/ARG/3 & Suppl.1,G/SG/N/11/ARG/3

1 調査国名

アルゼンチン

2 調査対象品目

桃缶 (peaches in water containing added sweetening matter, including syrup, preserved in any other form or in water= canned peaches)

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	2001年1月15日	2001年1月18日	2001年1月12日※
暫定発動	2001年1月15日	2001年1月18日	2001年1月19日
損害認定	2001年7月17日	2001年7月23日	
本発動	2001年7月17日	2001年7月23日	2001年8月8日

※ Resolution No.39/2001 が Official Journal に公示された日

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

・CAMARA DE LA FRUTA INDUSTRIALIZADA DE MENDOZA以下 CAFIMとする (Chamber of Industrial Fruit Production of Mendoza-国内総生産高の約 100%の生産を占めている)による調査開始申請に基づく。

・当局は、輸入の増加による重大な損害のおそれの存在が、国内産業による申請に十分に示されていると判断した。また、近時の輸入状況はセーフガード協定 6 条における遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在することを示すものである。

(2)暫定セーフガード措置の決定(12条4)

①暫定措置の正確な説明

1kgあたり 50セント (US\$0.50/kg) の特別関税賦課
MERCOSUR 締約国からの輸入には適用しない

②措置の予定適用期間

2001年1月より200日間

③輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

当局(The National Foreign Trade Commission, CNCB)による CAFIMからの申請の分析は以下の通りである。以下の分析によれば、輸入の増加により国内産業に対して重大な損害のおそれの存在の十分な証拠があると判断される。

・近時の輸入動向

(a) 輸入量：MERCOSUR 外からの桃缶の輸入量は、1998年に48%減少し、1999年に104%増加し、2000年に16%増加するものと推測される。Fob 価格における輸入量は、1996,1997,1998年に減少傾向にあったが、1999年に69%増加、2000年11月まで11%の増加であった。

(b) 国内生産との関連：2000年における年間輸入量は国内生産の13%と見込まれる。

(c) 条件-価格：1998年の輸入価格はUS\$0.755/kg、1999年から2000年11月までの輸入価格はUS\$0.575～0.625/kgである。

(d) 国内産業への重大な損害、又は重大な損害のおそれ：

1. 同種又は直接競合産品：国産の桃缶は輸入桃缶と同種又は直接競合産品である。アルゼンチンの Foodstuffs Codeによれば、桃缶とは、白桃又は黄桃、種離れの良いもの又は良くないもの、二つ割り又は薄切り、種なし又は皮なし、等の桃を、水又は果糖液入り缶詰にしたものである。World Canned Deciduous Fruit Conference 雑誌 Food News Canned Fruit Accord/Agreement等の情報によれば、桃缶は桃の品質や種類によって区別されないという点を指摘しておく。

2. 国内産業：CAFIM は、約100%近い国内生産高を産出しており、国内産業の相当な部分を占めている生産者である。

3. 国内産業の状態：

(i)生産：2000年の生産量は65,600トンと推定されており、1999年の生産レベルを維持している。

(ii)販売：1999年に販売量32,375トンと最高量に達し、2000年には12%減少と推定される。販売額も2000年には25%減の予想である。

(iii)輸出量：2000年1月から11月間に桃缶の輸出はすべての輸出地において急激に減少している。

(iv)生産能力及び操業度：生産能力は1998年には21%増、1999年13%増、2000年2%増である。操業度は、2000年に1999年から2%減少して78%である。

(v)雇用：企業によって雇用人口の計算の仕方が異なり（終身雇用とパートタイムの区別をしているか否か等）数字が出せない状況である。

(vi)費用・価格：平均費用は減少傾向にあり、1998年に11%減、1999年に0.5

%減、2000年に1%減である。また、販売価格も減少傾向にあり、1998年に8%、1999年に0.3%、2000年に20%の減少である。収益の指標としての価格/費用割合は、1998年は1.20、1999年には1.25、2000年には1.01となった。

(vii)財政状況：対象企業が multi-product 企業であるため、利益や債務についてなんらかの結論をすることはできない。

(見解) 桃缶の輸入が国内産業に重大な損害を及ぼすような形で増加したために、輸出向けの国内生産量は現在の消費量をカバーしているものの、販売価格の低下が生じている。また、2000年の特にEUにおける在庫量、及びEU生産者(ギリシャ)によるアルゼンチンに対する差別的価格設定により、重大な損害のおそれの継続が予想される。

④遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

・桃缶の1999-2000年の世界生産高は1,242,216トンと推定され、先の期間に比べて14%の増加である。また、世界輸出量は600,000トンであり、前年に比べ15%の増加である。世界在庫量は51%増と推定され、これはギリシャにおける異常な収穫が原因である。

・このような状況が、国内市場の価格の低下の原因となっている。1999年にf.o.b価格は17%落ち込み、2000年には急激に低下している。1999年1月～11月と2000年1月～11月の間には価格は10%低下している。他方、輸入量は1998年から1999年の間に104%増加しており、1999年1月～11月と2000年1月～11月の間には23%増加している。

・同時に、桃缶の消費は2000年に増加し、輸入品の割合が11%となっている。この消費の増加は、国内製品の価格の低下と一致しており、輸入品の価格が下がるたびに国内製品はその消費割合を維持できなくなるものと思われる。

・桃缶は季節的な産品であり、アルゼンチンにおける需要の時期は10月から3月である。80%の桃缶が加工される北半球においては7月から9月に加工されるが、南半球においては12月から3月に加工される。

・桃缶の北半球からの輸入量は、10月ごろ、ちょうど南半球において加工が始まり生産者と業者の契約が締結される頃に増加し、価格に重大な影響を与える。2000年の北半球における過剰生産、及びその価格が、国内の購買価格の低下をもたらしている。2000年は一ヶ月あたり10%の生産量の減少、及び20%の国内価格の低下を記録している。

・その季節的な性質のほか、桃缶の生産は、アルゼンチン国内においては Mendoza

という局所的な地域においてのみ生産加工されており、この産業においては 15,000 人、この地域の 13.4 %の人口を雇用している。

・以上の要素を考慮すれば、当局は、現在の状態が協定六条にいう「危機的な事態」を構成していると判断する。輸入の状態が現在のまま継続した場合、救済が不可能な重大な損害が発生するものと思われる。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

・ chamberからの資料によれば、生産は 1998年に 4.5 %低下、99/2000年には約 6,5000 トンで安定化している。当局によって調査をうけた国内産業全体の 60%の企業の生産は、98/99年に若干増加しているが、それは、残りの企業との合併があったからである。60%の企業の 2000年の生産は 14 %低下している。

・ 当局による調査によれば、2000年の国内生産は前年より 12%の減少である。

・ 販売価格は、2000年に前年より 14 %減少しており、1999年の消費量の増加に対して、消費に占める割合は減少している。

・ 調査によれば、雇用レベル、労働生産性、および賃金が低下しており、この低下は、販売及び生産の減少を反映している。

・ 輸出量は低下。

・ 在庫量は、マーケティング方法の変化があったため、本調査において決定的な要因とはならない。

・ 会計状況に関する情報も、調査対象企業が複数の商品を販売していることから制限的にしか考慮されないが、企業の販売における調査対象商品の貢献度は一般的に低下している(2000年の the ratio of salesは 0.59-1.12ペソにとどまっている)。

・ 販売価格は、2000年に急激に低下しており、単位あたりの価格が 10%低下している。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

・ 1996年から 2000年にかけての輸入傾向を分析する際には様々な要因(気候、相殺措置、世界の生産状態)を考慮しなければならない。調査期間のはじめである 1996年と調査期間の最後の 2000年の輸入を比べた場合、2000年の輸入量は、1996年の 85 %であり、fob 価格にして 64 %である。

・ 1996年は輸入量が非常に大きかった(14,000 トン、1000 万 fob ドル、平均価格 0.699 US\$/kg である)。ギリシャからの輸入が全体の 42%であり、価値にして全体の 36 %である。

- ・1997年、1998年の輸入量はそれぞれ55%、45%に減少しているが、これは気候の悪影響が原因である。fob価格は97/98年とも上昇傾向にある。
- ・1999年の輸入は急激に増え、前年の100%以上であり、2000年も前年の68%の増加である(2000年は、12,000ト、US\$6,400,000fob)。ギリシャからの輸入は全体の60%である。
- ・1999年の平均価格は0.625US\$/kg、2000年のそれは0.525 US\$/kgである。EU(主にギリシャ)からの輸入の平均価格は0.412 US\$/kgである。ギリシャに対する相殺関税措置にもかかわらず、輸入価格は国内価格よりも低い。
- ・国内生産に対する輸入の割合は、1999年は11%、2000年は19%である。

③措置の正確な説明

PRODUCT MERCOSUR tariff heading	SAFEGUARD MEASURE US\$/kg. net	LIBERALIZATION TIMETABLE US\$/kg. net	
		From 19 January 2001 to 18 January 2002	From 19 January 2002 to 18 January 2003
Peaches, preserved in water containing added sweetening matter, including syrup 2008.70.10	0.50	0.45	0.40
Other 2008.70.90	0.50	0.45	0.40

(出典：G/SG/N/8/ARG/4 G/SG/N/10/ARG/3 G/SG/N/11/ARG/3 p.4)

④措置の予定適用期間

2001年1月19日より3年間。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

該当せず。

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

→ ③措置の正確な説明 を参照

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))

→ (3)重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))参照

13. ブラジル／ココナッツ

Document symbol: G/SG/N/6/BRA/2

1 調査国名

ブラジル

2 調査対象品目

ココナッツ

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	2001年9月10日	2001年9月12日	2001年8月10日
暫定発動			
損害認定			
本発動			

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

・国内産業 (Sindicato Nacional dos Produtores de Coco do Brazil-SINDCOCO-国内産業とはすべてのココナッツ生産者であり、SINDCOCOのメンバーは国内総生産高の100%を生産している)の調査開始申請に基づいて、重大な損害あるいは重大な損害のおそれの存在を決定するために調査開始がなされた。

・調査対象期間(1997年11月～2000年10月)中、輸入量は153.2%、価値にして135.9%増加している。

14. エルサルバドル／豚肉

Document Symbol:G/SG/N/6/SLV/1,G/SG/N/9/SLV/1

1 調査国名： エルサルバドル

2 調査対象品目： 豚肉

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	25/1/2000	2/2/2000	25/1/2000
暫定発動			
損害認定			
本発動			

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

国内産業のための申請および申請に添付された情報および証拠に基づいて決定

○調査の停止

調査停止の決定 (5/2/2001)

WTO 通報 (12/2/2001)

WTO 公示 (20/2/2001) G/SG/N/9/SLV/1

15. エルサルバドル／米・加工米

Document Symbol:G/SG/N/6/SLV/2,G/SG/N/9/SLV/2

- 1 調査国名： エルサルバドル
- 2 調査対象品目： 米・米加工品
- 3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	13/7/2000	25/7/2000	21/6/2000
暫定発動			
損害認定			
本発動			

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

国内産業のための申請および申請に添付された資料および証拠に基づき決定

○調査終了

輸入増加の不存在および損害との因果関係の不存在

調査終了：31/5/2001

WTO 通報：12/6/2001

WTO 公示：20/6/2001 G/SG/N/9/SLV/2

16. チェコ／甘蔗糖・甜菜糖・蔗糖

Document symbol: G/SG/N/6/CZE/1, G/SG/N/7/CZE/1, G/SG/N/8/CZE/1& Corr.1, G/SG/N/10/CZE/1 & Corr.1, G/SG/N/11/CZE/1 & Corr.1

1 調査国名

チェコ共和国

2 調査対象品目

甘蔗糖、甜菜糖及び化学的に純粋な蔗糖（液状のものを含む）－関税番号 1701

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	1999.3.8	1999.3.11	1999.3.3
暫定発動	1999.3.8	1999.3.11	1999.3.12
損害認定	1999.9.15	1999.9.21	
本発動	1999.9.15	1999.9.21	1999.9.20

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

情報と証拠が含まれるチェコモロビア砂糖協会によって提出された申請書

調査実施者は、農業大臣

国内産業に重大な損害を生じさせ、又はそのおそれのある砂糖輸入の増大の証拠は農業大臣が持っている。1998/99 経済年度の第1四半期における砂糖輸入は前経済年度である1997/98年の同じ期間に比べて1,086%増加し、1996/97年の同じ期間に対して845%となった。農業大臣は、この急激な輸入量の増加が1999年の最初の2カ月においても観察されたことを証明する利用可能なデータを持っている。

国内産業から提出された証拠からみて、農業大臣は国内砂糖販売の重大な落ち込みが余儀なくさせる損失は全体でKe807百万CZK。そのうち砂糖産業がKe573百万CZK、甜菜生産者がKe234百万CZKとみている。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

① 暫定措置の正確な説明

暫定的セーフガード措置は、スロバキア共和国産のものを除き、砂糖の輸入先国に関係なく、全ての輸入ものに80%の水準の追加輸入関税を導入する関税増加の形で適用

② 措置の予定適用期間

1999.3.12 から 200 日間

③ 輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

1998年の第4四半期において砂糖輸入が実質的に増大。

関税統計によるデータは、次のとおり：

過去3年度における年間砂糖輸入（単位：トン）

1995-96	1996-97	1997-98	98.10-12
25,034	8,921	17,376	25,160

年度は10月1日から9月30日の期間を意味する。

四半期ごとの砂糖輸入（単位：トン）

1995-96				1996-97		
Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	Q 1	Q 2	Q 3
6,383	6,458	7,420	6,573	2,977	1,691	3,115

1996-97	1997-98			1998-99		
Q 4	Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	Q 1	Q 2、3/21まで
1,138	2,317	3,956	2,693	8,410	25,160	11,215

1998年第4四半期における輸入量を1996年又は1997年の同時期の輸入量の水準と比較すると、次が明らかである。：

- 1996年の同時期における輸入に比べ845%の増加
- 1997年の同時期における輸入に比べ1,086%の増加

1999年3月2日までの輸入量は、11,215トンへの増加トレンドを確認させる。

（筆者注：表では3月21日）

砂糖の実質的輸入増加は、産業に有害な影響を与える、特に、国内産砂糖購入の重大な減少と、引き続き収入損失を余儀なくさせる。この輸入傾向の継続は、国内生産の著しい減少を導き、国内産業の位置付けにおいてさらに重大な損害を引き起こすと考えられる。

④ 遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

提出した証拠からみて、農業大臣は、セーフガード協定第6条において予定された危機的な事態を生ぜしめると決定した。さらなる輸入は、チェコの砂糖会社が1999-20

00年度において彼らの生産を行うための国内ビート糖生産者との契約、や購入決定の見直しを余儀なくさせる治癒を困難にするであろう。この状況は、非常に危機的であり、暫定セーフガード措置の形で、直ちに措置する必要がある。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用について的水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

調査の責任主体である農業大臣は、国内の砂糖産業は、著しい輸入の増大に起因する重大な損害を被り、1999年3月12日に採用されたセーフガード措置がなければさらなる脅威が存在すると結論した。この結論は、以下に説明する多くの事実に基づいている。

国内砂糖生産者の販売量は、明らかに減少した。1998年10月から1999年2月の期間に、国内販売は109,000トンに落ち込んだ、それは1996/97年の同じ期間の販売量(160,412トン)の68%に当たり、1997/98のそれ(154,065トン)の71%に当たる。同じ期間に、消費における国内産業のシェアは、劇的に落ち込んだ。対照的に、輸入砂糖のシェアは、月消費量の25.6%に達するまでに増大した。

表1 国内産砂糖販売数量

市場年度	1996/97	1997/98	1998/99
数量(ト)	465,100	451,600	236,300
月平均販売数量	38,758	38,133	26,255

注; 1.年度は10月から9月
2.99年は6月まで

増大した輸入は、国内砂糖価格の価格低下をもたらし、1998年前半において甜菜糖価格上昇及び砂糖生産投入、さらにチェコ共和国の高いインフレ率の反動として現れた工場生産価格の上昇傾向を遮断した。このコスト増加は、少なくとも単純再生産を守るように工場生産価格に反映されるべきであった。しかしながら、(コストの)増大にもかかわらず、これらの価格は停滞し、生産コストとの関係において落ち込んだままであり、国内産業の利益に重大な影響を与え、影響はネガティブに転じた。

表2 価格低下

	砂糖輸入量(1)	輸入砂糖平均価格(2)	国内産企業平均価格(3)	輸入価額(1*2=4)	国内砂糖販売額(1*3=5)	結果としての価額低下(4-
1998年第4四半期	25,160	8,683	14,480	218.5	364.3	-145.8
1999年第1四半期	16,095	7,004	14,480	112.7	233.1	-120.4
1999年第2四半期	8,178	7,018	14,560	57.4	119.1	-61.7
合計	49,433			388.6	716.5	-327.9

注: 単位は、(1)はトン、(2)及び(3)はCZK/t、(4),(5),(6)はmioCZK

問題の期間に、増大した輸入は、過去3年間の同じ期間に生じた砂糖輸入量の総計と平均輸入量との差であり、合計37,696トンとなった。

表3

	QTY (t)	輸入増加量 (t)	非実現販売 額(000CZK)	98.10-99.6 の利益 (000CZK)
95.10-96.6	18,461			
96.10-97.6	7,783			
97.10-98.6	8,966			
平均	11,737	37,696	546,215	57,195

1998年に稼働した16の製糖工場の加工能力は、1日当たり甜菜糖43,800トンであった。国内市場の価格低下と国内販売の落ち込みの結果として損失(losses)が生じ、1999年の稼働製糖工場は、11工場となった。

損害(injury)は、砂糖輸入の数量によってのみ説明されうる。国内砂糖需要の大きな落ち込みと、産業的生産者価格の低下を説明できる要素は他に存在しない。98年10月から99年6月の期間に、輸入は過去3年の同じ期間に記録された平均数量を超えた。

輸入の増大は、1999-2000年度において、価格の引き下げができない国内砂糖会社をして、国内甜菜糖生産者との契約を拒否する状況をもたらした。これらはさらに、国内生産者のリストラ努力を引き起こした。

農業大臣はまた、暫定的セーフガード措置導入の理由として、世界価格の低下と輸出国の過剰供給能力特をあげ、その理由は現在も続いているとした。回復が困難な損害は、セーフガード措置がなければ、差し迫っている。1998/99年において、輸入の増大は、大まかにみて国内消費量の1四半期分に匹敵する10万トンの水準を超えると考えられる。また、国産砂糖の実現されなかった販売額(損失額)は、1.4 bioCZKになるであろう。

継続して増大した輸入は、国内砂糖生産に対する需要を減退させ、甜菜面積を急激に減少させるような状況をもたらす。1997年に94,500畝の甜菜糖栽培面積が1999年には65,000畝が栽培されたに過ぎない。セーフガード措置なしでは、精製糖業者はおそらく16,000畝分の買い付けができなくなる。甜菜糖の生産費は、38,632 CZK/畝であり、甜菜糖生産者は実現されなかった販売により0.62 bioCZKの損失を被ることになる。

現在チェコ共和国内においては11の製糖工場が稼働し、約3,300人の従事者がいる。1四半期の季節生産の落ち込みは、3カ月の825人分の仕事を失わせる。こうした事態は、失業率が10%を超えている生産地域の状況をさらに悪化させる。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

表4 1995/96-1998/99年度における砂糖輸入の概観

(年度は10-9月)

(単位:t)

	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99
総輸入量	25,704	8,921	17,375	49,433
第4四半期	6,383	2,977	2,318	25,160
第1四半期	4,658	1,691	3,956	16,095
第2四半期	7,420	3,115	2,692	8,178
第3四半期	7,243	1,138	8,409	

注: 1999年1月1日から3月11日までは、14,554トン

表5 1995/96-1998/99年度における国内消費に占める割合

(年度は10-9月)

	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99
総輸入量	25,704	8,921	17,375	49,433
消費に占める割合	5.65	1.95	4.14	24.72

注: 1998/99の数字は1999年6月30日まで

暫定セーフガード措置の採用前は、輸入は国内消費量の25.6%に達した。暫定セーフガード措置の採用後はこの割合は落ち込んだ。しかし、まだあまりに高い。

過去3年度における砂糖輸入の進展、及び現在使用可能なデータは、1998/99年度の最初の3ヶ月(1998年第4四半期)の輸入量が過去3年の年間輸入量総計を超えていることを示している。この数量は、直前の第4四半期に比べて300%の増加であり、前年度である1997/98年度と同じ期間に比べて1,086%の増加であり、1996/97年度と同じ時期に比べて845%の増加である。暫定措置の適用後においてさえ、輸入ものはチェコに入り続けている、その理由は輸入砂糖価格のおそらく4CZK/kgにまでになる劇的な低下と、暫定セーフガード措置の衝撃を避けようとする輸入業者の企てにある。

表6 輸入砂糖の価格(CZK/t)及び数量(t)

Year	I.	II.	III.	IV.	V.	VI.	VII.	VIII.	IX.	X.	XI.	XII.
1995 CZK/t	12,620	11,880	11,600	10,720	11,470	107	9,560	9,290	9,230	9,480	7,910	6,790
t	526	2,156	5,179	2,328	322	3,695	3,272	3,611	3,049	2,070	2,149	2,164
1996 CZK/t	7,860	7,760	7,580	8,510	8,560	8,470	8,780	9,030	7,930	8,690	7,750	8,900
t	1,223	1,567	1,868	2,068	2,295	3,057	2,378	1,848	3,017	1,161	799	1,017
1997 CZK/t	11,910	11,220	11,020	10,860	10,070	11,540	11,950	12,960	13,500	12,140	13,270	10,980
t	449	475	767	948	1,305	862	328	375	435	675	637	1,006
1998 CZK/t	11,310	11,180	10,950	12,720	13,590	12,780	11,910	11,470	11,750	10,670	7,830	8,280
t	499	1,260	2,197	1,661	363	668	1,832	3,257	3,320	5,999	9,315	9,846
1999 CZK/t	7,070	6,300	8,550	4,160	8,430	12,650						
t	4,875	7,851	3,369	4,286	2,291	1,601						

③措置の正確な説明

チェコ共和国の規則に基づき、農業大臣は、重大な損害又はそのおそれの認定を行い、その状況を救うために必要な措置について政府に勧告を行う。

甘蔗糖又は甜菜糖及び化学的に純粋な蔗糖（関税番号1701）について、4年間、1年当たり18,000トンの水準で、関税割当の形の措置をとることを、農業大臣は提案し、政府は決定した。関税割当の範囲内で適用される輸入関税率は、M.F.N関税率にバインドされる。関税割当を超える輸入についての付加的関税率は、80%であり、総関税の最低水準はCZK14/kgである。国別の配分は、EC（12,000トン）、ポーランド（5,000トン）及びその他の諸国（1,000トン）とされた。

関税割当と国別配分に関し、最近3年間における総輸入量のみならずそれぞれの国のシェアが考慮された。措置は重大な損害を防ぎ、救済し、調整を容易にするのに必要な範囲を超えていない、また、チェコ市場における主たる供給者との協議を反映している。

措置は、スロバキア共和国及び開発途上国産砂糖の輸入ものを除き、その産出国にかかわらず全ての輸入ものに適用される。スロバキア共和国産の砂糖の輸入は、チェコ共和国とスロバキア共和国の関税同盟協定に基づき適用される規則に従う。WTO加盟の開発途上国は、セーフガード協定第9条第1項の規定に従って、措置の適用を免除される。

期間	産出国		
	EU	ポーランド	その他
～99.12.31	3,000	1,250	250
2000.1.1-3.31	3,300	1,375	275
4.1-6.30	3,300	1,375	275
7.1-9.30	3,300	1,375	275
10.1-12.31	3,300	1,375	275
2001.1.1-3.31	3,600	1,500	300
4.1-6.30	3,600	1,500	300
7.1-9.30	3,600	1,500	300
10.1-12.31	3,600	1,500	300
2002.1.1-3.31	3,900	1,625	325
4.1-6.30	3,900	1,625	325
7.1-9.30	3,900	1,625	325
10.1-12.31	3,900	1,625	325
2003.1.1-3.11	4,200	1,750	350

政府規則 No,303Coll.で規定されている措置が適用されない諸国のリスト

アラブ首長国連邦	ギニア
アンティグア島及びバーブータ	グアテマラ
アンゴラ	ギニアビサオ
アルゼンチン	ガイアナ
バルバドス	ホンジュラス
バングラデシュ	ハイチ
ブルキナファソ	インドネシア
バーレーン	インド
ブルンジ	ジャマイカ
ベニン	ケニア
ブルネイ (ダルサラーム国)	キルギス共和国
ボリビア	韓国
ブラジル	キューバ
ボツワナ	セントルシア
ベリーズ	スリランカ
コンゴ民主共和国	レソト
中央アフリカ共和国	モロッコ
コンゴ	マダガスカル
コートジボワール	マリ
チリ	ミャンマー
カメルーン	モンゴリア
コロンビア	モーリタニア
コスタリカ	マルタ
キューバ	モーリシャス
シ浦路ス	モルディブ
ジブチ	マラウイ
ドミニカ	メキシコ
ドミニカ共和国	マレーシア
エクアドル	モザンビーク
エジプト	ナミビア
エルサルバドル	ニジェール
フィジー	ナイジェリア
ガボン	ニカラグア
グレナダ	パナマ
ガーナ	ペルー
ガンビア	パプアニューギニア

フィリッピン	トーゴ
パキスタン	タイ
パラグアイ	チュニジア
カタール	トリニダードトバコ
ルワンダ	タンザニア
ソロモン諸島	ウガンダ
シンガポール	ウルグアイ
シアレオネ	セントビンセントグレナディーンズ
セネガル	ベネゼラ
スリランカ	南アフリカ
スワジランド	ザンビア
チャド	ジンバブエ

④措置の予定適用期間

措置は 1999 年 9 月 20 日に導入される。

関税割当の形によるセーフガード措置は、4 年間続くことが予定されている。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

措置が 4 年間適用されれば、レビューが 2 年以内に行われるが、期日が予定されているわけではない。

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

セーフガード措置は、関税割当量の年率 10% の増加を通じてさらなる自由化が進められる。

17. チェコ／異性化糖

Document symbol: G/SG/N/6/CZE/3, G/SG/N/7/CZE/2, G/SG/N/8/CZE/2,
G/SG/N/10/CZE2, G/SG/N/11/CZE/2

1 調査国名

チェコ共和国

2 調査対象品目

異性化糖 (HS17023010、17024010、17026010、17029030)、異性化糖液糖 (HS21069030、21069059)、ブドウ糖 (HS17023059、17023099)、その他の糖 (HS17029099)

(注.1) 調査の結果としてブドウ糖 (HS17023059、17023099) は、本発動から除外された。

(注.2) 国際的に共通の関税番号は上 6 桁。それ以降は国によって異なる。

貿易月表及び生産局特産課の説明によると次のとおり。

HS1702：その他の稜類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ブドウ糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る）、糖水（香味料又は着色料を加えていないものに限る）、

人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない）及びカラメル

HS170230：ブドウ糖及びブドウ糖水（果糖分の含有率が 20 %未満のもの）

HS170240：ブドウ糖及びブドウ糖水（果糖分の含有率が 20 %以上 50 %未満のもの）

HS170260：ブドウ糖及び糖水（果糖分の含有率が 50 %以上のもの）

HS170290：カラメル

HS2106：調製食料品（他の項に該当するものを除く）

HS210690：その他の食料品

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	2000.12.22	2001.1.5	2000.12.20
暫定発動	2001.1.8	2001.1.10	2001.1.10
損害認定	2001.7.13	2001.7.18	
本発動	2001.8.2	2001.8.7	2001.7.26

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがた

い損害を与えるような危機的事態が存在する等)

調査は、産業貿易大臣によって、同様な又は直接競合的な産品を生産する国内産業に重大な損害を生じさせ、又はそのおそれがある、砂糖代替品の輸入が国内生産若しくは消費との関係における絶対的又は相対的な増加の証拠に基づいて、開始された。

2000年1月から11月に、問題の産品の輸入は、砂糖換算で、242%、59522ト、1999年の輸入量は24631.2トであった。輸入の増大は、チェコ共和国による砂糖輸入に対するセーフガード措置の賦課に引き続いて現れ、損失を余儀なくされている砂糖産業の重大な状況をさらに悪化させた。

調査開始の決定は、2000年12月20日付けで公表された。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

① 暫定措置の正確な説明

暫定セーフガード措置は、次の追加関税の導入によって、関税の増加の形で適用される。

HS17023010、17024010、17026010、17029030	70%
HS21069030、21069059	100%
HS17023059、17023099	60%
HS17029099	90%

追加関税は、既に他の方法が講じられているスロバキア共和国産の HS17023010、17024010、17026010 及び 17029030 を除き、原産国に係わらず全ての輸入ものに適用。

② 措置の予定適用期間

2001年1月10日から200日間(2001年6月28日まで)適用。

③ 輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

問題の産品の輸入の実質的な増大が2000年に記録されたことが判明した。

問題の産品の砂糖換算輸入数量

	1998	1999	2000[1]
HS 1702 3010, 1702 4010, 1702 6010, 1702 9030	4,978.10	6,676.60	9,313.40
HS 2106 9030	18.2	52.2	1,498.50
HS 2106 9059	1,215.90	2,424.10	20,802.30
HS 1702 3059, 1702 3099	13,604.60	15,295.10	18,317.00
HS 1702 9099	6.7	183.2	9,591.60
Total	19,823.50	24,631.20	59,522.80

[1] Data for the period of 1 January-31 December 2000.

問題の製品の国内の砂糖の生産及び消費におけるシェア
(単位：%)

	1998	1999	2000〔1〕
Domestic production	4.22	6.23	14.36
Domestic consumption	4.92	6.01	14.52

〔1〕 Data for the period of 1 January-31 December 2000.

問題の製品の輸入は、砂糖換算で、輸入が 24,631.2 トンである 1999 年に比べて 242 %の 59,522.8 トンに増加した。砂糖の実質的な輸入増加は、国内砂糖産業に悪い影響を与え、特に国産砂糖の購入の重大な減退、そして引き続いて収入欠損を余儀なくさせる。

④遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

提出された証拠に基づき、産業貿易大臣は、セーフガード協定第 6 条において予定された危機的な事態を生ぜしめると決定した。問題の製品のさらなる輸入の増加は、(砂糖から異性化糖への) 購入の見直しによってもたらされるのであるが、治療困難な損害を引き起こし、チェコの砂糖会社が国内ビート糖生産者とその生産物を契約することを困難にする。この状況は、非常に危機的であり、暫定セーフガード措置の形で、直ちに措置する必要がある。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

調査責任主体である産業貿易大臣は、砂糖の実質的な輸入増大が国内砂糖産業に重大な損害をもたらし、又はそのおそれがあると結論した。この結論は、以下に記す諸要因に基づいている。

国内砂糖生産者の 2000 年の販売量は、実質的に 1999 年の販売量の 89.9 %に減少した。対照的に、輸入製品の割合は増大し、砂糖の国内消費量の 10.65 %に達し、砂糖の国内生産量の 10.29 %に達した。同時に、国内砂糖産業における雇用者数は 2000 年に 8 %低下した。

表 1 国内砂糖販売量

	1997	1998	1999	2000
Quantity (t)	480,636	362,299	356,068	320,362
In (%)	100	75	74	67
			100	90

輸入増大は、1999 年にチェコ共和国が行った砂糖の輸入セーフガード発動に引き続いて現れ、国内砂糖産業の状況を悪化させた。国内砂糖産業への重大な影響は、特に、国産

砂糖購入の更なる減少と収入不足によって引き起こされてきた。2000年における問題の製品の輸入は、実質的にかなり低価格となり、1999年における平均輸入価格の77%となった。購入の見直しは、チェコの砂糖会社が国内ビート糖生産者から産物を購入することを経済的に困難にする。

国内砂糖産業にもたらされる損害は、製品、砂糖代替品の輸入増加によってのみ説明される。国内産業の深刻な状況を悪化させている要因は、他には見当たらない。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

問題の製品の輸入は、2000年には55,876.92トンとなり、砂糖換算で35,332.82トンとなった。

表2 輸入量

	1999	2000	Increase in	Increase in
	(t)	(t)	2000 (t)	2000 (%)
Imports of substitutes of sugar	14,249.92	70,126.84	55,876.99	392
Imports of substitutes of sugar recounted to the volume of sugar	9,342.58	44,675.40	35,332.82	378

2000年の輸入総量とその前3年の平均輸入量の差として計算される輸入量の増加数量は、60,484トン（含有砂糖換算で38,512.9トン）である。

表3 輸入増加量

	1997	1998	1999	Average for 97-99	2000	Increased imports
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
Imports of substitutes of sugar	5,291.35	9,389.66	14,249.92	9,643	70,126.84	60,484
Imports of substitutes of sugar recounted to the volume of sugar	2,911.14	6,233.75	9,342.58	6,162.50	44,675.40	38,512.90

表4 砂糖輸入製品の国内消費及び国内生産のシェア

	1997	1998	1999	2000
	(%)	(%)	(%)	(%)
Share on domestic consumption of sugar	0.72	1.55	2.28	10.65
Share on domestic production of sugar	0.55	1.33	2.36	10.29

③措置の正確な説明

次は問題の輸入産品と対応する分類番号である。

異性化糖 (HS1702.30.10、1702.40.10、1702.60.10、1702.90.30)

異性化糖液糖、その他 (HS2106.90.30、2106.90.59)

その他の糖 (HS1702.90.99)

調査の過程において出された情報に基づき、産業貿易大臣は、「果糖を含まず又は乾燥状態で果糖重量が 20 %未満のその他のブドウ糖、ブドウ糖液糖」(HS1702.30.59、1702.30.99) は砂糖の代替品ではないこと、及びセーフガード措置を適用しないことを決定した。なお、輸入関係資料には、これらの輸入数値は含まれない。

(3-1) 予定されている措置

チェコ共和国の規則に基づき、産業貿易大臣は、政府に重大な損害を救済するために必要な措置についての勧告を提出する。そこでは、過去3年間の平均輸入数量として計算される関税割当を導入することが提案された。関税割当量を超える輸入には、追加関税が課されることになる。

④措置の予定適用期間

2001年7月28日以前にセーフガード措置を導入する。

セーフガード措置は、4年間適用される。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

なし

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

関税割当量の毎年の増加

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入産品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

既に通知済

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

既に通知済

③措置の正確な説明

(含まれる製品の正確な説明)

異性化糖 (HS1702.30.10、1702.40.10、1702.60.10、1702.90.30)、異性化糖液糖、その他 (HS2106.90.30、2106.90.59)、その他の糖 (HS1702.90.99)

(措置の正確な説明)

セーフガード措置は、関税割当の形をとる。関税割当数量内の輸入には、関税表又はチェコ共和国を拘束する国際協定で宣言された輸入関税が賦課される。関税割当数量を超える異性化糖には、K e8 コルナ/kg を最低として 95 %の追加関税が課される。関税割当数量を超える異性化糖液糖、その他には、K e7 コルナ/kg を最低として 83 %の追加関税が課される。この措置は、内容量が 0.7 リッターを超えないガラス瓶入りの商品には適用されない。税割当数量を超えるその他の糖には、K e13.60 コルナ/kg を最低として 163 %の追加関税が課される。

④措置の予定適用期間

措置の適用を提案された日付は、2001.7.26。

セーフガード措置は、2004.12.31 まで有効であることが期待されている。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

適用期間が 2004.12.31 までならば、2 年以内にレビューが行われるが、日付は予定されていない。

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

全ての関税割当量は、毎年増加によって前進的に緩められる。

【第9条第1項に基づく開発途上国に対するセーフガード措置の非適用についての第9条脚注2に基づく通報】

1.措置の特定：上記参照

2.措置が適用される製品の特定：上記参照

3.セーフガード協定第9条第1項に基づき措置が適用されない開発途上国の特定、及びそれらの国の個々及び全体の輸入シェア

セーフガード協定第9条第1項に基づき措置が適用されない開発途上国のリストは、この通報に添付する。

4. 第9条第1項に基づき措置が適用されない開発途上国のリストに変更が生じれば、通報願いたい。

協定第9条第1項に従って措置が適用されない開発途上国のリスト

アルバニア	ハイチ
アンゴラ	ホンジュラス
アンティグア島及びバーブーダ	インド
バングラデシュ	インドネシア
バルバドス	ジャマイカ
ベリーゼ	ヨルダン
ベニン	ケニア
ボリビア	クエート
ボツワナ	キルギス共和国
ブルキナファソ	レソト
ブルンジ	マダガスカル
カメルーン	マレーシア
中央アフリカ共和国	マラウイ
チャド	モルディブ
コロンビア	マリ
コンゴ	モーリタニア
コスタリカ	モーリシャス
コートジボアール	モンゴリア
キューバ	モロッコ
コンゴ民主共和国	モザンビーク
ジブチ	ミャンマー
ドミニカ	ナミビア
ドミニカ共和国	ニカラグア
エクアドル	ニジェール
エジプト	ナイジェリア
エルサルバドル	オーマン
フィジー	パキスタン
ガボン	パナマ
ガンビア	パプアニューギニア
ジョージア	パラグアイ
ガーナ	ペルー
グレナダ	フィリッピン
グアテマラ	カタール
ギニア	韓国
ギニアビサオ	ルワンダ
ガイアナ	セントルシア

セントビンセントグレナディーンズ	トーゴ
セネガル	トリニダードトバコ
シアレオネ	チュニジア
ソロモン諸島	ウガンダ
スリランカ	ウルグアイ
スリナム	ベネゼラ
スワジランド	ザンビア
タンザニア	ジンバブエ
タイ	

【ポーランドからの意見】

2001年2月27日ポーランドから次の内容の文書がWTOに提出された（G/SSG/31、2001年3月1日公示）

ポーランドは、チェコの行った措置が、GATT第19条及びセーフガード協定に合致していないという見解を有しており、セーフガード協定に含まれている暫定的セーフガード措置の適用のための要件を満たしていないとみなしている。

ポーランドは、利用できる資料に基づき、当該商品が輸入され、国内産業に重大な損害を引き起こし又はそのおそれがあることを証明することは困難であるという見解を有している。また、輸入と重大な損害の損害の間の因果関係について疑いを持っている。

セーフガード協定において協議は措置の導入後直ちに開始するとされていることを考慮し、ポーランドは協定12.4に基づき、提供されている情報のレビューとこの調査の結果に関する追加的情報の獲得を目的として、協議を持つことを正式に要求する。ポーランドは、協議が持たれるまで、どのような手段も取られないようチェコ共和国に要求する。

協議は、直ちに、相互に同意する日時と場所で行われることが提案された。

ポーランドは、セーフガード協定の特に第14条のみならず紛争処理取り決めに基づく全ての権利を留保する。

【ポーランドとの関係】

2001年7月20日、ポーランドから、チェコ共和国に協議を求める通報が行われた。（G/SG/36,WTO2001年7月24日公示）

なお、この公示は、チェコのセーフガード措置をポーランドのセーフガード措置と誤記し、7月25日付で正誤が公示されている。

申し出に対し、チェコ政府は7月27日に解答し、協議を、プラハで、8月13日又は20日の週の相互に都合がつく日に行いたいとしている。（G/SG/36Suppl.1,WTO2001年7月27日公示）

18. チェコ/ココアパウダー

Document symbol: G/SG/N/6/CZE/4, G/SG/N/7/CZE/3

1 調査国名

チェコ

2 調査対象品目

重量で 80 %以上のしょ糖又はしょ糖と表示された異性化糖を含むココアパウダー—関税番号 18061090

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	2001.11.16	2001.11.23	2001.11.15
暫定発動	2001.11.27	2001.11.30	2001.11.30
損害認定			
本発動			

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

調査は、産業通商大臣が農業大臣と協力して、関係国内産業に著しい損害を与え、又は与えるおそれのあるような状況の下で、チェコ共和国において生産された砂糖の使用量を制約し、又はそれに置き換わるココアパウダーの、絶対的若しくは国内生産・国内消費との相対的輸入増大に関する十分な証拠を得て、開始された。

(2)暫定セーフガード措置の決定(12条4)

①暫定措置の正確な説明

113 %の追加関税

②措置の予定適用期間

2001.11.30 から 2002.6.17 日までの 200 日間

③輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

問題の産品が関係国内産業に重大な損害を引き起こし、又は引き起こすおそれのある増大量と条件の下で、チェコに輸入され続けていることが認められた。

Imports of product in question in tonnes recounted to the volume of sugar

	1998	1999	2000	2001 (1 January-31 October)
HS 1806 10 90	5.48	3.94	242.21	13,125.67

Share of product in question (recounted to the volume of sugar) in domestic sugar production, consumption and sales in per cent

Share	1998	1999	2000	2001
In domestic sugar production	0.0012	0.001	0.0558	2.6*
In domestic sugar	0.0014	0.001	0.0577	3.1*
In domestic sugar sales	0.0015	0.0011	0.0756	4.2*

*1 January-31 October 2001

問題の産品の輸入量は、2001年（1-10月）に、砂糖換算で13,125.67トに増加した。それは、2000年における輸入量に比べたときに5,319%の増加である。輸入量のこの劇的な増加は、保護的性格を持つ予備的手段（a preliminary measure of a protective nature）が行われなければ継続する。前3年の平均輸入量は、砂糖換算したときに93ト又は84トであった。

ココアパウダーの輸入増加によって販売できなくなった砂糖の価値は、236.8百万CZKに相当する（2001年の平均生産者価格による）。そのような実質的な輸入量の増加は、国内砂糖産業に、特に2001年の国内砂糖販売の減少によって（2000年の320,362トンに対して2001年には295,300トン）、悪影響を与えている。

④遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

ココアパウダーの輸入増加は、2001年における砂糖代用品についてのセーフガード採用と同時に起こっている。輸入の急増は、2001年の月別データから明らかである。

Monthly imports of the product in question in tonnes recounted to the volume of sugar in 2001

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
Imports recounted to volume of sugar	42	892	1,090	1,183	768	2,123	911	1,514	1,567	3,035	1,231

産業貿易大臣は、これらの全ての要因は、セーフガード協定第6条で定めるように、遅延すれば回復不可能な損害をもたらす危機的な状況を構成すると決定した。

19. スロヴァキア／豚肉

Document symbol: G/SG/N/6/SVK/1, G/SG/N/7/SVK/1, G/SG/N/9/SVK/1

1 調査国名

スロヴァキア

2 調査対象品目

生鮮、冷蔵及び冷凍豚肉 (swine meat)

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	1999年5月10日	1999年5月19日	1999年5月5日
暫定発動	1999年5月28日	1999年6月8日	1999年5月21日
損害認定			
本発動			
発動終了	2000年1月26日	2000年2月7日	1999年11月19日

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

・豚肉飼育組合(The Association of Swine Breeders 国内の豚肉の生産者の大部分を占める)による申請に基づいて、当局(The Ministry of Economy)が調査を開始。

・輸入量は、1996年にはチェコを除くすべての輸出国から20トンをであったが、1997年には70トン、1998年には5789トンとなった。1996-1997年の輸入増加指数は350%であり、1998年-1999年のそれは8,270%である。

・輸入の急増のために、国内産業の損失はSk297,000,000、従業員は6,466まで減少、1998年の生産性は1996年に比べて16%落ち込み、生きた豚の生産も18,400まで減少した。状態が変わらなければ、1999年の国内産業の損失はSk232,000,000まで落ち込むものと推定される。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

① 暫定措置の正確な説明

チェコ産の豚肉を除いて、すべての輸入豚肉に対して 43.7 %の追加関税を導入する。

② 措置の予定適用期間

1999年5月21日より200日間。

③ 輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

・ 輸入量の変化：

Imports of meat of swine during the last 3 years

Year	1996	1997	1998	1999 - Q.1
Tonnes	20	70	5,789	4,902
Indices (in %)	-	350	8,270	-

(出典：G/SG/N/7/SVK/1 8 June 1999)

・ 1998年の国内産業の損失は Sk297,000,000、従業員は 6,466 まで減少、1998年の生産性は 1996年に比べて 16%落ち込み、豚の生産も 18,400 まで減少した。状態が変わらなければ、1999年の国内産業の損失は Sk232,000,000 まで落ち込むものと推定される。

・ 1998年の国内消費における輸入製品の割合は、1997年に比べ 2.8%増加している。この傾向は 1999年も継続し、9.2%まで増加するものと推測される。

④ 遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

・ 以上により、経済省は、近時の発展が協定 6 条にいう「危機的な事態」を構成するものと判断した。輸入の追加的増加は、救済が困難になる損害をもたらすであろう。

20. スロヴァキア／甘蔗糖・甜菜糖・蔗糖

Document symbol: G/SG/N/6/SVK/2 & Corr1, S/SG/N/8/SVK/1, G/SG/N/10/SVK/1, G/SG/N/11/SVK/1

1 調査国名

スロヴァキア

2 調査対象品目

甘蔗糖又は甜菜糖、及び化学的純粋蔗糖(cane or beet sugar and chemically pure sucrose)

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	2000年10月27日	2000年11月6日	2000年10月20日
暫定発動			
損害認定			
本発動	2001年4月25日	2001年5月2日	2001年5月1日

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

・砂糖生産者の大部分を占める、砂糖組合(The Slovak Sugar Association)及び甜菜糖連合(The Union of Slovak Sugar Beet Producers)による調査申請に基づいて、スロヴァキア経済省(The Ministry of Economy)が調査開始。

・1998年の砂糖輸入量は2,599トンであり、1999年のそれは13,940トンとなり、1999年の輸入増加の割合は前年に比べ536%となった。この発展により、国内の砂糖消費に占める国内生産者の割合は6%減少した。

・輸入の増加により、1999年の国内産業の損失はSk254,000,000、従業員数は200人減

少、生産性は 10,000 トン減少した。この状態が継続すれば、2000 年には国内産業の損失は Sk386,000,000 まで達すると見込まれる。

Figure	1997	1998	1999	1998/1997	1999/1998
Total imports of sugar for domestic consumption (tonnes)	8,315	2,599	13,940	0.31	5.36
Total sales from the domestic producers (tonnes)	193,000	185,000	147,000	0.96	0.79
Production (tonnes)	217,900	153,200	193,900	0.70	1.27
Domestic consumption (tonnes)	201,815	192,590	188,940	0.95	0.98
Capacity of production (tonnes)	240,000	230,000	220,000	0.96	0.96
Production capacity utilization (%)	90.70	66.50	89.10	0.73	1.34
Employment	2,500	2,200	2,000	0.88	0.91
Economic result (mil. Sk)	-134	-753	-254	-	-

(出典：G/SG/N/6/SVK/2 6 November 2000, p.2)

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

該当せず。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b)) → (4) セーフガード措置の決定(12条1(c))参照のこと

(4) セーフガード措置の決定(12条1(c))

① 輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

1. 国内産業の定義

・砂糖組合(The Slovak Sugar Association)は、砂糖の生産について扱う団体であり、国内砂糖生産者の100%が参加している。スロヴァキアの砂糖企業は以下の通り：Juhocukor, j.s.c. Dunajská Streda, Sugar Company Nova, j.s.c. Sered', Trnava Sugar Company, j.s.c. Trnava, Šurany sugar company, j.s.c. Šurany, Považský Sugar Company, j.s.c. Trenčianska Teplá,

Sugar Company Sládkovi. ovo, j.s.c. Sládkovi ovo, Gemercukor, j.s.c. Rimavská Sobota (各企業の生産量：Dunajská Streda - 5 800 トン/day、Tnava 3,300 トン/day、Tren. ianska Teplá 2,400 トン/day、Sered' 2,100 トン/day、Rimavská Sobota 2,500 トン/day)。

・甜菜糖連合(The Union of Slovak Sugar Beet Producers)は、212の甜菜糖生産者によって構成され、スロヴァキアの62%の甜菜糖生産者が参加している。

2. 国内消費量

Year	1997	1998	1999
Sugar imports	8,315	2,599	13,940
Sugar Factory Sales	193,000	185,000	147,000
Total consumption	201,815	192,599	188,940

(出典：G/SG/N/8/SVK/1,G/SG/N/10/SVK/1,G/SG/N/11/SVK/1 2 May 2001, p.2)

3. 価格変化

・輸入価格：

1997 (in Sk/kg)

Q1	Q2	Q3	Q4	Average
5.24	11.93	12.56	11.87	10.98

1998 (in Sk/kg)

Q1	Q2	Q3	Q4	Average
24.21	14.42	11.17	17.83	12.9

1999 (in Sk/kg)

Q1	Q2	Q3	Q4	Average
6.52	9.63	4.85	4.76	6.4

(出典：G/SG/N/8/SVK/1,G/SG/N/10/SVK/1,G/SG/N/11/SVK/1 2 May 2001, p.3)

・国内価格：1997年から1998年の平均販売価格は3.7%減少している。これは、国内生産者が損失を伴ってでも国内価格を輸入価格に合わせて市場占有率を維持しようとしたためである。1999年は、財務省が国内生産者の最低販売価格をSk15/kgに設定することで国内市場価格を安定化させた。国内生産者による販売価格のみを設定し輸入者の販売価格は設定しなかったために、国内生産者には多大な損失が生じた。

Levels of market prices for Slovak sugar in		Sk/kg
1997	1998	1999
13.5	13	15

(出典：G/SG/N/8/SVK/1,G/SG/N/10/SVK/1,G/SG/N/11/SVK/1 2 May 2001, p.3)

4. 国内産業の状態

(a) 生産

Total production of the domestic industry in tons		
1997	1998	1999
213,318	153,200	151,909

(出典：G/SG/N/8/SVK/1,G/SG/N/10/SVK/1,G/SG/N/11/SVK/1 2 May 2001, p.3)

(b) 操業度

Use of the production capacity of the Slovak sugar industry (in % of operating capacity)		
1997	1998	1999
90.7	66.5	89.1

(出典：G/SG/N/8/SVK/1,G/SG/N/10/SVK/1,G/SG/N/11/SVK/1 2 May 2001, p.4)

・操業度が、1998年から1999年にかけて上がっているのは、1999年に2つの砂糖工場が閉鎖されたからである。

(c) 販売量

Volume of sales of Slovak sugar industry on the domestic market (in tons)			
Year	1997	1998	1999
Domestic Sales	193,000	185,000	147,000
Sales difference to previous year	-	-8,000	-38,000

(出典：G/SG/N/8/SVK/1,G/SG/N/10/SVK/1,G/SG/N/11/SVK/1 2 May 2001, p.4)

・1997年から1999年の販売量が激減している。調査対象期間(97-99年)の全体の販売量の減少は46,000トンである。

(d) 雇用

Employment in sugar factories(constant employment, without campaign staff		
1997	1998	1999
2,500	2,200	2,000
Employment in beet production(constant employment, without campaign staff		
1997	1998	1999
3,200	2,530	2,300

(出典：G/SG/N/8/SVK/1,G/SG/N/10/SVK/1,G/SG/N/11/SVK/1 2 May 2001, p.4)

・調査対象期間中、砂糖工場における従業員減少数は500人であり、甜菜生産における従業員減少数は900人であり、全体で1400人の減少である。

(e) 投資

・外国会社でスロヴァキアにおいて砂糖工場を所有している会社は、調査対象期間中、Sk3,000,000,000を投資し砂糖生産の近代化をはかった。直接投資は、1997年にSk393,100,000、1998年にSk95,200,000、1999年に272,800,000である。

(f) 損益

・調査対象期間中の砂糖産業の利益はゼロである。損失は、1997年は Sk133,600,000、1998年は Sk752,900,000、1999年は Sk254,000,000であり、全体として Sk1,140,500,000となっている。調査対象期間の後半には2つの砂糖工場が閉鎖しており、2000年にも1つの工場が閉鎖している。

(g) 在庫量

・1997年は 35,400 トン、1998年は 33,100 トン、1999年は 20,900 トンである。この在庫の減少は、国内生産者が砂糖の需要超過分を輸出したことによる。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

・輸入の増加量： 1997年に 8,315 トン、1998年に 2,599 トン、1999年に 13,940 トンであり、1997年から 167.6 %の増加である。1998年から 1999年の間には 536.4 %の急増である。
・輸入製品の市場占有率：1997年に 4.1 %、1998年に 1.3 %、1999年に 7.4 %増加し、全体として 1997年から 179.1 %の増加である。

Imports of sugar into Slovakia for direct domestic consumption in 1997		
	Tons	Sk (in thousands)
Germany	6.5	329
Poland	0.1	0.5
Austria	0.01	0.4
Czech Republic	7,344	82,683
Slovakia	962	8,034
Great Britain	1	36
Belgium	0.3	18
United States	0.003	0.7
Holland	1.1	188
SR total	8,315	91,290

Imports of sugar into Slovakia for direct domestic consumption in 1998		
	Tons	Sk (in thousands)
Germany	3	242
Poland	0,003	7
Austria	0.3	24
Czech Republic	2,594	33,081
Great Britain	2	128
Belgium	0.008	8
United States	0.1	52
Holland	0.002	0.04
SR total	2,599	33,542

Imports of sugar into Slovakia for direct domestic consumption in 1999		
	Tons	Sk (in thousands)
Germany	5	613
Poland	10,418	38,285
Austria	1	98
Czech Republic	3,513	50,119
Great Britain	2.2	156
France	0.002	0.5
SR total	13,940	89,272

(出典：G/SG/N/8/SVK/1,G/SG/N/10/SVK/1,G/SG/N/11/SVK/1 2 May 2001,p.5-6)

・国内産品の市場占有率：1997年から1998年の国内産品の市場占有率を見れば、国内産品が低価格の輸入の増加により国内価格の低下という困難に直面していたことが分かる。1998年から1999年に国内産品の市場占有率が96%から78%に下がった理由は、国内生産者の販売価格をSk15/kgに設定したために、安い輸入品と競争できなくなったからである。

Market share of sugar imports on total domestic consumption (%)		
1997	1998	1999
4.10	1.35	7.38

Market share of Slovak producers on total consumption (%)		
1997	1998	1999
95.60	96.05	77.80

Relation of imports to Slovak sugar factory sales		
1997	1998	1999
4.30	1.40	9.50

(出典：G/SG/N/8/SVK/1,G/SG/N/10/SVK/1,G/SG/N/11/SVK/1 2 May 2001, p.6)

③措置の正確な説明

・すべての輸出国（チェコを除く。チェコとスロヴァキア間の関税同盟設立の協定に基づく。）に対する数量制限。途上国に対する例外あり。

Country	Quantitative quota			
	2001	2002	2003	2004
Poland	3,500 tons	3,500 tons	4,000 tons	4,600 tons
Others	400 tons	400 tons	500 tons	600 tons

（出典：G/SG/N/8/SVK/1,G/SG/N/10/SVK/1,G/SG/N/11/SVK/1 2 May 2001, p.7）

④措置の予定適用期間

2001年5月1日から4年間。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

2003年2月。

21. スロヴェニア／豚肉

Document symbol: G/SG/N/6/SVN/1, S/SG/N/7/SVN/1& Suppl.1

1 調査国名

スロヴェニア

2 調査対象品目

生鮮、冷蔵及び冷凍豚肉

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	1998年11月24日	1998年11月26日	1998年10月15日
暫定発動	1998年11月20日	1998年11月26日	1998年11月21日
損害認定			
本発動			
発動終了	1999年1月19日	1999年1月22日	1999年1月16日

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

・1998年8月－9月にかけて豚肉の輸入量が49%増加し、10月においてもさらに17%継続して増加した。11月もこの傾向は続く見込みである。輸入増加は、国内の豚飼育者に対して、国産豚肉の購買の低下、国産豚肉の価格の低下という重大な損害を引き起こしている。豚肉飼育者は収益の損失を被っている。

Month/year	1997 (tonnes)	1998 (tonnes)
August	1,856	1,978
September	2,493	2,950
October	2,761	3,443

(出典: G/SG/N/6/SVN/1 26 November 1998)

・輸入データの表に基づき、スロヴェニア政府は、輸入の増加が重大な損害をのおそれをもたらしていることが明白であるので、暫定的措置を発動することを決定した。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

① 暫定措置の正確な説明

以下の形の関税引き上げを行う。

Tariff No.	Meat of swine, fresh chilled or frozen:	SIT/kg*
0203	Fresh or chilled:	
0203.11	Carcasses and half-carcasses	68.00
0203.12	- Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in	98.00
0203.19	- Other	110.00
0203.21	- Carcasses and half-carcasses	68.00
0203.22	- Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in	98.00
0203.29	- Other	100.00

* 1 ECU = SIT 187.6697.

(出典 : G/SG/N/7/SVN/1 26 November 1998)

② 措置の予定適用期間

1998年11月21日より200日間

③ 輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

急激な輸入の増加は既に1998年の8月に見られ、1997年8月に比べ6.6%の輸入増加があった。9月には18%、10月には25%、1997年のそれぞれの同月に比べて輸入が増加している。

Month/year	1997 (tonnes)	1998 (tonnes)
August	1,856	1,978
September	2,493	2,950
October	2,761	3,443

(出典 : G/SG/N/7/SVN/1 26 November 1998)

④ 遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

上記③の状況から、豚肉の追加的輸入がスロヴェニアの市場に対して国産の豚肉の需要を下げ追加的な損害を与えるであろうことは明確である。

22. ラトヴィア／豚肉

Documentsymbol: G/SG/N/6/LVA/1, G/SG/N/7/LVA/1, G/SG/N/8/LVA/1& Corr.1,
G/SG/N/10/LVA/1 & Suppl.1, Corr.1, G/SG/N/10/LVA/2

1 調査国名

ラトヴィア (LATVIA)

2 調査対象品目

豚肉 (生鮮、冷蔵、冷凍) : HS 0 2 0 3

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	1999.5.28	1999.6.3	1999.5.20
暫定発動	1999.5.28	1999.6.3	1999.6.1
損害認定	1999.12.14	1999.12.17	
本発動	1999.12.14	1999.12.17	1999.12.18
発動終了	2000.6.6	2000.6.16	2000.5.31

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

- ①ラトヴィア豚畜産協会からの要請に基づき、国家セーフガード委員会が調査を開始。
- ②国内産業に重大な損害を与え、または、与えるおそれがある豚肉の相当な輸入増加の証拠

豚肉輸入

年	1996	1997	1998	1999(1-3)	1999(4)
輸入量(t)	1,245	1,207	3,032	1,376	797
対1997年同期比(%)			251	454	790

国内産業から提出された資料によると、

豚肉の輸入増加による国内生産者の損失は、4.5百万ラツ

状況が変化しないとすれば、1999年の国内産業の損失は、23.3百万ラツとなる見込み(見積もり)

経済勘定（計算）は、農業労働者の年間一人あたりの収入の減少傾向を示している。
668.6 ラツツ（1996）→471.3 ラツツ（1998）

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

① 暫定措置の正確な説明

70%の追加的輸入税の導入による関税引き上げ
ただし、少なくとも、0.34 ラツツ/kg 徴収

② 措置の予定適用期間

200日間

③ 輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

輸入増加は 1998 年5月から始まり、12月までかなり増加した。国家関税委員会の提供した資料によると以下のとおり。

年	1996	1997	1998	1999(1-3)	1999(4)
輸入量(t)	1,245	1,207	3,032	1,376	797
対1997年同期比(%)			251	454	

豚肉の輸入増加は、国産豚肉の量の減少をもたらした。

国内産業から提出された資料によると、豚肉の輸入増加による国内生産者の損失は、4.5百万ラツツ。輸入増加の傾向が続けば、国内生産のかなりの減少をもたらす、国内産業の地位をかなり損なうこととなる。

④ 遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

国家セーフガード委員会は、以上の状況は、セーフガード協定第6条において示されている危機的な事態であると決定した。

豚肉の生産は、加工用購入によってかなり影響を受ける。これは、豚肉部門において基礎的な収入シェアを占めている産業的に肥育した豚の生産者の販売能力を特徴づけるものである。

豚肉の輸入増加の伸びは、国産豚肉の減少の量の減少をもたらした。状況はかなり危機的であり、暫定的なセーフガード措置という形で至急行動する必要がある。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

① 輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

② 輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

- ・国内産業の定義 調査を申し立てた生産者団体のうち調査に協力した豚の生産者
これらは商業的経営（50頭以上飼育）により全豚の43.1%を所有（全ての申し立て者の所有する全ての豚の89.6%）

- ・消費量（ラトヴィアの中央統計局のデータに基づいているEC提出のデータ）

年	1996	1997	1998(見積もり)	1999(見積もり)
消費量(t)	69,936	65,436	65,800	67,200

- ・輸入量・国内市場占有率

年	1996	1997	1998	調査期間
輸入量(t)	3,251.50	1,228.80	3,041.90	4,650.70
国内市場占有率(%)	4.65	1.88	4.62	6.92(*)

(*)後に6.92%を7.16%に修正

調査期間（1998.5-1999.4）の輸入量は、1997年以來378%に増加。

調査期間の国内占有率は、1998年以來50%増加。明らかに、調査期間最後の2、3ヶ月に輸入が急増した。

- ・輸入価格

価格の展開

年	1996	1997	1998	調査期間
LVL/kg	0.84	1.02	0.95	0.76

近年の中で調査期間中に輸入価格が最も低水準に暴落した。1999年の3月と4月に、平均輸入価格は、最低の0.48ラツツ/kgとなった。

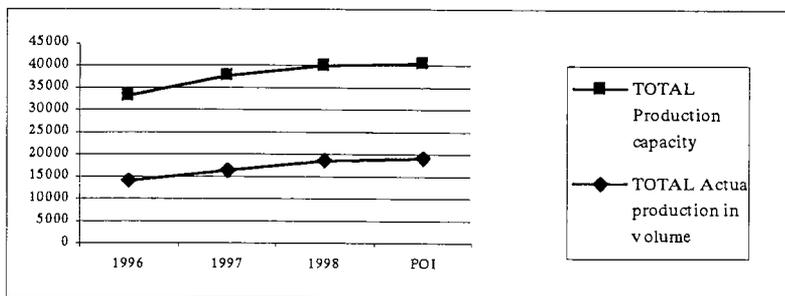
- ・生産 生産量は、1996年から調査期間にかけて緩やかに増加した。

- ・操業度

サンプル検証した生産者については、国内産業の繁殖（飼育）計画の発展により、操業度は増加した。

国家規模についての操業度は、豚肉生産者協会によって提供された（未検証の）データからは、50%を少し上回るという低水準のままであると結論される。

PRODUCTION CAPACITY AND UTILISATION					
		1996	1997	1998	POI
TOTAL	Actual production in volume	14072.8	16348.8	18771.9	19231.5
	Production capacity	19200	21200	21200	21200
	Capacity utilisation (%)	73%	77%	89%	91%
DIFF. POI-1998 (4 months)					2.45%

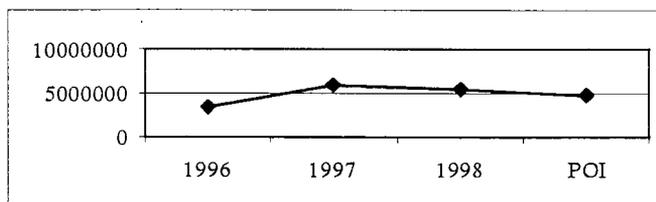


・販売数量

販売数量は、1996年から1998年にかけて比較的堅調であった。1998年と調査期間中に緩やかに増加した。しかし、厳しい価格抑制があるような期間においては、販売数量は信頼できる損害の要因ではない。事実は、農家は、短期間に生産量と販売を調整しないかもしれない。むしろ、非常に低価格で豚を売ることが余儀なくされる。これは、農家が何ヶ月にもわたる飼育計画を有しているからである。このため、突然の価格下落が起こると、農家が生産を調整し、収益を維持することは不可能である。農家が、豚を売却することができなければ、豚は加重に肥ってしまい、この場合も、価格が劇的に下落する。いずれにしても、農家に重大な損失を与える。

・売上高

TURNOVER				
	1996	1997	1998	POI
TOTAL	3420637	5969693	5419517	4827726
INDEX	100	175	158	141
DIFF. POI-1998 (4 months)				-10.92%



・市場占有率

1998年と調査期間中に国内産業の市場占有率が安定していたは、国内産業が低価格の輸入の莫大な増加がもたらした価格低下からより強烈に被害を被っていることを示している。農家は、飼育計画を続行するために、非常に低価格で豚を処理することを余儀なくされた。調査の結果、国内産業の価格低下の動向は、月ベースで輸入価格の下落動向に従っていることがわかった。これは、生産数量が調整され（在庫にする）ような他の産業とは対照的に、市場占有率よりも重要な数字である。

MARKET SHARES				
	1996	1997	1998	POI
IMPORTS	4.65%	1.88%	4.62%	7.16% (*)
LATVIAN PRODUCERS	95.35%	98.12%	95.38%	92.84%

(*)最初の通報時 (6.92%) から修正。

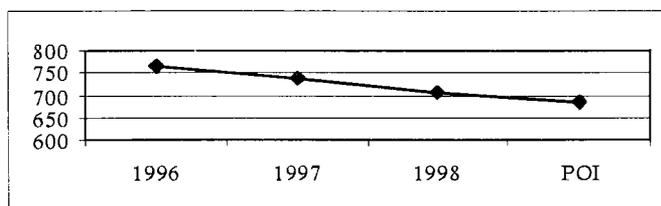
・ 価格

年	1996	1997	1998	調査期間
対1996年増加率(%)		9.2	-3.8	-20.2

低価格の輸入が1996年から増加し、ほとんどの国内産業の生産者は、輸入価格の急落に従うことを余儀なくされ、調査期間中に価格が劇的に下落した。このことは、国内産業が、完全に輸入価格の下落と平行して価格低下の被害を被っていることを示している。

・ 雇用

EMPLOYMENT				
	1996	1997	1998	POI
TOTAL	766	736	706	685
INDEX	100	96.08	92.17	89.43
DIFF. POI-1998 (4 months)				-2.97%

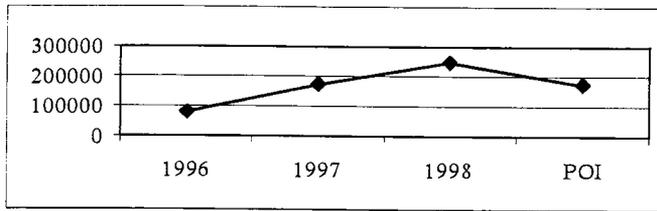


国内産業の労働力は、1996年から徐々に減少した。

労働力の減少は、生産性（労働者1人当たりの豚肉生産量）を調査期間内だけで22.4%上昇させた。

・ 投資

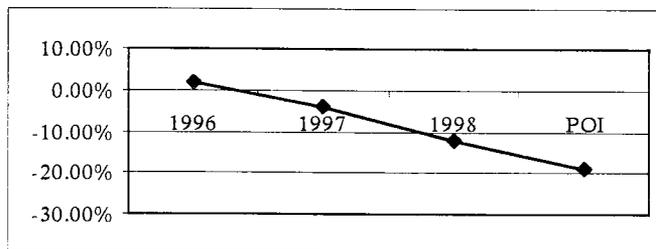
INVESTMENTS				
	1996	1997	1998	POI
TOTAL	81430	174,733	244,677	176,240
INDEX	100	214.58	300.48	216.43
DIFF. POI-1998 (4 months)				-27.97%



投資は、輸入価格の下落が特にひどかった1999年の最初の4ヶ月の間に実質的にとまった。継続中の投資用に銀行貸し付けに頼っている生産者は、1999年の上半期には、分割払いを返済・貸し付け費用の維持をすることができなくなった。低価格の輸入が投資に直接的に負の影響を与え、つまり、生産設備の長期の構造改革に必要な資金供与を奪われてしまい、生産者の生存能力を脅威にさらしている。

・収益性

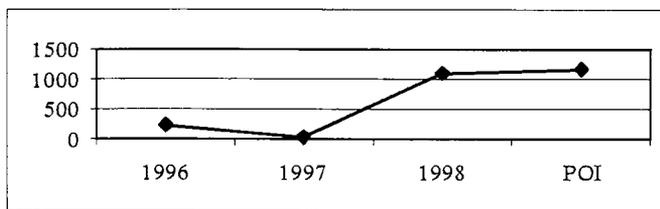
PROFIT/LOSS % ON TURNOVER				
	1996	1997	1998	POI
TURNOVER	4511269	7093385	6151746	N/A
PROFIT / LOSS	72410	-293703	-754625	N/A
% ON TURNOVER	1.61%	-4.14%	-12.27%	-18.98%
DIFF. POI-1998 (4 months)				54.73%



調査期間の後半には、生産者の中には危機的状況に耐え忍ぶことが出来ず、破産状態のために操業を中止しなければならないものがあつた。このような状況下では、緊急的な暫定措置がなく国内産業が生産・販売を続けていたら、損失の傾向はずっと悪化していたであろう。

・在庫

STOCKS				
	1996	1997	1998	POI
TOTAL	243.6	25.9	1089.9	1168.3
INDEX	100	10.63	447.41	479.6
DIFF. POI-1997				4410.81%



1997年以後、在庫が4000%も増加している。超過年齢（超過重量）の豚が最適体重のときよりもずっと安価で売買されることを前提とすれば、このことは、国内産業が被っている価格低下を示している。

・損害の結論

調査期間の間、ラトヴィアの生産者は、低価格での輸入の増加からの厳しい価格の抑圧を被っていた。この結果、国内産業に重大な損害が与えられた。調査期間と1998年を比較すれば、

総売上高 10.92%減少

操業度 2.45%増加

収益性 54.73%減少

投資 27.97%減少（1999年の最初の4ヶ月の間に事実上中止）

雇用 2.97%減少

在庫 調査期間の始めから著しく増加

従って、国内産業は、重大な損害を被っていると結論される。さらに、また、調査期間の最後の2ヶ月に間に急激な価格の下落により、暫定的セーフガード措置の切迫さが正当化される。

・因果関係

○輸入の効果

調査期間における輸入急増は、国内産業の状態の悪化（市場占有率低下、価格下落、急激な損益の悪化）と同時期であった。

調査期間中、国内産業の販売数量は、市場占有率を維持することができなかった。一方、輸入が急増し市場占有率が急増した。これと完全に平行して、国内産業の財務状況の悪化をもたらした国内価格の低下、市場シェアの喪失、投資の中止が起こった。

調査期間中、全ての生産者は、販売価格を低下せざるを得なかった。これにより収益性に負の影響を与えた。このことは、豚肉市場の価格に対する敏感性と輸入価格の低下のもつ国内生産者の価格への負の影響を示している。

○その他の要因の効果

- ・1998年のロシア金融危機が国内産業の損害をもたらしたという意見があるが、当該

危機は、ラトヴィアの豚肉業界に何の関係も有しておらず、その影響は波及され得ないので却下しなければならない。

また、最終利用者から、上記のロシア金融危機の結果、製品をロシアに輸出できなくなり、生産量が減少したために、彼らが、国内の豚肉を購入することができなくなり、国内産業にさらなる損害を与えたという意見があるが、これらの団体は国内市場から豚肉を購入し、収益を増加させたことが立証されているので、この議論も却下しなければならない。

・違法輸入に関係する巨大闇市場の存在が関係しているという意見があるが、これには証拠がない。今回の措置に関する手続きは、権限のある当局によって提供された公式のデータのみに基づいてなされるものであることから、仮に闇市場が存在したとしても、そのような違法行為は、税関、警察等の国の法律の実行に責任のある機関によって処理されるべきものであり、却下しなければならない。

その他の不正の存在についても同様である。

結論

以上のことから、調査期間の豚肉の輸入が国内産業に重大な損害を与えたと結論される。

③措置の正確な説明

以下のような可変的な輸入税を賦課する。

- ・輸入価格が「最低輸入価格」(1.05 ラツツ/kg) よりも低い場合は、その差額
- ・輸入価格が「最低輸入価格」よりも高い場合は、無税

④措置の予定適用期間

2年間 (1999.12.18-2001.12.17)

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))

(3)と同一文書。

○発動の終了

セーフガード措置の廃止法を2000年6月1日から適用すると通報。

23. リトアニア／非乾燥ペイストリーイースト

Document symbol: G/SG/N/8/LTU/1, G/SG/N/10/LTU/1

- 1 調査国名 リトアニア
- 2 調査対象品目 非乾燥ペイストリーイースト
関税番号：210210390
- 3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始			2001.1.13 ※
暫定発動			
損害認定	2002.2.14	2002.2.19	
本発動	2002.2.14	2002.2.19	2002.3.1 2002.2.11 (決定)

※調査開始時にリトアニアは WTO の加盟国でなかったことを考慮し、調査開始の通報は行っていない。

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

なし

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

該当せず

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化／輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

調査は、リトアニアにおける非乾燥ペイストリーイーストの唯一の製造業者である JSC"SEMA"による申請に基づいて開始された。

2002年2月11日、リトアニア政府は、非乾燥ペーストリーイーストの輸入に保護（セーフガード）関税を課すという決定をした。

全ての関係する要因を考慮した結果、経済省は輸入増加が国内産業の重大な損害の原因であるという結論に至った。経済省が考慮し、それに基づき重大な損害の決定をした要因は以下のとおりである。

・生産

年	生産量（トン）	対前年増加率（％）
1997	3,269	
1998	3,514	7.5
1999	2,460	-30
2000	1,180	-49.9（対1997同期比）

第1-3四半期

・操業度

1997	1998	1999	2000 1 st - 3 rd quarters
55.40%	59.60%	41.70%	26.70%

・生産性の変化

Increase or decrease from 1997 %	1997	1998	1999	2000
				1 st -3 rd quarters as compared to 1997 1 st -3 rd quarters
	-	13	-16.6	-9.5

・販売（全体）

Increase or decrease from 1997 %	1997	1998	1999	2000
				1 st -3 rd quarters as compared to 1997 1 st -3 rd quarters
	-	7.4	-24.6	-49.2

販売（国内市場における）

Increase or decrease from 1997	1997	1998	1999	2000 1 st -3 rd quarters as compared to 1997 1 st -3 rd quarters
%				
	-	-2.4	-27.5	-49.2

・国内市場占有率

1997	1998	1999	2000 1 st -3 rd quarters
91.5	86.9	66.2	44.7

・国産イーストの平均価格の低下

年 対前年増加率（％）

1997	—
1998	2.5
1999	—
2000	5.1

第1-3四半期

・損失

Increase or decrease from 1997,	1997	1998	1999
%			
	-	-3.8	67.4

・雇用

Increase or decrease from 1997	1997	1998	1999	2000 1 st -3 rd quarters as compared to 1997 1 st -3 rd quarters
%				
	-	-4.9	-9.8	-44

因果関係

調査期間中の輸入量の相当な増加と国内産業の状態の悪化の時期が一致している。

事実、上記の全ての主な要因を考慮した損害の後遺症は、かなりの輸入増加の結果である。生産と操業度ともに1997-98年にピークを迎え、99年に低下した。同時に国内消費は、2.8%増加し、99年に2.5%減少し、2000年の第3四半期までに1.8%増加した。しかし、国内生産者は、国内市場占有率を失った。

調査期間中の輸入は、ほとんど5倍に増加し、国内販売と代替した。リトアニアへの輸入が増加すればするほど、輸入品の価格下落が大きくなることが観察された。そのような輸入価格の下落の結果、国内価格が下落した。これは、さらなる会社の利益に負のインパクトを与えた。同時期に販売において最も大きな減少が記録された。

さらに、最近は、調査期間中に輸入がなかった国からの平均輸入価格より低下価格の輸入の人氣が沸いていることを注意するべきである。

結論

国内産業が被っている損害は、基本的にかかなりの輸入増加によって引き起こされている。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

a 絶対的輸入増加

調査期間中、輸入は絶対量において殆ど5倍増加した。

	1997	1998	1999	1999	2000
				1 st - 3 rd quarters	1 st - 3 rd quarters
Imports	299	475	1,198	745	1,472
					As compared to the corresponding period of 1999
Increase as of 1997 (%)	-	58.9	300.7	-	97.6

b 相対的輸入増加

Year	Domestic production (in tons)	Imports	Imports (by percentage to domestic production)
		(in tons)	
1997	3,269	229	7
1998	3,514	475	13.5
1999	2,460	1,198	48.7
2000 1 st - 3 rd quarters	1,180	1,472	124.7

c 国内市場占有率

Year	1997	1998	1999	2000 1 st - 3 rd quarters
Import share in the domestic market (%)	8.5	13.1	33.8	55.3

d 平均輸入価格の低下

	1997	1998	1999	1999	2000
				1 st -3 rd	1 st -3 rd
				quarters	quarters
The average import-price (LT/t)	3,890	3,741	2,840	3,015	2,352
%, as compared to the previous year	-	-3.8	-24.1	-	-22

③措置の正確な説明

付加的な関税の形態。22%従価税が提案されている。

④措置の予定適用期間

22ヶ月間。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

該当せず

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

Duration	From 01/03/2002 to 31/12/2002	From 01/01/2003 to 31/12/2003
Duty rate	22%	16%

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))

(3)と同一文書。

24. ヨルダン／ビスケット、チョコレート

Documentsymbol: G/SG/N/6/JOR/1 & Suppl.1,Suppl.2,Corr1 G/SG/N/8/JOR/1
G/SG/N/9/JOR/1,Corr.1,Rev1 G/SG/N/10/JOR/1

1 調査国名 ヨルダン (JORDAN)

2 調査対象品目

品目	(HS)
ビスケット	HS - 1905.30
詰め物入りチョコレート	HS - 1806.31
詰め物なしチョコレート	HS - 1806.32
その他チョコレート	HS - 1806.90

発動対象品目

ビスケット：ビスケット、ワッフル、ウエハース（全て乳児専用以外）
統一関税システム 1905.309

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	2000.12.12	2000.12.18	2000.12.10
暫定発動			
損害認定	2001.8.21	2001.8.24	
本発動	2001.8.21	2001.8.24	2001.9.1
調査終了	2001.6.26	2001.7.3	2001.6.14

チョコレートについては、セーフガード措置を課すことなく調査を終了。

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

調査は、関係製品の国内総生産高の相当な部分を占めている2つのヨルダンの生産者からの申し立てにより始められた。

国内産業から提出された資料によると、国産品の市場占有率が減少した一方で、輸入産品の市場占有率が増加した。

国内生産者の操業度は、雇用数と同様に減少し、関係製品の輸入増加があった。

○調査は国内法により原則として3ヶ月で終了する事になっているが、2001年3月18日から3ヶ月の延長を決定した。

ビスケットとチョコレートの調査を分離した。(G/SG/N/6/JOR/1/Suppl.1)

○チョコレートについては、セーフガード措置を課すことなく、2001年6月14日に調査を終了した。(G/SG/N/9/JOR/1,Corr.1,Rev1)

○ビスケットについては、2001年6月18日から一ヶ月間調査の延長を決定。
(G/SG/N/6/JOR/1/Suppl.2,Corr1)

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

該当せず

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

①輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

NPPD(国家生産保護理事会)は、ビスケットが、国内のビスケット産業に重大な損害を与える原因となる程度に調査期間中(1996-2000)に輸入されていると決定した。NPPDは、関税審議会と大臣会議に救済策を勧告した。

- ・ビスケットの輸入は、調査期間中、絶対量においても、相対量においても増加した。
- ・ビスケット生産は、調査期間中21%減少した。
- ・国内販売量は、調査期間中17%減少した。
- ・操業度は、調査期間中、41%から31%に減少した。
- ・国内産業の市場占有率は、調査期間中、89%から66%まで減少した。
- ・損失は、調査期間中、大きくかつ継続した。
- ・雇用は、調査期間中、22%減少した。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

絶対量において214%増加した。この増加のほとんど全ては最近のものである。

相対量において50.6%増加した。

③措置の正確な説明

④措置の予定適用期間

3年間の特別関税

期間	2001.9.1-2002.8.31	2002.9.1-2003.8.31	2003.9.1-2004.8.31
関税額(フィル/kg)	150	100	50

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日
該当せず

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表
上記③のとおり

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))
(3)と同一文書に同一内容を記載。

25. エジプト／脱脂粉乳

Document symbol: G/SG/N/6EGY/3, G/SG/N/7/EGY/2& Corr.1, G/SG/N/8/EGY/4, G/SG/N/10/EGY/4

1 調査国名 エジプト

2 調査対象品目 脱脂粉乳

エジプト統一関税項目 04.02.10.91, 04.02.10.99, 04.02.21.91, 04.02.21.99, 04.02.29.91, 04.02.29.99

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	2000.9.26	2000.9.27	2000.9.25
暫定発動	2000.9.25	2000.9.26	2000.9.26
損害認定	2001.3.30	2001.4.3	
本発動	2001.3.30	2001.4.3	2001.4.12

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

経済・外国貿易省は、国内産業からの要請とそこに含まれている情報と証拠に基づき調査を開始した。

経済・外国貿易省は、国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある、絶対量での輸入増加の証拠を有している。

輸入量

	1997	1998	1999	2000(1-6)
対1996年増加率(%)	10	21	89	66

重大な損害の証拠は、国内産業が、著しい全般的な悪化記録していることを示した。国内産業の売り上げ収益、平均販売価格、投資収益は、全て深刻に衰退した。利益における重大な衰退があった。

大量の増加する輸入が重大な損害をもたらしたことも分かった。

従って、経済外国貿易省は、調査開始を決定した。

調査開始については、政府機関誌で発表された。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

① 暫定措置の正確な説明

関税引き上げ。全ての輸入品に c i f 価格の 4 5 % の追加的税を導入する。

② 措置の予定適用期間

2 0 0 日間。

③ 輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

粉ミルクの重大な輸入増加が、以下のとおり記録された。

	1997	1998	1999	2000(1-6)
対1996年増加率(%)	10	21	89	66

重大な輸入増加は、国内産業に不利な影響を与えている。輸入増加の伸びは、国内生産者の利益に重大な衰退をもたらした。これは、非常に重大であったために、国内生産者の持続的な生存可能性が本当に疑わしくなった。直ちに救済措置がとられなければ、国内産業にかなりの損害をもたらすような危機的な状況に、国内産業は直面している。そのような損害は、修復困難であろう。

④ 遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

提出された証拠から、経済・外国貿易省は、セーフガード協定第6条に規定する危機的状況を構成すると決定した。また、輸入増加は、売り上げ、平均販売価格、投資収益と利益の減少という形で重大な損害をもたらし、その結果、エジプトの牛乳の生産者が重大な損害を被っている。国内産業に関係する広範囲な要因が調査された。重大な損害の証拠は、国内産業の状況の著しい全般的な悪化を示した。

従って、状況は非常に深刻であるため暫定セーフガードの緊急的導入が必要であると考えられた。そのような措置は、回復しがたいずっと大きな損害を防ぐために、緊急的に導入されなければならない。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

① 輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

重大な損害の調査期間中に達した結論の概要は以下のとおりである。

- ・ 輸入は、絶対量においても相対量においても、1997年から相当増加しており、増加率は年々加速している。
- ・ 販売収入の相当な減少が、1999年と2000年上半期にあった。
- ・ 国内産業の市場占有率が、1999年と2000年上半期に減少した。
- ・ 利益の相当な減少が、1999年と2000年上半期にあった。

- ・投資収入の相当な減少が、1999年と2000年上半期にあった。
- ・上記の損害は、輸入が増加したときに起こった。
- ・損害の他の原因を調査した。産業経営者が述べていない多数の損害の他の側面がある。(生産の季節性や酪農部門の過剰投資を含む)。これらの損害要因は、大規模な輸入増加の前に存在していた。
- ・突然の輸入急増は損害要因を重大なものとした。
- ・損害のおそれではなく、実際の損害が見いだされた。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

1997年以来輸入の絶対量における増加があった。

	1997	1998	1999	2000(1-6)
対1996年増加率(%)	10	21	89	66

国内産業に比較した輸入(の相対的)増加がある。

年	1996	1997	1998	1999	2000(1-6)
相対輸入量(%)	7.2-7.4			10.8	11.1

③措置の正確な説明

以下のセーフガード措置が3年間課し、徐々に緩和される。

Years	First year	Second year	Third year
Duration	From	From	From
	12/04/2001 to	12/04/2002 to	12/04/2003 to
	11/04/2002	11/04/2003	24/09/2003
Duty rate (as percentage of c.i.f. value)	15%	7%	3%

④措置の予定適用期間

3年間(暫定措置の200日間分短い)。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

該当なし

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

③の表の通り年々緩和され、3年経過後は0となる。

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))

(3)と同一文書に(3)の次に記載されており、以下以外同一内容。

措置導入予定日: 2001年4月12日

26. モロッコ／生鮮バナナ

Document symbol: G/SG/N/6/MAR/1, G/SG/N/7/MAR/1, G/SG/N/8/MAR/1, G/SG/N/10/MAR/1

1 調査国名 モロッコ

2 調査対象品目 生鮮バナナ（モロッコ関税表 08.03.00.00.10）

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	2000.7.18	2000.7.24	2000.6.26
暫定発動	2000.10.17	2000.11.1	2000.8.10
損害認定	2001.4.26	2001.5.22	
本発動	2001.4.26	2001.5.22	2001～

4 通報文書

(1) 調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

調査は、国内産業から提起された申し立てに従い、また、その情報と証拠に基づいて貿易・産業・工芸省により開始された。

貿易・産業・工芸省は、国内産業に重大な損害を与え、また与えるおそれのある、国内生産に比較しての(相対量における)、また、絶対量における相当なバナナの輸入増加の証拠を有している。

バナナの輸入は、1997年から1998年にかけて-9.8%の変化に対し、1998年から1999年にかけて179%も増加した。

売り上げと利益は深刻に減少し、同時に生産者に支払われる価格は、非常に下落した。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

① 暫定措置の正確な説明

150%の関税引き上げ(付加的関税)

②措置の予定適用期間

200日間

③輸入増加が重大な損害又はそのおそれの原因になっている根拠

・輸入増加

バナナ輸入は、1999年179%の率で増加した。

Year	1997	1998	1999
Quantity(tonne)	4,849	4,374	12,211
Rate of	-	-9.80%	179%

・輸入生産物の国内市場占有率

年	1997	1998	1999
%	5.2	4.3	11.1

・バナナ生産者の損害

生産者の得た利益

年	1997	1998	1999
利益(百万DH)	148.8	61.3	99

・国内市場価格への影響

年	1997	1998	1999
DH/kg	6.5	5.5	4

平均単位生産費用：4.9DH/kg

・輸入増加と重大な損害の因果関係

2, 3ヶ月（国内生産の限界時期に一致）に集中された莫大な輸入は、国内のバナナの市場での処理を邪魔して、貯蔵機能を国内バナナの損害をもたらすまで阻害した。

この配分経路の阻害の結果、生産者は、生産費用を賄えない価格で生産物を処分せざるを得なかった。

④遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する根拠

暫定措置を適用しなければ、回復しがたい損害を与えられられた。

作付け面積が11%減少

小作地が推定7%減少

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

① 輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化/輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

② 輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

・ 国内産業

調査は、アンケート調査に回答のあった232のバナナ生産者についてである。推定で、回答者の生産量は全体の56.5%、作付け面積は43.9%となる。

調査データは、1995-1996作物年度~1999-2000作物年度の範囲である。

・ バナナ輸入

Year	1997	1998	1999
Quantity	4,849	4,374	12,211
Rate of increase	-	-9.80%	179%
Market share	5.20%	4.30%	11.10%
Average import price	4,671	4,182	3,660
DH/tonne			

・ 面積、生産、販売

crop year	1995-1996	1996-1997	1997-1998	1998-1999	1999-2000
作付面積(ha)	1220	1381	1542	1691	1712
対前年増加率(%)		13.2	11.7	9.7	1.2
生産量(トン)	48315	55048	61799	67438	67751
対前年増加率(%)		13.9	12.3	9.1	0.5
販売額(百万DH)	282.6	308.3	331.9	320.3	288.6
対前年増加率(%)		9.1	7.7	-3.5	-9.9

作付面積と生産量は、同様の傾向で変化した。増加傾向であるが、増加率は減少し、1999-2000作物年度に増加率が激しく下落した。

販売価格は、増加した後、1998-1999作物年度に減少し、1999-2000作物年度に急激に下落した。

バナナ供給の性質を前提とすれば、作付け面積と生産量の傾向を損害の基準として利用することはできない。なぜなら、生産は、(12ヶ月より長い)作物年度の途中やその作物年度終了後にでさえ、調整することができない。1999-2000作物年度の実産は、1997-1998作物年度において作付けされた結果である。

作付面積の拡大の減速はバナナ生産に関する生産者のためらいを示している。

販売額の傾向は、販売量の減少を反映したものではない。バナナは、長期間保存すること

ができないので、短期間で市場に出さなければならないからだ。むしろ、直接販売価格の下落に帰因する価値の下落を反映している。

・土地生産性と労働生産性

crop year	1995-1996	1996-1997	1997-1998	1998-1999	1999-2000
土地生産性(t/ha)	約39.8t/haで安定				
(千DH)	230.5			189.2	166
増加率(%)	基準年			-21.8	-28
労働生産性(t/人)	16.9	17.2	17.95	18.24	18.56
(千DH)	98.5			86.5	77.5
増加率(%)	基準年			-12	-21

生産は、作物年度の途中で調整することができず、生産者は即時に対応することができない。生産量を調整するためには、少なくとも2年はかかる。

・雇用と賃金

crop year	1995-1996	1996-1997	1997-1998	1998-1999	1999-2000
土地生産性(t/ha)	約39.8t/haで安定				
(千DH)	230.5			189.2	166
増加率(%)	基準年			-21.8	-28
労働生産性(t/人)	16.9	17.2	17.95	18.24	18.56
(千DH)	98.5			86.5	77.5
増加率(%)	基準年			-12	-21

2000年における雇用の僅かな減少と賃金の減少は、損害の構成物として取り上げることができる。農業部門にとって、雇用は、田舎の職業創出と賃金に関する問題において、とりわけ繊細であることが重要である。失業と不完全雇用の影響は、都会においてよりも田舎においての方がより波及する。

・単価と利益

crop year	1995-1996	1996-1997	1997-1998	1998-1999	1999-2000
平均生産費(DH/kg)	約4.73で安定				
平均単価	5.85	5.6	5.37	4.75	4.26
平均単位利益	1.18	0.92	0.64	0.01	-0.59

平均庭先価格の下落が、国内バナナ産業の被っている損害の根本にある。1998-1999の下落の原因は、国内生産物がまさに市場に出回ろうとした期間での貯蔵・完熟施設をほとんど飽和させた輸入の集中である。

生産者は、特に輸入バナナが輸入価格の下落により低価格で販売されたので、販売価格を下げなければならなかった。

・利潤

crop year	1995-1996	1996-1997	1997-1998	1998-1999	1999-2000
利潤(百万DH)	57		39.5	0.67	-40
(DH/ha)	46730			400	-23000
利潤率(%)	20.17			0.21	-13

販売額と利潤の割合で計算される利潤率は、低下した。

輸入増加に帰因する庭先価格の下落の直接の結果として、バナナは、よりよい市場機会を伺って貯蔵しておくことができないために原価割れで販売された。

・因果関係

アンケート調査した全ての生産者によれば、1999年における比較的安価なバナナの輸入増加が、国産品が市場にでる時期と一致したために、輸入がバナナ部門における損害の原因である。

1999年に輸入が国内生産にとって致命的な時期に行われたため、また、バナナの貯蔵、完熟、処理施設が過密となったために、市場向けの国産バナナの売上げは急落した。

バナナは腐りやすく、生産者によっては一般的に直接に市場に出されない。この場合に、生産者は、バナナ輸入との競争が国内市場における価格と量にもたらす影響が原因で庭先価格を下げなければならなかった。

その結果、1999年と2000年早期において国内生産は比較的低価格で、場合によってはコストよりも低い価格で市場に出された。

・損害と因果関係についての結論

損害の原因は輸入である。輸入の影響は、暫定的な関税が施行された以後でさえ続いている。生産者の状態は、見通しの欠如、天候の不確実性が原因で改善していない。輸入の再開は、国内産業をさらに悪化させるだろうと判断した。

バナナ輸入は、損害を引き起こした。従って輸入の実質的再開は、国内生産にとって重大な損害のおそれとなるだろう。

莫大な輸入の存在と重大な損害のおそれは、セーフガード措置の適用を正当化する。

③措置の正確な説明

④措置の予定適用期間

⑥適用期間が1年超の場合は、漸進的緩和の計画表

4年間の措置。付加的な従価税の形で、150%から毎年10%ずつ緩和する。

Year	2001	2002	2003	2004	2005
Additional duty	150%	140%	130%	120%	0%

最低輸入水準を維持するために、毎年7000トンの関税割当の範囲内（過去3年間の平均輸入量の半分）には、付加的関税を免除する。

⑤適用期間が3年超の場合は、見直しを行う期日

なし

(4)セーフガード措置の決定(12条1(c))

(3)と同一文書。

27. オーストラリア／豚肉

Documentsymbol: G/SG/N/6AUS/1& Suppl.1, G/SG/N/8/AUS/1, G/SG/N/9/AUS/1

- 1 調査国名 オーストラリア
- 2 調査対象品目 豚肉（冷凍のもので、枝肉・半丸枝肉、骨入りのもも肉・肩肉・その部分肉を除いたその他のもの）
オーストラリア関税表 0203.29.00

3 日程

	通報日	WTO公示日	開始(導入)日
調査開始	1998.7.16	1998.7.28	1998.7.10
暫定発動			
損害認定	1998.12.15	1998.12.18	1998.11.12
本発動			
調査終了	1999.2.9	1999.2.16	1999.1.22

4 通報文書

(1)調査の開始(12条1(a))

調査開始の理由(国内産業からの要請、調査開始の基礎となる証拠、遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的事態が存在する等)

調査は、産業界からの陳情に従い、政府の職権により開始された。

ニュージーランド以外の国からの輸入(トン)

1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
374	1,685	3,105	2,191	1,693	4,042	5,877	9,091

ニュージーランドは、オーストラリア・ニュージーランド経済貿易緊密協定と1994年ガット24条8(b)に従って、セーフガード協定に基づく措置から除外される。実質的にその他全ての輸入はカナダからのものである。

産業界は、カナダの輸入が、価格低迷と製造(加工)用のための豚肉需要における国内生産物の排除(代替)を通じて重大な損害を与え、また与えるおそれがあると申し立てている。

現在行っている調査は、暫定措置の必要性については、調べていない。

(2) 暫定セーフガード措置の決定(12条4)

該当せず。

(3) 重大な損害又はそのおそれの認定(12条1(b))

① 輸入増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠(輸入製品の国内市場占有率、販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化／輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間の因果関係が存在する証拠、他の要因の関連性等)

1998年11月12日、産業競争力委員会は、国内産業に重大な損害を与えるような増加した数量で豚肉がオーストラリアに輸入されていると政府に報告した。

損害と因果関係に関する情報は、産業競争力委員会が、政府に提出した報告書に記載されている。以下はその抜粋である。

○重大な損害

産業競争力委員会は、1998年の殆どの間、豚の価格が平均生産費用よりも低いため、国内産業が重大な損害を受け、また、受けつつあるという見解である。この結果、豚の肥育業者全範囲にわたる財務上の損失となった。小規模製造業による骨なし肉やその他切り肉需要の減少も豚のと畜場や骨抜き場の利益に影響を及ぼしたようである。

年の早い月(時期)における損失あるいは少なくとも低収益というものは、通常豚のサイクルの一環の一部であるようであるが、1998年における損失は、例年におけるものよりも強烈で長引いたようである。その結果、国内産業の状態の著しい全般的な悪化を引き起こした。

低収益は、低価格により引き起こされる。豚肉産業は、通常、年の上半期における低価格は予期していたであろう。しかし、最近の価格下落は、従来の高需要の期間(1997年10月)中に始まり、1998年半ばまで続いた。1998年7月から価格は上昇し、9月、10月には、食肉業者に対する価格が190c/kgまでになった。しかし、この価格は、1990年から1996年にかけての同時期の価格より約25c/kg低く、1990年から1995年(1996年の最高値を除くこととなる)にかけての同時期の価格より20c/kg低く、昨年同時期の価格より30c/kg低い。9月と10月におけるなだらかな価格の変化は、今年は「クリスマス賞与」がないだろうことを示している。

○因果関係

産業競争力委員会は、1996年半ば以来のカナダからの輸入増加が国内産業に重大な損害を与えたという見解である。さらに、輸入増加が1998年における豚の低価格と収益損失(国内産業の状態の著しい全般的な悪化を引き起こしたもの)の主要な原因であるという見解である。1997年10月以来の国産豚肉に対する需要の大幅な減少とその結果として起きた豚肉価格の長引く、強烈な下落を説明できるその他の要因もないように思われる。

②輸入の絶対量における増加、または、輸入の相対量における増加の情報

産業競争力委員会が、政府に提出した報告書に記載されている。以下はその抜粋である。

年次	1995.7-96.6	1996-97	1997-98
輸入量(トン)	3130	8550	7990
対前年増加率(%)		173	-6

③措置の正確な説明

産業競争力委員会は、初年度10%関税、次年度5%関税、それ以後0%と提案。

④措置の予定適用期間

該当せず。政府は、導入時期等、まだ決定していない。

○調査終了

1999年1月22日、オーストラリア政府は、セーフガード措置を発動する意思のないこと、その代わりに豚肉産業に調整援助を与えることを発表した。

調査・発動事例別の担当者一覧

国名	輸出品目	担当者
韓国	大豆油	間宮勇（明治大学法学部）
韓国	乳製品（脱脂粉乳調整品）	間宮勇（明治大学法学部）
	上級委員会報告書概要	間宮勇（明治大学法学部）
韓国	ニンニク	間宮勇（明治大学法学部）
米国	生鮮冬トマト	間宮勇（明治大学法学部）
米国	生鮮トマト、シシトウ	間宮勇（明治大学法学部）
米国	小麦グルテン	内記香子（東京大学法学部附属外国法文献センター）
	（参考）USITC 報告書抜粋	勝又健太郎（農林水産政策研究所）
	上級委員会報告書概要	内記香子（東京大学法学部附属外国法文献センター）
米国	ラム肉	勝又健太郎（農林水産政策研究所）
	（参考）USITC 報告書抜粋	勝又健太郎（農林水産政策研究所）
	上級委員会報告書概要	勝又健太郎（農林水産政策研究所）
米国	カニの身	勝又健太郎（農林水産政策研究所）
チリ	小麦・小麦粉、砂糖、食用植物油	堀越孝良（農林水産政策研究所）
	（参考）チリの国家委員会及び価格帯について	堀越孝良（農林水産政策研究所）
チリ	粉乳・UHT牛乳	堀越孝良（農林水産政策研究所）
チリ	混合食用油	堀越孝良（農林水産政策研究所）
アルゼンチン	果糖液漬け桃（桃缶）	内記香子（東京大学法学部附属外国法文献センター）
ブラジル	ココナッツ	内記香子（東京大学法学部附属外国法文献センター）
エルサルバドル	豚肉	間宮勇（明治大学法学部）
エルサルバドル	米・加工米	間宮勇（明治大学法学部）
チェコ	甘蔗糖・甜菜糖・蔗糖	堀越孝良（農林水産政策研究所）
チェコ	異性化糖	堀越孝良（農林水産政策研究所）
チェコ	ココアパウダー	堀越孝良（農林水産政策研究所）
スロヴァキア	豚肉	内記香子（東京大学法学部附属外国法文献センター）
スロヴァキア	甘蔗糖・甜菜糖・蔗糖	内記香子（東京大学法学部附属外国法文献センター）
スロヴェニア	豚肉	内記香子（東京大学法学部附属外国法文献センター）
ラトヴィア	豚肉	勝又健太郎（農林水産政策研究所）
リトアニア	非乾燥ペーストリーイースト	勝又健太郎（農林水産政策研究所）
ヨルダン	ビスケット、チョコレート	勝又健太郎（農林水産政策研究所）
エジプト	脱脂粉乳	勝又健太郎（農林水産政策研究所）
モロッコ	生鮮バナナ	勝又健太郎（農林水産政策研究所）
オーストラリア	豚肉	勝又健太郎（農林水産政策研究所）

平成14年9月25日 印刷・発行

行政対応特別研究〔野菜〕プロジェクト研究資料 第1号

WTO体制下における農産物セーフガードに関する調査資料

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒114-0024 東京都北区西ヶ原2丁目2-1

電話 東京 (03)3910-3946

FAX (03)3940-0232
